

# 点検・評価報告書

龍谷大学短期大学部

## 目 次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	23
第4章 教育課程・学修成果	27
第5章 学生の受け入れ	42
第6章 教員・教員組織	51
第7章 学生支援	62
第8章 教育研究等活動	74
第9章 社会連携・社会貢献	89
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	96
第2節 財務	108
オプション項目	114
終章	119

---

## 序章

---

本学は、2013年度に貴協会による認証評価を受審している。この認証評価結果において、長所として評価される事項があった反面、改善すべき「努力課題」1項目の指摘を受けた。

この評価結果は、全学内部質保証推進組織である全学大学評価会議において、①認証評価を通して顕在化した伸長すべき点や改善課題は、今後の自己点検・評価制度に活かしていくこと、②指摘された努力課題のすべてにつき計画的に改善の取組を進めることを本学の内部質保証システムの1つである「組織としての自己点検・評価」の中で改善につなげていくことを決定した。加えて、関係部署のみならず、各組織を対象とした「認証評価に係る全学説明会」を開催し、認証評価結果を共有した。

認証評価結果の努力課題に対する「改善報告書」は、全学大学評価会議が全学的観点から改善状況の精査を行った上で、2017年7月に貴協会へ提出した。その後、「改善報告書検討結果」では、成果としての改善が認められており、毎年度これを継続的に取り組むことを含め、本学の掲げる理念・目的の達成に向けて引き続き努力を重ねており、このことを全学大学評価会議において確認している。

前回の認証評価受審（2013年度）以降、本学の内部質保証システムを一層充実させるため、様々な取組を行った。組織の自己点検・評価では、2015年度に「大学評価に関する規程」の改正を行い、大学評価委員会委員の増員と、任期を短くして委員の負担軽減を図るとともに評価者養成を図ることとした。

教員活動自己点検においては、第5次長期計画の中でその活性化に向けた検討を行い、点検結果の組織的活用方策を含む「教員活動自己点検の手引き」（以下「手引き」）を作成した。手引きに基づく各組織のFD活動は、2017年度以降、全学大学評価会議において毎年度の計画と実績を確認し、全学でGood Practiceを共有する取組を行っている。

2019年度には、これまでの「龍谷大学内部質保証のあり方について」を見直し「内部質保証に関する方針」を定め、本学の内部質保証の基本的な考え方、内部質保証推進責任組織（全学大学評価会議）等について明示した。

教学マネジメントの観点からは、本学の「教育理念・目的」と3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）を検証して、改善・向上の提言を担う委員会を設置し、教育の質向上を目指すこととしている。

本学では、2020年度から新しい長期計画「龍谷大学基本構想400」が始動する。本基本構想が掲げる将来ビジョンの達成に向けて、今後も内部質保証システムを通じた教育研究水準等の維持・向上に努めていく所存である。

なお、本短期大学は、一つの学校であるものの龍谷大学（4年制）の一学部として位置付けられ、意思決定機関、各種委員会等の審議機関並びに図書館、センター及び事務組織を共有し、教育研究活動、学修支援活動、社会貢献活動及び大学運営を行っている。

各章の現状説明の評価・点検項目によっては、併設大学との取組を記載しているものがあることを、あらかじめ申し添える。

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科の目的の連関性

#### (1) 短期大学の理念・目的の設定

本学は、1950年、日本における短期大学制度の創設と同時に、龍谷大学短期大学部仏教科として誕生した。1962年に社会福祉科を開設し、保育士養成を中心に取り組み、以来、有為の人材を輩出してきた。1985年には専攻科仏教専攻を開設したが、時代の要請により仏教科並びに専攻科仏教専攻は、併設する龍谷大学文学部に移管され、専攻科は1992年に開設された福祉専攻のみとなったが、2010年にその社会的使命・役割を一定程度果たしたとして閉鎖した。本学の個性化への対応として、2011年には社会福祉科を社会福祉学科に名称変更するとともに、こども教育学科を設置した。

併設大学である龍谷大学は、1639年に西本願寺境内（京都市下京区）に設けられた教育機関「学寮」を起源とし、以来381年にわたって絶え間なく進取を尊ぶ伝統の下、常に時代の要請に応えながら、新たな知の創造と建学の精神に基づく有為の人材を養成することに努めている。

2019年には創立380周年を迎え、現在、3キャンパス（大宮・深草・瀬田）に、9学部10研究科1短期大学部を擁する総合大学となっている。

この歴史的経緯の中で、本学の大学運営及び教学展開の拠り所となるのが「浄土真宗の精神」であり、そのことを「学校法人龍谷大学寄附行為」第3条及び「龍谷大学短期大学部学則（以下「学則」）」第3条に定めている（資料1-1、1-2）。

学校法人龍谷大学寄附行為

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、浄土真宗の精神に基づく教育を施すことを目的とする。

龍谷大学短期大学部学則

第3条 本学は、教育基本法並びに学校教育法による短期大学として、浄土真宗の精神に基づき実際に即した専門の教育を施し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。

上述のとおり、本学は「浄土真宗の精神」を建学の精神とする短期大学であり、現在、「建学の精神」及び「龍谷大学短期大学部の教育理念・目的」を次のとおり定めている。

## 龍谷大学「建学の精神」

龍谷大学の「建学の精神」は「浄土真宗の精神」です。

浄土真宗の精神とは、生きとし生けるもの全てを、迷いから悟りへ転換させたいという阿弥陀仏の請願に他なりません。

迷いとは、自己中心的な見方によって、真実を知らずに自ら苦しみをつくり出しているあり方です。悟りとは自己中心性を離れ、ありのままのすがたをありのままに見ることのできる真実の安らぎのあり方です。

阿弥陀仏の願いに照らされ、自らの自己中心性が顕わにされることにおいて、初めて自己の思想・観点・価値観等を絶対視する硬直した視点から解放され、広く柔らかな視野を獲得することができるのです。

本学は、阿弥陀仏の願いに生かされ、真実の道を歩まれた親鸞聖人の生き方に学び、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成します。このことを実現する心として以下5項目にまとめています。これらはみな、建学の精神あってこそその心であり、生き方です。

- ・すべてのいのちを大切にする「平等」の心
- ・真実を求め真実に生きる「自立」の心
- ・常にわが身をかえりみる「内省」の心
- ・生かされていることへの「感謝」の心
- ・人類の対話と共存を願う「平和」の心

## 龍谷大学短期大学部の教育理念・目的

建学の精神に基づき「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成する。

本学の建学の精神である「浄土真宗の精神」は、普遍的かつ不変のものであり、この建学の精神を具現化するところに本学の存在意義がある。

建学の精神及び教育理念・目的に掲げる「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」は、親鸞聖人の生き方を踏まえて、1969年に当時の学長である星野元豊が要約したものであり、まさに本学の育成すべき人間像をあらわしている。1996年には、建学の精神を共に学び共に実践するため、平易な表現として「平等」「自立」「内省」「感謝」「平和」の5項目にまとめた。

### (2) 短期大学の理念・目的と学科の理念・目的の連関性

本学は、短期大学の理念・目的である建学の精神及び教育理念・目的を踏まえ、学科の教育理念・目的を学則に定めている。学科の教育理念・目的では、建学の精神に基づき、それぞれの個性や特徴を明らかにするとともに、育成する人間像を明示している(資料1-2)。

また2015年度に「学科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」を定める

ことにより、改めて教育理念・目的と学科の教育理念・目的の連関性を明らかにした（資料 1-3【ウェブ】）。

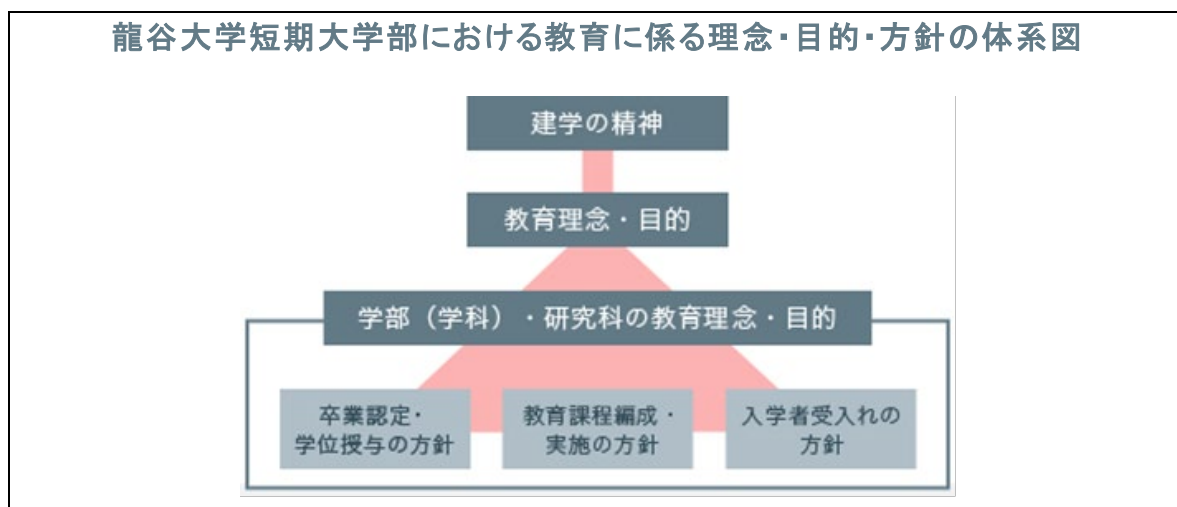


図 1-1 龍谷大学短期大学部における教育に係る理念・目的・方針の体系図

以上のことから、本学は、短期大学の理念・目的を適切に設定し、各学科は、そのことを踏まえた理念・目的を適切に設定していると評価する。

**点検・評価項目②：短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

評価の視点 1：学科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示  
評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科の目的等の周知及び公表

#### （1）短期大学及び学科の教育理念・目的の学則等への明示

本学の理念・目的は、学則第 1 条に定めるとともに、本学ウェブサイトにて建学の精神及び教育理念・目的を明示し社会に公表している。また、学科の教育理念・目的は、学則第 4 条の 2 に定めるとともに、本学ウェブサイトにおいて明示している（基礎要件確認シート 1、2、資料 1-2、1-3【ウェブ】）。

#### （2）短期大学の理念・目的及び各学科・専攻科の目的の周知及び公表

建学の精神及び教育理念・目的並びに学科の教育理念・目的は、毎年度初めの短期大学部教授会において確認するとともに、学生には履修登録説明会で周知し、その浸透を図っている（資料 1-4 pp. 3～13）。

また、本学ウェブサイトをはじめ、「大学案内誌」で社会に公表するほか、学生及び教職員（非常勤講師を含む）に対しては、配布物等を通じて、建学の精神、教育理念・目的に触れるよう周知している（資料 1-5、1-6、1-7、1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】、1-

10)。

新入生が本学の歴史と建学の精神に触れる機会としては、入学後に実施するオリエンテーションで本学の淵源である西本願寺参拝がある。新規採用の教員及び事務職員には新任教職員研修において建学の精神に対する理解を促している(資料 1-11、1-12)。

また、正課教育において、各学科の1年生に対し、必修科目「仏教の思想」(4単位) <共通科目>を開講している。「仏教の思想」では、龍谷大学の建学の精神を自らのものとして理解することを含む7つの到達目標を掲げ、冊子「龍大はじめの一步—龍谷大学「建学の精神」—」や仏教総合博物館である「龍谷ミュージアム(2011年開館)」を活用し、知識だけでなく、現実的な仏教思想の涵養に努めている(資料 1-13、1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】)。

このほか、毎月1回(夏・春休暇を除く)、学長自らが建学の精神(浄土真宗の精神)を語る「学長法話」や各種法要等の行事を行っている(資料 1-16、1-17【ウェブ】、1-18)。

以上のことから、本学は、短期大学の理念・目的及び学科の目的を学則に適切に定め、社会に公表し、さらに学生・教職員に対しても媒体や手法を工夫し、適切に周知していると評価する。

**点検・評価項目③：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

<b>評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定</b>
--

#### (1) 第5次長期計画について

本学は、1975年から5期にわたり1期6年～10年スパンの長期計画を策定し、長期計画に基づいた大学改革・大学運営に取り組んできた。2019年度は、2010～2019年度を対象とした第5次長期計画の最終年にあたる(資料 1-19【ウェブ】)。

第5次長期計画は、ローリングプラン方式を採用している。すなわち、5年の前半期(第1期)の到達点(成果と課題)を踏まえた上で、後半期(第2期)の取組を展開するもので、後半期の第2期中期計画アクションプランでは、各事業の進捗状況を可視化するため、各事業の到達目標に重要業績評価指標(KPI: Key Performance Indicator)を導入した。このことにより、大学執行部である部局長会(短期大学部長を含む)が適切に確認・評価できる環境を整え、各組織に対する評価結果のフィードバックをもって、第5次長期計画に掲げた「使命」「基本方針」「2020年度の龍谷大学(将来像)」の実現を目指してきた(資料 1-20、1-21、1-22【ウェブ】、1-23【ウェブ】)。

なお、第5次長期計画の事業内容等は、本学ウェブサイトにおいて公表し、広く社会に発信している。また、ステークホルダーに対しては、定期発行している広報誌『龍谷』等を活用して事業を周知・理解の促進を図っている(資料 1-24【ウェブ】、1-25、1-26)。

## (2) 龍谷大学基本構想 400 について

本学は、2018 年度末に第 5 次長期計画の総括を行い、次期長期計画の策定に着手し、2019 年 11 月、次期将来計画である「龍谷大学基本構想 400 (以下「構想 400」)」のグランドデザインを策定するに至った。本基本構想は、その計画期間を 20 年間とする 2039 年の創立 400 周年を見据えた将来ビジョンである (資料 1-27【ウェブ】)。

これからの時代における不確実性、世界の潮流、国内事情の変化等を勘案すると、従来の 1 期 10 年間の「長期計画方式」による将来計画では、時代や社会の変化への対応が不十分となり、本学の大学運営 (経営) に混乱を来す懸念がある。このため、今般の将来計画は、時代の変化に流されることなく本学が新たな大学創造を図り、持続的に発展し続けるために、1 期 20 年間の「超長期計画方式」による将来計画とした。

これから迎える大学淘汰の時代における高等教育機関としての存在意義として、「龍谷大学だからこそ」を求めべく、構想 400 におけるミッションの再定義を行った。すなわち、「構想 400 における『使命』・『2039 年の将来ビジョン』」、「育むべき力とマインド」を次のとおり定め、それらを実現するための長期目標を掲げ、教育理念・目的を総合的に達成する中長期計画としている (資料 1-28【ウェブ】)。

### 構想 400 を通じた使命—「龍谷大学だからこそ」を求めて—

「浄土真宗の精神」を「建学の精神」とする本学においては、大学が普遍的に有する役割を果たすと同時に、「真実を求め、真実に生き、真実を顧かにする」ことのできる人間を育成すべく、教育・研究・社会貢献の諸活動に取り組んできました。

これから先が見通せず、安易な答えなどなく、不確実性が高まりつつある時代にあるからこそ、構想 400 を通じた使命を明確にし、教育・研究・社会貢献を展開することに意義があります。

こうした認識を踏まえて、構想 400 を通じた本学の使命を次のとおり定めます。

- ① どのような状況にあっても、他者を排除するのではなく受容し、価値創造を通じて、人類や社会の発展のために貢献する。
- ② 人類全体の共存共栄と、地球環境と調和した社会の実現をめざした取り組みを行い、その知見を世界に広く発信し普及させていく。
- ③ 異なる価値観を許容する未来を創出し、誰一人として取り残さない社会を形成していく変革の担い手を育む。

### 2039 年の将来ビジョン—「龍谷大学だからこそ」の到達点—

これからの時代は、自己中心性を省みて、他者とともに生きていく姿勢を涵養し、価値観や文化の異なる多様な存在を受け入れ、調和した社会の形成と人類の発展に貢献する人を育むことが、社会を支え社会を発展させる上で不可欠です。これは、まさにこれまで本学が継続的に取り組んできたことであり、中期的には国連が提唱する SDGs の理念「“No one will be left behind” 誰一人取り残さない」の実現に資するものです。構想 400 では、こうした理念に基づき、「2039 年の将来ビジョン」を定めます。

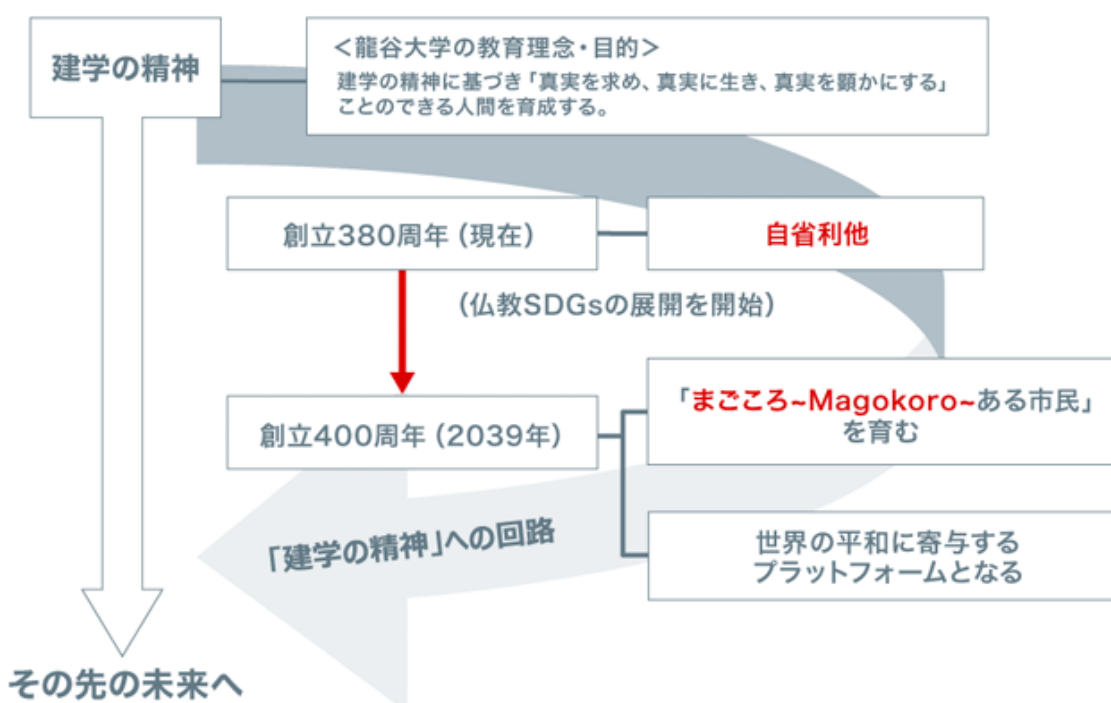


「まごころ～Magokoro～」ある市民を育み、新たな知と価値の創造を図ることで、あらゆる「壁」や「違い」を乗り越え、世界の平和に寄与するプラットフォームとなる。

#### 【まごころ ～Magokoro～とは？】

人間は自己中心的であり、真実を見誤る存在です。固定的な自己というものはなく、数限りない「縁」から自己を形成しています。こうした周囲との「関係性」に目を向け、「自己中心性」から脱却して、新たなる関係を築くことで社会のために貢献する。このような逞しい「思い」をもって、自らのありようを省みるとともに、他者との関係性を重んじ、他者の幸福に資することを考え行動する志を「まごころ～Magokoro～」と定義します。

#### 構想 400 がめざすもの



#### 育むべき力とマインドー「龍谷大学だからこそ」の人を育むー

構想 400 においては、正課・課外を問わず「学び成長する主体としての学生」を重視する観点から、学生生活環境の整備に取り組み、対話と協働を通じた、学生主体の教育を推進します。すなわち、所属学部や学問分野にかかわらず、「2039年の将来ビジョン」に基づき、本学に入学した学生一人ひとりが、それぞれの内発的な成長とともに、本学での学びを通じて、変革と調和の取れた社会の担い手となる。そのことを目的に、構想 400 を通じて学生が身につける素養として、次のとおり「育むべき力とマインド」を定めます。

- ① 本学での学びを通じて、「知識」と「技能」、「態度」及び「思考力」を修養し、主体的に社会の変革をリードする「価値創造力」を育む。
- ② 数限りない「縁」によって自己が形成されていることへの自覚を持つとともに、そうした「関係性」を踏まえながら他者の幸福に資することを考え行動するマインドを育む。
- ③ 人間社会のあらゆる場面において、他者を排除するのではなく受容し、自らが率先して調和の取れた社会の担い手となる。その志をもって、日本で、世界で、「社会の発展」と「世界の平和」のために貢献するマインドを育む。

長期計画の推進にあたっては十分な財源が必要となることから、本学では、第4次長期計画期（2000年度）から財政の持続可能性を担保する「財政基本計画」を定め、その下に10年間の財政状況を計画的にシミュレートした「長期財政計画」を策定している。長期財政計画は、予算編成及び決算時に定期的な更新・見直しを経て、長期計画の財政的な裏付けを図るとともに、健全な財政基盤の整備に取り組んでいる（第10-2章参照）（資料1-29）。

なお、私立学校法の一部改正（2020年4月1日施行）にも次のとおり対応している。第2期認証評価結果（2013年度受審）の指摘事項は既に改善への取組を実施し、認証評価機関への報告も完了している。構想400の実施においては、引き続き同課題のさらなる解消・発展を図ることを目指している（第2章参照）。

### （3）仏教 SDGs の推進

本学は、構想400に基づき「仏教 SDGs」を推進している。上述のとおり、本学の建学の精神は浄土真宗の精神であり、その中核には、「摂取不捨」（すべての者をおさめとって見捨てない）という言葉が存在する。これは、まさしく SDGs 理念の「誰一人取り残さない」に通じる理念である。仏教 SDGs とは、仏教と SDGs とを結びつける本学ならではのアプローチで、持続可能な社会の実現に貢献することを目指す取組を意味している。また行動哲学「自省利他」（自らの行いや属する集団を常に省みて、他者のために行動する精神）を掲げ、構想400の下、さらに仏教 SDGs の取組を推進し、「誰一人見捨てない」「誰一人取り残さない」社会を実現することを目指す（資料1-6 p.1、1-30【ウェブ】、1-31、1-32、1-33【ウェブ】）。

以上のことから、本学は、短期大学の理念・目的、学科の目的等を実現するため、1970年代から期間を区切って将来に向けた長期計画を策定し、諸施策を着実に展開できている。併せて、今後の将来計画は、超長期計画「構想400」として本学の将来ビジョンを作成していると評価する。

## 2. 長所・特色

### （1）建学の精神に基づく人材育成

本学は、建学の精神の普及・涵養に努め、学生一人ひとりが建学の精神を備えた人、すなわち「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を社会に送り出すため、正課・正課外において様々な取組を展開している。

建学の精神を学ぶ必修科目「仏教の思想」では、本学が設置する仏教総合博物館龍谷ミュージアムにおいて、学生が直接、仏教に関する学術資料や文化財を鑑賞し、仏教の思想・文化を体感する機会を設けている。また副読本である冊子『龍大はじめの一步ー龍谷大学「建学の精神」ー』は、英語・中国語でも作成し、留学生の理解促進を図っている。正課以外においても、顕真アワーや公開講演会の宗教教育行事を実施している。このことにより、学生にも建学の精神が浸透してきている（資料 1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】、1-17【ウェブ】1-34）。

## （2）龍谷大学基本構想 400 の策定

本学の長期計画の開始は 1975 年に遡る。爾来 5 期 45 年にわたり、途切れることなく長期計画に基づく教学展開を実施してきた。さらに、長期計画を支える長期財政計画を策定し、財政基盤を確立・維持してきた。まさに、本学は、45 年間、堅実な財政基盤の下で将来を見据えた中・長期計画を策定し、着実に実行してきたものと自負している。したがって、2020 年度からスタートする構想 400 も、これまでの理念を継承するものであり、1 期 4 年の中期計画を 5 期にわたって積み上げた 20 年間の将来計画を構想している（資料 1-28【ウェブ】）。

## 3. 問題点

なし。

## 4. 全体のまとめ

本学は、1639 年に西本願寺境内に設けられた教育機関「学寮」を起源とする、創立 381 年の総合大学に併設する短期大学である。

本学の建学の精神は浄土真宗の精神である。この建学の精神に基づき「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成することが龍谷大学短期大学の教育理念・目的である。

2015 年度には「学科の「教育理念・目的」と 3 つの方針策定の基本方針」を定め、改めて本学の教育理念・目的と学科の教育理念・目的の連関性を明らかにした。これら本学及び各学科の理念・目的等は、本学ウェブサイトで社会に公表し、かつ学生・教職員にも様々な形で周知を図っている。

本学では、5 期 45 年間にわたり長期計画を策定・実行してきた。併せて長期財政計画を策定し、安定的な財政基盤を確立・維持してきた。2019 年 11 月には、次期将来計画となる構想 400 を策定している。基本構想は、2020 年度から 2039 年度までの 1 期 20 年間の超長期計画方式による将来計画である。本学は建学の精神に基づく教育を実践し、新たな短期大学創造を図り、かつ持続的に発展し続けることを目指している。

## 第2章 内部質保証

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科その他の組織との関係
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

#### (1) 内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方の設定と明示

本学は、教育研究の向上を図り、内部質保証の考え方について、学則第3条の2に定めている（資料1-2）。

本学は、学則に基づき内部質保証の実質化を図るため、2019年6月に、これまでの「龍谷大学内部質保証のあり方について」を見直し、学内外に向けて本学の考え方を明示する新たな「内部質保証に関する方針」を制定した。同方針は、本学ウェブサイトにおいて周知・公表している（資料2-1、2-2、2-3【ウェブ】）。

#### 内部質保証に関する方針

本学は、内部質保証を推進するため、次のとおり方針を定める。

##### 1 基本的な考え方

内部質保証とは、自らの活動を点検・評価し、自主的・自律的な改善活動に取り組み、教育研究等が適切な水準にあることを自らの責任において証明する恒常的・継続的プロセスである。

本学は、「組織としての自己点検・評価」及び「教員個人の諸活動に対する自己点検」の2つの制度で内部質保証を実現する。

社会的責任を果たすため、自己点検・評価の結果を本学 Web 上において公表する。

##### 2 内部質保証の推進に責任を負う組織

全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、「全学大学評価会議（以下「評価会議」という。）」とする。

##### 3 組織としての自己点検・評価

(1) 評価会議は、大学評価に関する規程（以下「規程」という。）に基づき「組織の自己点検・評価」を実施し、評価結果（長所・特色、課題事項）を各組織にフィードバックし、各組織の改善活動を支援する。

また、当該組織のみでは改善に取り組むことが難しい課題については、「全学的課題」と位置づけ学長に上申し、部局長会の責任において改善活動に取り組む。

- (2) 評価会議の下に「大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を置く。評価委員会は、各組織の自己点検・評価の結果を客観的に評価し、評価結果（案）＜長所・特色や課題事項＞を作成し、評価会議に上程する。
- (3) 学内全ての組織(学部・研究科等を含む)は、自主的な改善・改革を継続し教育研究等の水準を維持・向上させるため、自己点検・評価を行う。
- (4) 各学部及び大学院各研究科等並びに短期大学部は、上記(3)の目的を達成するため、それぞれ「自己点検・評価委員会」を置く。

#### 4 教員個人の諸活動に対する自己点検

各教員は、自己の活動を点検し、教育研究その他諸活動の維持、改善及び向上を図り、本学の教育研究活動等を活性化し、本学の教育研究の質を保証する。

また、各学部等は、ガイドラインを定め、教員活動自己点検の結果を、諸活動の活性化や改善につなげるための資料として活用する。

本方針は、「1 基本的な考え方」「2 内部質保証の推進に責任を負う組織」「3 組織としての自己点検・評価」及び「4 教員個人の諸活動に対する自己点検」の4項目で構成し、本学の内部質保証システムを明示している。

具体的には、「組織としての自己点検・評価（以下「組織の自己点検・評価」）」及び「教員個人の諸活動に対する自己点検（以下「教員活動自己点検」）」の2つの制度で内部質保証を推進している。

組織の自己点検・評価は、毎年度学内すべての組織が、自己点検・評価を実施したのち、全学大学評価会議へ上程を経て、各組織へのフィードバックから改善につなげている。本学は、この一連のサイクルを通じて内部質保証を推進している。

また、当該組織だけでは改善が難しい課題については、全学的課題と位置付け、関連する複数組織にフィードバックするとともに、その改善活動にあたっては大学執行部である部局長会が関わる方式を採用している。

なお、毎年度、学内すべての組織を対象とする自己点検・評価実務者説明会において、内部質保証に関する方針（2018年度までは「龍谷大学内部質保証のあり方について」）について、周知・説明を行っている（資料2-4）。

### (2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科その他の組織との役割分担の設定と明示

#### 1) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織及び推進体制、その権限と役割

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は「全学大学評価会議」である。方針に基づく内部質保証推進組織及び推進体制については、「大学評価に関する規程（以下「評価規程」）」において、次のとおり定めている（資料2-5、2-6）。

## ア) 全学大学評価会議

全学大学評価会議は、大学評価に関する重要事項を審議・決定する会議（評価規程第7条）であり、内部質保証の推進に責任を負う組織である。上述のとおり、2つの制度（組織の自己点検・評価及び教員活動自己点検）を実施・推進する責任を担っている。

## イ) 大学評価委員会

大学評価委員会は、各学部・研究科及びすべての組織の自己点検・評価の結果を客観的に評価し、評価結果（委員会案）を全学大学評価会議に上程することが主な役割である。同委員会は、教員及び事務職員（評価規程第13条）からなる評価グループを構成して、ピア・レビューにより評価を行っている。

また、大学評価に関する事務所管として「大学評価支援室」を設置（評価規程第19条）している。

## 2) 短期大学部及びその他組織における自己点検・評価

本学は、組織の自己点検・評価を実施するため、短期大学部自己点検・評価委員会内規に基づく自己点検・評価委員会を設置し、毎年度、同委員会を中心に教育研究活動の点検・評価を行い、その評価結果を全学大学評価会議に報告している（資料2-6、2-7）。

またセンター、事務組織においても、自己点検・評価委員会は設置しないものの、毎年度、自らの諸活動に対する点検・評価を行い、その評価結果を全学大学評価会議に報告している（資料2-6）。

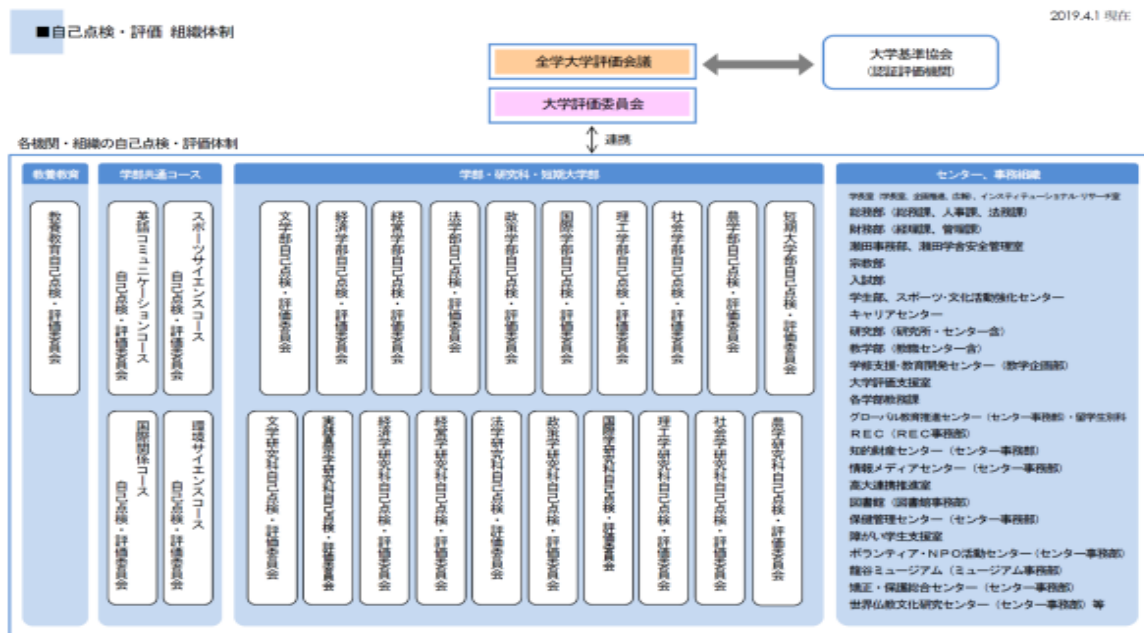


図 2-1 自己点検・評価 評価体制（資料 2-6）

## (3) 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針の設定と明示

2019年5月、「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針」を定め、教育の質を保証する各機関の役割と関係性を明示した。この関係性は本学ウェブサイトにおいて公表している（資料2-8、2-9【ウェブ】）。

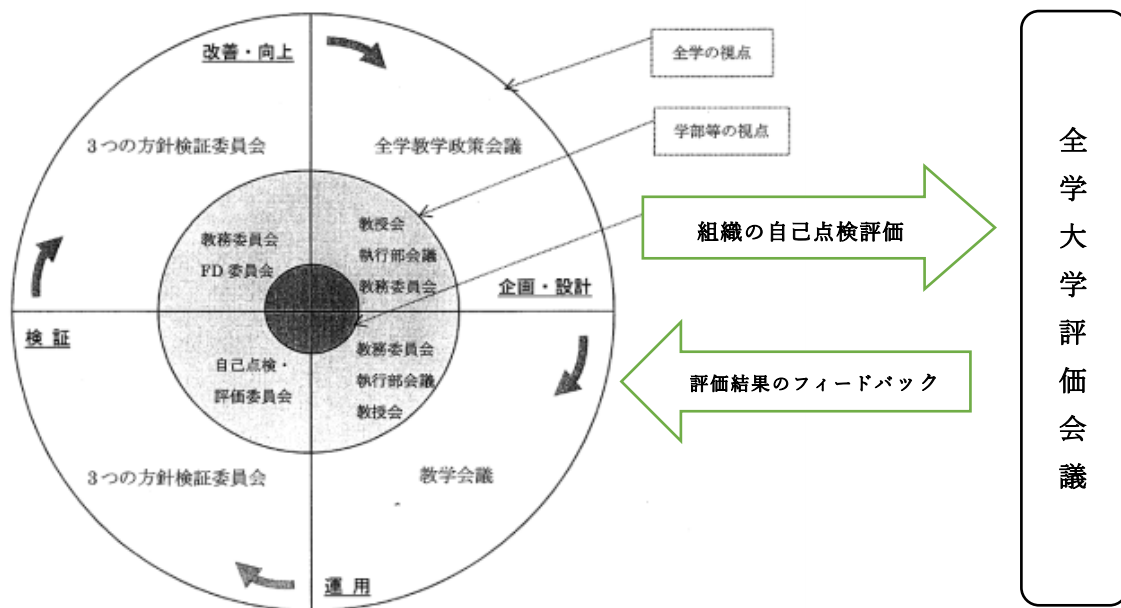


図 2-2 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（抜粋）（資料 2-8）

新たに構築した本学の教学マネジメント体制は、次の 3つの会議で構成されている。

「全学教学政策会議」は、全学的な教学政策及び教学の基本方針策定等の企画・設計を行う。全学教学政策会議の決定事項を具体的な施策として立案し教育活動を推進するのが、「教学会議」である。そして「3つの方針検証委員会（2019年10月設置）」は、教育活動の状況・結果を検証し、その結果をもとに改善・向上に資する提言を行う。つまり、学長を議長とする全学教学政策会議が教育活動に関する全学的な方針・企画を策定し、教学会議がその方針・企画に基づく具体的な教育活動を実践する。3つの方針検証委員会は実践結果の検証を行い、改善・向上に資する提言を学長に行う。そして、その提言をもとに全学教学政策会議が新たな方針・企画を策定し、教育活動の質の維持・向上を図っていく。教学マネジメントは、このサイクルを効果的に機能させていくシステムである。

さらに、この教学マネジメントの1年間の取組を、毎年度、組織の自己点検・評価において、本学<sup>1</sup>（併設大学を含む）及び教学部等がそれぞれの基準に基づき俯瞰的な自己評価を実施する。

全学大学評価会議は、各組織の評価結果（案）を審議し評価結果を確定させ、全組織にフィードバックする。本学（併設大学を含む）及び教学部等は、全学大学評価会議の評価結果を踏まえ、教育研究活動等の維持・向上及び改善につなげていく。

なお、全学教学政策会議の役割等は、「大学審議決定機関に関する規程」及び「教学運営規程」に定め、教学会議は「教学運営規程」に、新設した3つの方針検証委員会は「3つの方針検証委員会内規」に定めている（資料 2-10、2-11、2-12）。

以上のことから、本学は、内部質保証システムを十全に確立し、毎年度、本学の自己点検・評価制度を着実に運用できていると評価する。

<sup>1</sup> 短期大学部は、全学組織の中で一学部として位置付けられている。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

### (1) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織とメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学大学評価会議の構成は、評価規程第8条に規定している。具体的には学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長（短期大学部長を含む）、学長室長、大学評価委員会の委員長及び副委員長、総務部長、財務部長、教学部長、大学評価支援室長及び大学評価支援室事務部長を構成員としている。大学執行部である部長会構成員を全学大学評価会議のメンバーとすることで、評価結果を改善活動につなげる責任体制を構築している（資料2-5、2-13、2-14）。

### (2) 内部質保証を推進する組織とメンバー構成

全学大学評価会議の下に設置する大学評価委員会の構成は、評価規程第13条に規定している。具体的には、学長が指名する副学長1名、大学評価支援室長、大学評価支援室事務部長、専任教職員の中から学長指名の委員（23名以内）を構成員としている。学長が指名する委員には、本学を含む併設大学の各学部から1名以上（教員）を選出するとともに、事務組織の自己点検・評価に対応するため、事務部長・次長を中心に事務職員からも選出し、ピア・レビュー体制を構築している（資料2-5、2-14、2-15）。

さらに、教育活動に関する質保証の体制として、上述のとおり、全学教学政策会議、教学会議、3つの方針検証委員会を整備している。それぞれの会議は、学部長（短期大学部長を含む）又は教務主任<sup>2</sup>を構成員とし、併設大学の各学部と連携しつつ、意思決定を行う体制としている。

具体的には、全学教学政策会議は、学長、副学長（4名）、学部長（短期大学部長を含む）、学長が指名する研究科長若干名、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長、教学部事務部長、瀬田教学部事務部長及び教学企画部事務部長をもって構成している。教学会議は、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長並びに本学を含む各学部の教務主任及び学部教務課長等をもって構成している。また3つの方針検証委員会は、副学長（教学担当1名）、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長、入試部長並びに本学を含む各学部の教務主任及び学部教務課長等をもって構成している（資料2-10、2-11、2-12）。

以上のことから、本学は、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると評価する。

---

<sup>2</sup> 教務主任は、主に各学部の教学運営を担当する教員で、学部を代表し教学運営に関する会議の構成員となっている。



点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：3つの方針の策定における全学としての基本的な考え方の設定  
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学科その他組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み  
評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応  
評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

### （1）3つの方針策定における全学としての基本的な考え方の設定

本学は、「学科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」を定め、公表している（資料1-3【ウェブ】）。

この基本方針において、各学科は、龍谷大学短期大学部の教育理念・目的を達成するために、各学問分野の独自性を活かしつつ、社会の要請等を踏まえた教育理念・目的を掲げ、3つの方針を一体的に策定することを基本的な考え方として明示している。

#### 学科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針

龍谷大学短期大学部の教育理念・目的を実現するために設置された学科は、広く社会に貢献できる教養教育と専門教育を体系的かつ組織的に行うにあたり、各学問分野の独自性を活かしつつ、社会の要請等を踏まえた教育理念・目的を掲げ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的に策定する。

### （2）内部質保証を推進させる取組

本学は、組織の自己点検・評価及び教員活動自己点検の2つの制度で内部質保証を実施している（資料2-2）。

各組織は、組織の自己点検・評価の前提として、各組織の関係する会議や委員会において諸活動の総括等を行い、次年度の事業計画を策定するなど、維持・向上及び改善につなげている。特に教育に関しては、2019年度から、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針に基づく教学マネジメントによる質の保証を開始している。

#### 1) 組織としての自己点検・評価、点検・評価の定期的な実施

組織の自己点検・評価制度は、毎年度、全学大学評価会議の下、本学（併設大学を含む）及びすべての組織が取り組み、大学評価委員会及び全学大学評価会議における評価を受け、その評価結果をフィードバックするシステムである。このことにより、理念・目的、教育研究、社会連携・社会貢献、学生支援、大学運営等それぞれの活動の維持・向上又は改善を図ることを目指している（資料2-2、2-5）。

その具体的な運用は、大学基準協会が定める大学基準を準用し、本学独自の点検・評価項目を設定し実施している。自己点検・評価に使用する評価シートは、「大学を俯瞰的に点検・評価する大学全体の視点に関するシート」「学部が用いるシート」「その他のセ

ンター・事務組織が用いるシート」の3種類を用意し、それぞれの活動内容に応じた点検・評価を実施できるように工夫している（資料 2-16、2-17、2-18、2-19、2-20）。

また複数年度の自己点検・評価結果を閲覧できる自己点検・評価データベース（学内のみ）を整備し、データの蓄積及び自己点検・評価の可視化にも取り組んでいる（資料 2-21、2-22）。

毎年度の自己点検・評価は、次のとおり進めている。

ア) 本学及びすべての組織における自己点検・評価【2～5月】

本学及びすべての組織は、前年度までの諸活動を点検・評価し、評価基準ごとに各評価シートにまとめる（資料 2-23）。

イ) 評価結果（案）の策定【6～7月】

大学評価委員会は、上記ア)の評価結果を根拠資料に基づき客観的に評価し、「総評」「長所・特色」「課題事項」に分けて評価結果（案）をまとめる。なお、課題事項は、さらに「改善勧告」「努力課題」「留意点」の3段階に区分し評価する。

ウ) 評価結果（案）の事実確認【8～9月】

大学評価委員会は、本学及びすべての組織に評価結果（案）を提示して意見交換を経て事実誤認等を確認したうえ、最終的な評価結果（案）を確定させる（資料 2-24）。

エ) 評価結果の確定【10月】

全学大学評価会議は、評価結果（案）を審議し評価結果を確定させ、本学及びすべての組織にフィードバックする。すべての組織は評価結果を受けて次年度以降の教育研究活動等の維持・向上及び改善につなげている（資料 2-25、2-26）。

オ) 評価結果に基づく改善計画の策定【10月～11月】

全学大学評価会議は、評価結果に改善勧告又は努力課題の指摘が付された場合、当該部局又は当該部署に、指摘事項を解消・改善するため「改善計画書」の提出を、また「改善計画書」に基づく進捗状況を確認する「改善報告書」の提出を求めている（資料 2-27）。

カ) 改善計画及び改善状況の確認【1月～2月】

全学大学評価会議は、改善計画書を審議するとともに、改善報告書において改善計画書に基づいた進捗状況を確認する。改善報告書は、当該課題の解消・改善が完了するまで提出を求め、計画策定・実行から改善までのサイクルを確認する（資料 2-28、2-29）。

なお、1つの組織では改善に取り組むことが難しい課題については、上述したとおり「全学的課題」と位置付け全学大学評価会議から学長あてに上申し、複数組織で検討を進める仕組みを整備している（資料 2-30）。

## 2) 教員個人の諸活動に対する自己点検（教員活動自己点検）

教員活動自己点検は、教員個人が教育研究その他諸活動について自己点検を行い、教育研究活動等を活性化させることにより、本学の教育研究の質を保証する制度（評価規程第4条第2号）である（資料 2-2、2-5、2-31）。

本学のすべての専任教員は、年度当初に「教育」「研究」「社会貢献」「大学管理運営」の4領域について基本方針を定め、教員活動自己点検システムに入力する。各教員は、

活動内容や達成状況等を学年末までに入力し、1年間の活動に関する自己点検を行っている。当該システムは、Web シラバスや教員データベースにもリンクし、かつ「大学管理運営」には大学が管理する情報を機械的に取り込む機能もあり、各教員の入力にかかる負担の軽減を図っている。また全学大学評価会議が入力状況を確認している（資料 2-32、2-33、2-34、2-35、2-36）。

全学大学評価会議は、「教員活動自己点検 点検結果の活用に関するガイドライン」を定め、教育研究の質向上のため、教員活動自己点検の結果を教育研究活動にも活用することを促している。毎年度、全学大学評価会議では、本学の取組に関する計画及びその結果（実績）を確認している<第6章参照>（資料 2-37、2-38、2-39）。

### 3) 教育の質を保証する教学マネジメント体制

本学は、2016～2018 年度の3年間、「3つの方針一体的見直し作業部会」を暫定的に設置し、これまでの「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」の検証・見直しを行い、2019 年度から新しい方針を定め明示している<第4章参照>。

この3つの方針一体的見直し作業部会の取組を発展させ、教育活動を検証する機能を含む新しい教学マネジメント体制を確立し、2019 年度に3つの方針検証委員会を新設した。このことにより教育における企画・設計、事業推進、そして検証及び改善・向上のサイクルを構築することとなった。

3つの方針検証委員会は、3つの方針と教育課程との関係性を確認・検証するなど、教育活動の状況・結果を検証し、その結果をもとに改善・向上に資する提言を行うことを役割としている。2019 年度は、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」と整合する新しい「入学者受入れの方針」の策定に取り組んでいる<第5章参照>（資料 2-8、2-12）。

### (3) 点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

全学大学評価会議は、自己点検・評価で指摘した改善勧告及び努力課題について、当該組織が改善計画を策定・実行し課題が改善・解消するまで、その取組を支援するとともに、改善結果の報告を求め確認している。

2018 年度（対象年度：2017）の自己点検・評価（併設大学を含む）では、努力課題 16 件を指摘し、課題への改善に取り組んだ結果、2019 年 5 月末現在、10 件を改善することができた（資料 2-40、2-41）。

例えば、基準 2 の努力課題である「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の行動指針」の制定について、教学部を中心に検討を進め、2019 年 5 月に指針を定めるに至った（資料 2-8）。

2019 年度（対象年度：2018）の自己点検・評価（併設大学を含む）では、改善途上にある課題を含めて努力課題 10 件を指摘し、うち 4 件が全学的課題として、複数組織が、それぞれ改善の取組を検討している（資料 2-42）。

### (4) 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応

#### 1) 認証評価（2013 年度受審）における指摘事項への対応

本学は、第2期認証評価受審の際、1項目の「努力課題」を受けた。具体的には、過去5年間の科学研究費補助金の申請件数が、その前の認証評価受審時に比して、増加傾向にあるものの、各年度で1～3件と依然として低調であるとの助言であった。

この助言を受け改善を行うべく、科学研究費補助金における申請件数の増加を目的に、競争的資金への申請奨励金制度及び科研費申請助成制度を新たに導入した。また、2016年度には、補助金獲得実績のある教育職員や研究部所属の事務職員が講師となり、研修会を開催する等、計画的に取り組んだ。

この取組は、毎年度、全学大学評価会議において報告し、「努力課題」の解消がはかられ、同会議において承認されている。その上で、2017年7月に改善報告書を認証評価機関に提出し、その検討結果において、成果としての改善が認められており、本学の掲げる理念・目的の達成に向けて引き続き努力を重ねている（資料2-43）。

#### （5）点検・評価における客観性、妥当性の確保

組織の自己点検・評価は、ピア・レビュー体制による大学評価委員会を設置し、委員が第三者的な立場で評価を行うことにより、評価の客観性及び妥当性の確保に努めている。具体的には、委員が評価実務を行う対象は、委員が所属する学部又は部署を除外し、公正で客観的な評価を実施するよう配慮している。

また、評価実務は教員2名・事務職員1名で構成する3名1グループ体制を原則とし、評価実務の負担軽減を図るとともに、個人が恣意的な評価を行うことを抑止している。

また、自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めることを目的として、一部の項目について学外者に意見を求めることを外部評価として限定的に実施している（資料2-44）。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、方針及び手続に基づき、有効に機能していると評価する。ただし、より自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるための外部評価の対象を広げ、またその方法を工夫することが必要であると認識している。

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

#### （1）教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他諸活動に関する情報公表

本学は、「学校法人龍谷大学情報公開規程」及び「情報公開規程に関する細則」を定め、本学の諸活動に関する情報を公表している（資料2-45、2-46）。

公表内容は、本学ウェブサイトにて短期大学部、入試情報、学生生活やキャリア支援等の個別のページを設けるほか、教育情報及び財務情報等の基本情報を取りまとめた情報

公表のページを設け、社会に公表している（資料 2-47【ウェブ】）。

さらに本学ウェブサイトは、近年、急速に普及したスマートフォンに対応した仕様に変更し、一部のコンテンツについては、多言語化に対応（英語、中国語）した表示をしている。また大学ポートレートにも参加し情報を公表している（資料 2-48【ウェブ】、2-49【ウェブ】、2-50【ウェブ】）。

教員に関する情報は「教員データベース」に、授業内容に関する情報は「Web シラバス」に、それぞれ公表している。

Web シラバスでは、配当年次、開講キャンパス、曜講時、科目名、担当者やキーワード等の条件を指定して検索ができ、各授業の講義概要、到達目標、講義方法、授業時間外における予・復習等の指示、成績評価の方法や講義計画を、本学学生だけでなく学外者も閲覧できるようにしている<第4章参照>。

その他、短期大学部教務課では「広報活動に関する方針」を定め、短期大学部ウェブサイトの実質を目指し、積極的な教育研究活動の情報発信に努めている（資料 2-51、2-52【ウェブ】）。

自己点検・評価結果に関しては、内部質保証に関する方針及び「大学評価に係る公表の方針」に基づき、社会的責任を果たすべく毎年度、評価結果を本学ウェブサイト公表している。認証評価結果に関しても、評価結果に加え、点検・評価報告書、基礎データ、改善報告書検討結果等の関係資料についても本学ウェブサイト公表している（資料 2-2、2-3【ウェブ】、2-53、2-54【ウェブ】、基礎要件確認シート4）。

財務に関する情報については、本学ウェブサイト財務情報のページを設け、2001年度以降の財務情報を公表している（資料 2-55【ウェブ】、基礎要件確認シート6）。

公表内容は、予算・決算に関する各種計算書類を事業計画書、事業報告書とともに、代表的財務諸表である資金収支計算書、事業活動収支計算書（及び消費収支計算書）、貸借対照表に関しては、各費目等について簡単な説明を付した一覧表を作成し公表するなど、ステークホルダーに理解しやすいよう工夫している（資料 2-56【ウェブ】、基礎要件確認シート6）。

## （2）正確かつ信頼性のある情報公表に向けた適切な更新

本学ウェブサイトに掲載する情報は、適宜、担当部署が責任を持って正確な情報を掲載するとともに最新情報に更新している。また、情報公表のページに掲載される年度ごとの数値情報等は毎年度初めを目途に更新することとしている。

さらに更新漏れを防止するため、毎年度、チェック表を用いて本学ウェブサイトの更新状況の確認を実施している（資料 2-57）。

以上のことから、本学は、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の最新情報を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価する。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

### （1）全学的な計画・実施・評価・改善の適切性、有効性

本学は、組織の自己点検・評価と教員活動自己点検の2つの制度をもって、内部質保証の実現に取り組んでいる。

組織の自己点検・評価は、2011年度から毎年度実施し2019年度で9年目を迎えた。学部・研究科及びすべての組織は、毎年度、点検・評価項目に基づき、1年間の活動の点検・評価を実施している。その中で自ら現状及び課題を確認し、全学大学評価会議の評価結果を受け、長所・特色は伸ばさせ、課題に関しては改善計画を立て改善・解消に取り組むなど、質の維持・向上に努めている。

教員活動自己点検に関しても、同様に2011年度から毎年度実施しているため、既に専任教員に対して趣旨・制度の理解が定着したものといえる。

これまで2つの制度を毎年継続してきたことにより、内部質保証の理解が全学に浸透し、本学及びすべての組織が適切かつ効果的に計画・実施・評価・改善のサイクルを機能させている。

さらに、2019年度に3つの方針検証委員会を設置し教学マネジメント体制を整備した。教育活動に関する評価は、この教学マネジメント体制の下で評価・検証がなされ、その評価結果を踏まえた組織の自己点検・評価が実施される。教育活動に関しては、より効果的な計画・実施・改善サイクルの創出が期待できる。

### （2）内部質保証システムの点検・評価

大学評価委員会は、毎年度、評価結果の確定後、当該年度の自己点検・評価に関して総括を実施し、課題や伸長点を確認している。その後、全学大学評価会議においても具体例を示して総括を把握の上、課題を確認している（資料2-58、2-59）。

併せて本学及びすべての組織に対し、評価・点検項目や制度設計に対する意見を求め、次年度の制度実施に向けた検討を行っている。この総括及び意見聴取により、毎年度、内部質保証システムの自己点検・評価の適切性・妥当性が確認できている。なお、総括及び意見を踏まえ、制度内容を変更する場合には、評価規程第20条に基づき全学大学評価会議の審議を経て決定し、翌年の自己点検・評価実務者説明会において周知している（資料2-4、2-60）。

教員活動自己点検についても、その結果を教員個人の教育研究活動の改善・維持・向上のみに使用するだけでなく、本学において組織的な活用方策を検討し、諸活動の活性化を目指している<第6章参照>（資料2-23）。

### (3) 点検・評価結果に基づく改善・向上（併設大学を含む見解）

本学では、自己点検・評価を継続することにより、過去7年間における指摘件数のうち努力課題・留意点は減少傾向にある（図2-3）。これは、単純な経年比較はできないものの、本学及びすべての組織が、顕在化した課題に対し、真摯に改善に向けた取組を実施してきた結果である（資料2-58）。

例えば、2018年度（対象年度：2017）の自己点検・評価において、本学には「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針」の定めがなく、その策定を課題として指摘した。当該課題は、大学評価支援室、教学部及び教学企画部が連携し方針の策定に取組、その結果、2019年度に「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針」を策定するに至っている（資料2-8、2-40、2-61）。

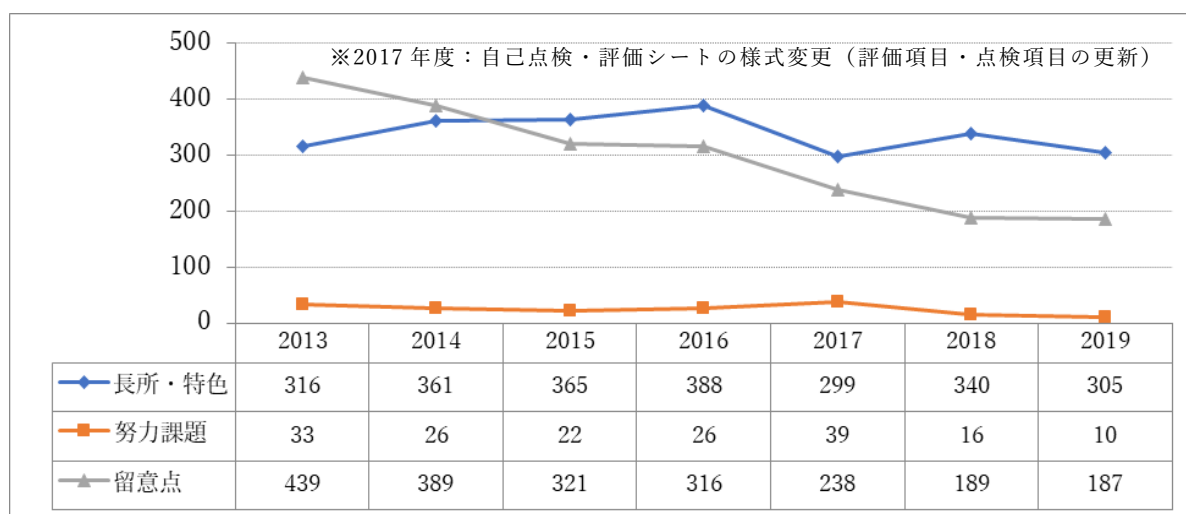


図2-3 過去7年間における自己点検・評価の指摘件数推移（資料2-58（抜粋））

以上のことから、本学は、内部質保証システムの適切性・妥当性について、毎年度、点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているとして評価する。

## 2. 長所・特色

本学は、組織の自己点検・評価と教員活動自己点検という2つの制度をもって内部質保証システムを確立している。この2つの制度とは、本学及びすべての組織が行う自己点検・評価の実施と、他方、教育研究活動を実践する教員自らの活動を点検することによって、本学の教育研究の質の維持・向上を図るものである。また、2011年度から9年間継続してきたことにより、内部質保証の理解が全学に浸透し、適切かつ効果的に計画・実施・評価・改善のサイクルを機能させていると評価している。

## 3. 問題点

本学は、2019年度に教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針を定め、全学教学政策会議、教学会議、3つの方針検証委員会による新たな教学マネジメント体制を構築した。

しかし、マネジメント体制は整備したものの実質的な運用は緒に就いたばかりである。特に、新設した3つの方針検証委員会に関しては、その役割である教育活動の検証のあり方を確立するとともに、検証結果を確実に改善・向上につなげる仕組みを整備する必要があり、今後、この教学マネジメントを方針に基づき推進・運用することが課題である。

#### 4. 全体のまとめ

本学は、内部質保証に関する方針を定め、全学大学評価会議が内部質保証の推進に責任を負う組織であることを明示するとともに、組織の自己点検・評価及び教員活動自己点検の2つの制度で内部質保証を実現している。

組織の自己点検・評価は、本学及びすべての組織が実施主体であり、毎年度、前年度の活動を点検・評価して現状及び課題を確認し、評価結果をもとに改善・向上につなげている。

教員活動自己点検は、教員一人ひとりが教育、研究、社会貢献、大学管理運営の4領域について点検を行い、教育研究活動の活性化や質向上につなげている。また本学は、教員活動自己点検の結果を組織的に活用している。

この2つの制度は、2011年度から毎年度実施し、組織及び教員個人の両面から適切かつ効果的に点検・評価を実施し、顕在化した課題の改善計画の策定・実行というサイクルを機能させ、教育研究活動の維持・向上に努めている。

外部評価の対象を広げ、またその方法を工夫するなどし、自己点検・評価の客観性及び妥当性をより高めることが求められるものの、本学における内部質保証の理解は、2011年度から毎年継続してきたことで全学的に浸透し、適切かつ効果的に機能していると評価する。



## 第3章 教育研究組織

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性  
評価の視点2：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編制

#### (1) 短期大学の理念・目的に即した学科の編制

「浄土真宗の精神」を建学の精神に掲げる本学は、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間の育成を本学の教育理念・目的としている。その教育理念・目的に沿って、1975年から5次にわたる長期計画の展開とともに、学術の振興と社会的要請に応える大学として発展と教学創造に努めてきた。

2019年現在、本学は社会福祉学科とこども教育学科を設置しており、併設大学においては、3キャンパス（大宮キャンパス、深草キャンパス、瀬田キャンパス）に9学部（文学部、経済学部、経営学部、法学部、理工学部、社会学部、政策学部、国際学部、農学部）及び10研究科（文学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科、理工学研究科、政策学研究科、農学研究科、国際学研究科、実践真宗学研究科）を設置している（資料3-1【ウェブ】、短期大学基礎データ表1）。

この学科の設置に関する理念は、「龍谷大学短期大学部の教育研究組織の編制原理」及び「学科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」において明示し、公表している（資料1-3【ウェブ】、3-2【ウェブ】、3-3【ウェブ】、3-4【ウェブ】、3-5【ウェブ】）。

#### 龍谷大学短期大学部の教育研究組織の編制原理

本学短期大学部は「浄土真宗の精神」を「建学の精神」とし、「龍谷大学短期大学部学則」第1章第3条において「本学は、教育基本法並びに学校教育法による短期大学として、浄土真宗の精神に基づき実際に即した専門の教育を施し、併せて有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。

本学短期大学部は、この目的を達成するために、教育研究組織を以下の方針等に基づき編制している。

教育組織は、「龍谷大学短期大学部の教育理念・目的」を実現するために、「学科の「教育理念・目的」と3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）策定の基本方針」及び「学生支援の方針」（「修学支援の方針」「学生生活支援の方針」「キャリア支援の方針」）に基づき編制している。

研究組織は、「龍谷大学研究活動に関する指針」と「研究支援の方針」に基づき、世界仏教文化研究センター等を編制している。

上記の教育研究組織の環境整備は、「教育研究等に係る施設設備に関する整備方針」に基づき実施している。

## (2) 短期大学の理念・目的に即した研究所の設置

本学は、本学が有する様々な知的資源を活かし、独創的な研究を推進し、学術研究の向上、交流に寄与するとともに、研究成果を社会に還元することを目的に、世界仏教文化研究センターを設置している。世界仏教文化研究センターの理念・目的は規程に定められている（資料 3-6【ウェブ】、3-7、短期大学基礎データ表 1）。

また 2019 年 11 月、ムハマド・ユヌス (Muhammad Yunus) 博士（ノーベル平和賞受賞）が推奨するソーシャルビジネスに関する研究拠点「ユヌスソーシャルビジネスリサーチセンター」を深草キャンパスに設置した。本学は日本では 2 例目で、世界では 74 拠点目となる（資料 3-8【ウェブ】、3-9【ウェブ】）。

## (3) 社会的要請に対応した教育研究組織の整備

本学は、学術の進展や社会の要請に応えるため、建学の精神に基づき、教育研究組織を整備してきた。第 2 期認証評価の受審（2013 年度）以降の具体例として、2015 年度に開設した世界仏教文化研究センターがある。

### 1) 社会的要請に対応した研究所、センターの設置

#### ア) 世界仏教文化研究センター

2015 年度に開設した同センターは、仏教を機軸とした国際的な研究拠点を形成し、学術研究の遂行を通じて現代世界の切実な諸課題に応え得る指針を提示することで、社会貢献という高等教育機関に与えられた重要な使命の一端を担うことを目的に設置された（資料 3-7、3-10【ウェブ】）。

同センターでは、海外の客員研究員・嘱託研究員の招聘や、海外の研究機関との学術交流協定の締結等、国際的な仏教研究の牽引役を担っている。

例えば、本学、カリフォルニア大学バークレー校東アジア研究所、大谷大学真宗総合研究所との 3 大学間の協定に基づく、『歎異抄』に関する 5 年間の研究プロジェクトでは、専任教員や大学院生等、幅広くかつ数多くの研究者が研究ワークショップに携わり、近世及び近代日本仏教、特に浄土真宗を専門とする研究者の国際ネットワークの構築を推進している（資料 3-11）。

応用研究部門に「人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター」を常設し、仏教・浄土教を機軸として、現代世界の苦悩や悲嘆に全人的に向き合い、社会の困難を和らげることに繋がる実践を生み出す研究を推進している。この研究活動を踏まえて、2016 年度以降、毎年、上智大学と共同で「グリーンケア公開講座」を開講している。本講座は、グリーンケアの理解、啓発の一環として、受講生がグリーン（悲嘆）を抱えた方々の悲しみや苦しみに共感し、共に歩むことができるようになることを目的としている（資料 3-12【ウェブ】、3-13【ウェブ】、3-14）。

また、本学併設である大学院実践真宗学研究科の「臨床宗教師研修」を研究面から推進し、教育プログラムに展開する形で、研究成果を教育に還元している（資料 3-15【ウェブ】）。

#### イ) ユヌスソーシャルビジネスリサーチセンターの設置

ユヌス博士が推奨する「ソーシャルビジネス」は、貧困問題をはじめとする社会問題の解決を目的としている。本学が推進する持続可能な社会を考える仏教 SDGs と通底することから、同センターの設置となった。

同センターは、仏教 SDGs に関する研究及び具現化を中心に、多岐にわたるソーシャルビジネスに関する研究と地域実装化の学術支援事業、大学の社会貢献使命の実現に向けた事業、多世代多文化協働型の人材育成のための事業運営を目的としている。同センターは、本学における各研究センターの共同研究事業、地域金融機関との共同事業、学生向けの教育プログラムの展開、本学が加盟する龍谷総合学園との連携事業を計画している（資料 3-8【ウェブ】、3-9【ウェブ】、3-16【ウェブ】）。

以上のことから、本学は、短期大学の理念・目的に基づき、かつ学問の動向、社会的要請や短期大学を取り巻く国際的環境にも配慮し、学科、センターその他の組織を適切に設置していると評価する。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### (1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、短期大学部自己点検・評価委員会を設置し、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用した点検・評価を行っている（資料 3-17）。

また研究所等については、研究所等の事務を所管する研究部が大学基準（大学基準協会）を準用し、その活動内容の点検・評価を行っている（資料 3-18）。

組織の自己点検・評価は、根拠資料の提示を義務づけており、大学評価委員会委員が自己点検・評価シートを確認する際、根拠資料を確認の上、評価を行っている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）

#### (2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価の結果、指摘された課題は、次のように改善・向上に努めている。

例えば、2015 年度（対象年度：2014）の自己点検・評価では、学則や規程等には教育研究組織の編制に関することが定められているものの、明確な教育研究組織の編制原理を策定していないことを課題として指摘し、改善に向けた取組を開始した（資料 3-19）。

その後、検討に数年を要したものの 2019 年 5 月に教育研究組織の編制原理を策定するに至った（資料 3-2【ウェブ】、3-20）。

以上のことから、本学は、教育研究組織の適切性について、毎年度、点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を実施していると評価する。

## 2. 長所・特色

世界仏教文化研究センターでは、上述のとおり、国際的な仏教研究の展開を図っており、研究者個人としての交流はもとより、海外研究機関との協定の下、組織的な共同研究を行っている。また国内外の若手研究者（大学院生等）の研究を支援する世界仏教文化研究センター嘱託研究員(Guest Researcher)制度を設けている。センターでは、研究推進だけでなく、若手研究者の養成にも寄与している（資料 3-7、3-10【ウェブ】、3-21）。

また、新たに設置したユヌスソーシャルビジネスリサーチセンターにおける活動が、本学が推進する持続可能な社会を牽引するエンジンとなることを期待している（資料 3-22）。

## 3. 問題点

なし。

## 4. 全体のまとめ

本学は、併設大学を含め明治初期、我が国の教育制度が確立する以前から、前身である大教校や普通学校において洋学を取り入れるなど、近代高等教育の先駆けとなる取組を展開し、1639 年の開学以来、建学の精神に基づく教学創造を行ってきた。また、1975 年以来、45 年間もの歳月をかけて、5 次にわたる長期計画を展開し、大学発展と教学創造に努めてきた。

研究機関についても、世界仏教文化センターの開設、そしてユヌスソーシャルビジネスリサーチセンターの設置など、社会的要請も踏まえつつ、本学の知的資源を活用した機関を設置している。

以上のとおり、本学の各学科及び研究所等の教育研究組織は、建学の精神のもとに構成されてきたものであり、このことは「龍谷大学短期大学部の教育研究組織の編制原理」で示しているとおりである。また 5 期 45 年にわたる長期計画のもと、新たな社会的・時代的要請に対応する大学創造を目指しており、今後、新たな長期計画「構想 400」のもと、さらなる大学改革に取り組んでいく。

## 第4章 教育課程・学習成果

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学は、建学の精神、教育理念・目的、学科の教育理念・目的と3つの方針策定の基本方針の下に、各学科の教育理念・目的を掲げ、学位ごとに卒業認定・学位授与の方針を定めている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、履修要項に明記することに加え、本学ウェブサイトでも公表している（資料1-3【ウェブ】、資料1-4 pp.6～13、基礎要件確認シート7）。

【例：社会福祉学科の学生に保証する基本的な資質・能力】

①：建学の精神の具現化	○建学の精神の意義について理解している。
②：（③の基礎となる）「知識・技能」の修得	○幅広い学問領域について基礎的な知識を持ち、その内容について説明できる。 ○個人の尊厳性、権利の普遍性、社会的互恵的連帯性、貧困と差別を生む社会構造をはじめとした社会福祉についての基礎的な知識を持っている。 ○自ら発見した課題を倫理的に分析し、自らの考えを文章で表現し、それをプレゼンテーション・ディスカッションできる。 ○外国語による基本的なコミュニケーションができる。
③：（④の基盤となる）「知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（「思考力・判断力・表現力」）」の発展・向上	○幅広い分野の知識・理解をもとにして、問題に対して多角的な思考、判断を行うことができる。 ○身近の生活問題を社会問題の脈絡で考察でき、自分の意見を発表することができる。 ○コンピュータを操作し、情報分析・発信のために基本的なスキルを身につけている。 ○基本的な社会福祉の援助技術を身につけている。 ○社会が必要とする職業観・勤労観と生涯を通した持続的な就業力を身につけている。
④：主体性をもって多様な人々と協働する態度（「主体性・多様性・協働性」）の発展・向上	○個人と社会の福祉の向上について、探究心を持ちそれを具体的な課題にできる。 ○市民としての社会的責任を自覚し、協調性を持ちつつ、リーダーシップを発揮しながら、身近から他者の権利回復と連帯をつくっていく姿勢を持つことができる。

○障がいの意味、老いの意味、死の意味、生命の繋がりについて洞察する姿勢を持つことができる。
---

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、2016～2018年度の3か年をかけ大幅な見直しを行い、2019年度から新たな方針を適用している。

卒業認定・学位授与の方針は、学生に保証する基本的な資質・能力と学位授与に必要とされる単位数及び卒業認定の方法で構成している。学生に保証する基本的な資質・能力は、学校教育法第30条第2項に定める学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体性・多様性・協働性）に建学の精神を加えた4つの観点で表記している。

以上のとおり、各学科の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの教育理念・目的の下、当該課程を修了することによって身につく基本的な資質・能力を適切に明示し、公表していると評価する。

**点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。**

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表
------------------------------------

・教育課程の体系、教育内容
---------------

・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
------------------------

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性
------------------------------------

本学は、各学科の教育理念・目的の下、学位ごとに教育課程編成・実施の方針を定め、履修要項に明記するほか、本学ウェブサイトでも公表している（資料1-3【ウェブ】、資料1-4 pp. 6～13、基礎要件確認シート7）。

各学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針と併せて見直しを行い、2019年度から新たな方針を適用している。

教育課程編成・実施の方針は、教育内容、教育方法及び授業科目のアセスメントポリシーとしての学修成果の評価の3つの項目で構成している。教育内容は、卒業認定・学位授与の方針と関連させるため、学生に保証する基本的な資質・能力の4つの観点（建学の精神、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体性・多様性・協働性）に分類し、教育課程の内容を表記している。

以上のとおり、各学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針を踏まえた教育内容を定め公表しており、関連性があると評価する。

**点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

評価の視点 1 : 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性  
 評価の視点 2 : 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮  
 評価の視点 3 : 単位制度の趣旨に沿った単位の認定  
 評価の視点 4 : 授業科目の内容、科目区分（必修、選択等）、開講方法  
 評価の視点 5 : 短期第大学士課程における特色ある教育内容の設定  
 評価の視点 6 : 初年次教育、高大接続への配慮  
 評価の視点 7 : 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

### (1) 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

各学科の教育課程は、教育課程編成・実施の方針に基づき、共通科目及び学科専門の教育に関する専攻科目で編成している。また教育課程編成・実施の方針は、教育課程との整合性を図るため、授業科目名を明記するなど具体的な内容を表記している（資料1-4 pp.6～13）。

#### 【例：社会福祉学科の教育内容】

①：建学の精神の具現化	○建学の精神の意義について理解するために、必修科目である「仏教の思想」（4単位）を開講する。
②：（③の基礎となる）「知識・技能」の修得	○幅広い学問領域について基礎的な知識を身につけるために、人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目を「学部共通科目」を14単位以上開講する。 ○社会福祉についての基礎的な知識を身につけるとともに、自ら発見した課題を倫理的に分析し、自らの考えを文章で表現し、それをプレゼンテーション・ディスカッションできるようになるために、「学科専攻科目」の必修科目として、「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術総論」、「卒業論文」、社会福祉に関する演習および実習科目を20単位、関連領域も含めた社会福祉の専門科目を選択科目として34単位以上開講する。 ○外国語による基本的なコミュニケーションができるようにするために、「英語Ⅰ」（2単位）を必修科目として開講する。また、「英語Ⅱ」（2単位）教養英語ⅠⅡⅢⅣ（各1単位）等の科目を選択科目として開講する。
③：（④の基盤となる）「知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（「思考力・判断力・表現力」）」の発展・向上	○幅広い分野の知識・理解をもとにして、問題に対して多角的な思考、判断を行うことができるようにするために、人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目を「学部共通科目」として14単位以上開講する。 ○身近な生活問題を社会問題の脈絡で考察でき、自分の意見を発表することができるようにするために、「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術総論」、「卒業論文」、

	<p>および社会福祉に関する演習および実習科目 20 単位を必修科目として開講する。</p> <p>○基本的な社会福祉の援助技術を身につけるために、「社会福祉援助技術総論」、演習や実習科目を必修科目として 20 単位開講する。その他、社会福祉の援助技術に関連する科目を「学科専攻科目」等の選択科目として開講する。</p> <p>○情報分析・発信のための基本的なスキルを身につけるために、選択科目として「情報処理基礎」（2 単位）を開講する。また必修科目である演習、実習指導においてパソコンを用いてレポートを作成し、manaba course から提出する等、コンピューターの基礎的なスキルを修得する。</p> <p>○社会が必要とする職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力を育成するために、「キャリア啓発科目」と「キャリア形成科目」を開講する。</p>
<p>④：主体性をもって多様な人々と協働する態度（「主体性・多様性・協働性」）の発展・向上</p>	<p>○個人と社会の福祉の向上について、探究心を持ちそれを具体的な課題にできるようにするために、「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術総論」、「卒業論文」、社会福祉に関する演習および実習科目 20 単位を必修科目として開講する。</p> <p>○市民としての社会的責任を自覚し、協調性を持ちつつ、リーダーシップを発揮しながら、身边から他者の権利回復と連帯をつくっていく姿勢を持つとともに、障がいの意味、老いの意味、死の意味、生命の繋がりについて洞察する姿勢を持つことができるようにするために、「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術総論」、「卒業論文」、社会福祉に関する演習および実習科目を 20 単位を必修科目として開講する。</p>

## （２）教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

各学科は、授業科目の内容に応じて開講時期（配当年次）を設定し、教育課程における順次性及び体系性の全体像を明示したカリキュラムマップ等を作成し履修要項に記載している。カリキュラムマップ等は、主要な授業科目の科目区分（必修、選択）や関連性を明示し、1 年生から 2 年生までの履修モデルを示している（資料 1-4 pp. 43～45）。

また、建学の精神の意義を理解するために 1 年生に「仏教の思想」科目を必修として開講している（資料 1-4 p. 38）。

## （３）単位制度の趣旨に沿った単位の認定

単位制度は、短期大学設置基準を踏まえ、1 単位の授業科目は 45 時間の学修を必要と



することとし、授業科目は講義・演習・講読科目と外国語・スポーツ・実験・実習科目とに分けて学修時間を定めている。また授業回数は、定期試験とは別に半期 15 回を確保している（資料 1-4 pp. 23～24、4-1、基礎要件確認シート 9）。

本学は 2 学期制を採用し、原則として 4～9 月末までを前期、10～翌 3 月までを後期と区分している（資料 1-4 p. 25）。

#### （4）授業科目の内容、科目区分（必修、選択等）、開講方法

本学の授業科目は、学則第 6 条に「本学の教育課程における授業科目は開設方式により「専攻科目」と「共通科目」と「教育職員免許状取得に関する科目」と「保育士資格取得に関する科目」と「本願寺派教師資格取得に関する科目」とし、学修方法によりそれぞれ必修科目、選択必修科目、選択科目に区分する」と定めている（資料 1-2、1-4 pp. 35～37）。

##### 1）専攻科目

専攻科目は、各学科が教育課程編成・実施の方針に基づき、学科の特性を反映した独自の教育課程を編成している。各学科は 1 年生から専門基礎科目を配置するなど、早い段階から専門教育を導入し、学年進行にあわせ順次高度な専攻科目を配置している。また少人数による教育を実践するため 1 年生から「基礎演習」や「保育実習指導 I」等のゼミ・クラス制を採用している（資料 1-4 pp. 39～45、4-2、4-3）。

また、学則第 13 条第 1 項及び第 2 項により、「教育職員免許状取得に関する科目」及び「保育士資格取得に関する科目」については、こども教育学科開設科目としている（資料 1-2）。

##### 2）共通科目

共通科目は、両学科に共通開講し、幅広い教養を身につけることを趣旨とし、「仏教の思想」、外国語科目、保健体育科目の 3 つの科目区分で教育課程を編成している。

「仏教の思想」は親鸞聖人によって開宗された浄土真宗の精神を建学の精神にもち、真の人間たるにふさわしい世界を開くことをめざし、深い学識と教養をもちながら国際社会の一員として努力する人間を育成することを目的としている。

外国語科目は、言語に対する認識を深め、外国の芸術、文化をより深く理解する能力を養うことを目的としている。

保健体育科目は、スポーツ技術を獲得し、健康の維持・増進の法則を理解して、これらを自主的に実践していく能力を身につけることを目的としている（資料 1-4 pp. 36～37）。

##### 3）授業科目の開講方法

授業科目は、学生がカリキュラムマップ等に基づき体系的に履修ができるよう、それぞれの科目（開講曜日・時間）を調整の上、時間割を決めている。事前に時間割を決めることにより、優先的に必修科目の開講時間帯を確保することや、共通科目と専攻科目の重複を避けること等、履修に配慮した時間割を策定できている（資料 4-4）。

## (5) 短期大学士課程における特色ある教育内容の設定

社会福祉学科については、学生のニーズに合わせて教養教育と専門教育を編成するとともに、プログラム制を導入することで学生は、体系的により専門的な学修ができるようにしている（資料 1-4 pp. 46～52）。

こども教育学科については、文部科学省、厚生労働省の定めるところに基づき、保育者養成に必要な授業科目を系統的に開設し、カリキュラムを編成している（資料 1-4 pp. 73～84）。

## (6) 初年次教育、高大接続への配慮

初年次教育としては、高校から短期大学の学びへスムーズに移行できるよう、各学科において1年生に「基礎演習」・「保育実習指導Ⅰ」等を開設し、文献資料の検索方法、レポートの書き方、レジュメの作成法等、大学の学びの基礎について修得できるようにしている（資料 4-2、4-3）。

高大連携については、基本方針を定め、龍谷大学附属平安高等学校（以下「附属校」）をはじめ、教育連携校、宗門関係校、高大連携協定校を選定し、連携事業を展開している（資料 4-5【ウェブ】）。

附属校は、本学への進学を目標とするプログレスコースに卒業後の大学生活をイメージするための高大連携教育プログラムを開設している。プログラムは1年生を対象とした自己理解や進路探究を行う「ライフプラン探究」、2年生を対象とした学部・学科の学びを理解する「キャンパス・ビジット」、そして3年生を対象とした高大連携科目等、高等学校3年間を通じて実施している。また学科に合わせた学習課題を課し、高校から短期大学への接続を意識した教育の機会を提供している（資料 4-6、4-7【ウェブ】、4-8）。

浄土真宗の精神に基づく教育を展開する宗門関係校の中でも北陸高等学校（福井県）・崇徳高等学校（広島県）・神戸龍谷高等学校（兵庫県）・相愛高等学校（大阪府）とは、教育連携に関する協定を締結し、模擬講義、進路ガイダンス及び大学見学会の開催、並びに教育連携校入試（専願）の合格者には教育連携校学習課題を課すなどの教育連携事業を実施している。また宗門関係校とは、浄土真宗本願寺派の宗門関係学校で構成される龍谷総合学園（本学も加盟）において、「仏教×SDGs」をキーワードとして連携プロジェクト等を実施している（資料 3-16【ウェブ】、4-9【ウェブ】）。

高大連携協力に関する協定を締結した高大連携校とは、各種ガイダンス、模擬講義又は学部独自のプログラム等、本学の教育資源を活用した高大連携事業を実施している。具体例として、社会福祉学科については、独自に福祉系学科を設置する綾羽高等学校（滋賀県）・福知山淑徳高等学校（京都府）・昇陽高等学校（大阪府）・大阪府立北摂つばさ高等学校（大阪府）と高大連携協定を締結し、学科独自にキャンパス・ビジットを実施している（資料 4-10【ウェブ】、4-11【ウェブ】、4-12）。

その他、入学前教育として、指定校推薦入試、スポーツ活動選抜入試／文化・芸術・社会活動選抜入試等の専願入試合格者には、文章表現力や高等学校英語の総復習等の課題を課す入学準備サポートプログラムを実施し、入学後の学修に必要な知識・技能についての補習と学習習慣の修得などを目指している（資料 4-13）。

**(7) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施**

本学は、キャリア教育と進路・就職支援の二本柱とした「キャリア支援の方針」を定めている。キャリア教育は、本学と各組織が連携し正課教育および正課外教育を通して、学生が社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力を身につけることを目的としている（資料 4-14【ウェブ】）。

正課教育のキャリア教育としては、「キャリアデザイン論」を開講している（資料 4-15）。

また、学科独自の取組としては、次のとおりである。

社会福祉学科では、社会福祉人材不足に応えるために社会福祉士養成課程やビハラー活動者養成課程等を開設している。さらに、必修科目を使って「福祉フェア」の実施や福祉現場に就職している卒業生を授業に招聘することにより、社会的及び職業的自立に結び付けている（資料 1-4 pp. 85～87、p. 94、4-16、4-17）。

こども教育学科では、教職課程及び保育士養成課程を開設し、実習指導授業を使って幼稚園や社会福祉施設で活躍している卒業生や園長・施設長を招聘して現場の状況を聞く機会を作り、学生が社会的及び職業的自立に必要な能力を修得する機会としている。また、資格・免許取得を目指さない学生には、面談を行いキャリアセンターにつないでいる（資料 1-4 pp. 73～84、4-18、4-19【ウェブ】、4-20【ウェブ】）。

その他、職業に直結する諸課程として、本願寺派教師資格課程等も開講している（資料 1-4 p. 91）。

上記の取組を通じて、学生の社会的及び職業的自立に必要な能力の育成に努めている。

以上のとおり、本学は、各学科が教育課程編成・実施の方針に基づき、順次性・体系的に配慮しつつ、学位課程にふさわしい授業科目を開設し教育課程を編成していると評価する。

**点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。**

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 評価の視点 1：1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定      |
| 評価の視点 2：シラバスの内容及びシラバスに沿った授業の実施      |
| 評価の視点 3：学生の主体的な参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 |
| 評価の視点 4：授業形態に配慮した1授業あたりの学生数         |
| 評価の視点 5：適切な履修指導の実施                  |

**(1) 1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定**

本学は、学科の1年間に履修登録単位数の上限を80単位としている（資料 1-4 p27、基礎要件確認シート8）。

## (2) シラバスの内容及びシラバスに沿った授業の実施

シラバスの様式は、併設大学を含み全学統一としている。またシラバスは講義概要、到達目標（目的・ねらい）、講義方法、授業時間外における予・復習等の指示、成績評価の方法及び講義計画（半期 15 回、年間 30 回）を必須項目と定め、その他、任意項目としてサブタイトル、テキスト、参考文献、履修上の注意・担当者からの一言、オフィスアワー・教員との連絡方法及び参考 URL で構成している。

作成要領である「シラバス作成の手引き」を定め、障がいのある学生への配慮等の注意事項や必須項目に関する具体的な記入例を示すなど、シラバスを充実させる工夫をしている（資料 4-21）。

各授業担当教員（非常勤教員を含む）のシラバスは、チェック体制を設け、その記載内容の適切性を点検・確認した上で、本学ウェブサイトに公開している（資料 4-22、4-23【ウェブ】）。

学生による学期末の授業アンケートを実施し、各授業がシラバスの講義計画に則って行われているかを確認している。アンケートは「この授業のシラバスに示されている『到達目標（目的・ねらい）』を、どの程度達成できたと思いますか」との設問を設定している。2019 年度第 1 学期（前期）は、本設問に対し「70%以上達成した」との回答が約 85%（回答数 1,674 件のうち 1,430 件）を占め、各授業は概ねシラバスの講義計画に則って進められていると評価している<第 6 章参照>（資料 4-24）。

## (3) 学生の主体的な参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

各学科では、時代の流れや社会の要請に応じて、より魅力的な授業科目の開発を行っている。特に近年は、学生が授業に主体的に参画し、様々な課題に対して調査・研究に基づいて提案を行うアクティブラーニングや PBL の要素を取り入れた特徴的な授業科目が増加している。

社会福祉学科では、国際援助・国際協力や在日外国人等への支援、福祉先進国や福祉後進国の福祉状況、さらにはグローバル人材に不可欠な自国の文化について学ぶ演習科目を設けている。国内外のグローバルな福祉問題に対応できる力や、多文化理解、英語力といった国際的素養を身につけ、福祉的な世界への変革に寄与できる人を育てることをねらいとしている。このように、教員による講義だけではなく、映像資料を活用したワークショップ、学生による報告、討論、見学、フィールドワーク、サービス・ラーニング、論文執筆など多様な学習スタイルを取り入れた教育を実施している。また、本取組は、「“You, Challenger” Project」として社会に公表している（資料 4-25【ウェブ】）。

また、学生の学びを支援するべく、コースマネジメントシステムとして「manaba course」及び「moodle」、英語の e-ラーニングシステムとして「ALC NetAcademy NEXT」を整備している（資料 4-26、4-27）。

manaba course は、すべての授業科目のコースを設定し、授業内外で活用することが可能である。学生の出席を把握・集計することや、授業中にアンケートを行い、その集計結果を瞬時に表示し、学生と双方向のコミュニケーションがとれる。また授業で使用する教材資料の閲覧・ダウンロード、掲示板機能を利用した学生同士の意見交換、さらにレポートや小テストの課題を課すこと等ができ、その採点・集計も容易にできる仕様

となっている。manaba course は学生の 87.58%、専任教員の 65.48%（併設大学を含む、2019 年度前期）が利用している。その他、学期（初め・半ば）に実施する「授業アンケート（任意）」、「シャトルカード」や「ミニッツペーパー」等の教育支援ツールを提供している（資料 4-28、4-29【ウェブ】）。

学修支援の場としては、ラーニングコモンズとライティングサポートセンターを設置し、授業時間外においても、学生が主体的に学修する環境整備を行っている（第 8 章参照）。

授業運営を支援するため教育補助員・T A（ティーチング・アシスタント）・チューター制度を整備している。受講者数の多い授業科目に教育補助員を配置し、ミニッツペーパーやレポートの整理、レジユメの配布等、効率的な授業運営を支援している。併設大学の大学院生等を T A として採用し、情報処理実習室における授業運営の補助を行っている（資料 4-30）。

#### （４）授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数

受講生が多くなる傾向にある科目においては、前年度の履修者数を参考に、次年度の受講登録学生数を予測してクラス数を決定している。受講登録学生数が確定した段階で、クラス分割が必要な授業に関しては、クラス数を増やすなどの措置を講じている。また、予備登録を実施し、可能な限り適正規模の維持に努めている。受講者数が適正規模を超えていると判断した科目については、次年度以降、短期大学部教授会で審議の上、科目の増設等の措置をとることとしている。

#### （５）適切な履修指導の実施

学生の履修指導は、学期開始時に履修指導期間を設定し、学科・学年別に履修説明会を開催するなど、所属学科・学年にあった履修登録に係る説明・相談を行っている。また履修要項には、カリキュラムマップを記載し、各授業科目の関係性や履修モデルを明示している（資料 1-4 pp. 43～45）。

なお、教員への日常的な履修相談等は、オフィスアワーを定め、対応している（資料 1-4 p. 20）。

以上のとおり、本学は、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じていると評価する。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

#### （１）成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

本学は、単位制度の趣旨に沿った授業時間を確保するとともに、授業時間外における

予・復習の指示をシラバスに記載している。また、このことを前提とした成績評価に基づき単位認定を行っている。

入学前の短期大学等での既修得単位については、学則第8条の2に、教育上有益と認める場合には、その単位を本学で修得したものとして認定することができる旨を定めている（資料1-2、基礎要件確認シート10）。

成績評価の方法や基準は、履修要項及び本学ウェブサイトにも明示するとともに、個々の授業科目の成績評価の方法をシラバスにも明記している。また学科の教育課程編成・実施の方針は、授業科目のアセスメントポリシーとして学修成果の評価を定めている（資料1-4 p.30、4-31【ウェブ】、4-32【ウェブ】、4-33【ウェブ】）。

成績評価は、筆答試験による評価、レポート試験による評価、実技試験による評価及び授業への取組状況や小テストの4種類の評価方法のうち、担当者が授業科目の特性に応じて1つ又は複数に合わせて評価を行うこととしている。個々の評価方法は、シラバスに評価種別、割合及び評価基準を明記している。成績評価は100点を満点とし60点以上を合格とし、それを満たさない場合は不合格としている。素点に対する評点は100～90点を「S」、89～80点を「A」、79～70点を「B」、69～60点を「C」としている（資料4-21、4-33【ウェブ】）。

「成績疑義制度」を整備し、成績評価の客観性を担保する一助としている。学生は、成績評価に対し疑義がある場合に、授業担当者に対し評価結果の再確認や説明を求めることができる。授業担当者は学生から成績疑義の申し出があった場合、採点内容を再確認し、必要に応じて採点済の答案や評点の内訳を開示するなど疑義に対する説明を行っている。万一、授業担当者から成績評価を変更する申し出があった場合は、授業担当者から変更理由を記載した書面等を提示の上、教授会で審議・承認された場合のみ、成績変更を認めている（資料1-4 p.31、4-34、4-35）。

各学科の卒業要件は、それぞれの卒業認定・学位授与の方針に基づき設定され、履修要項に明記している（資料1-4 pp.25～26）。

## （2）学位授与を適切に行うための措置

学位授与に係る卒業認定は、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づき編成された教育課程の授業科目（必修科目、選択科目）を履修（合格）し、卒業要件を満たした者に対し、教授会が厳正な審議の上、判定している。

学位（短期大学士）の授与のための卒業要件は、学則第12条及び14条に定めるほか、卒業認定・学位授与の方針に基づく卒業要件を定め、各学科の履修要項に明示している。具体的には、本学に2年以上在学し、各学科の教育課程の所定の科目を履修し68単位以上を修得する必要がある（資料1-2、基礎要件確認シート10）。

また、社会福祉学科は、卒業論文を2年間の学修の集大成と位置付け、卒業要件としている（資料1-4 p.39、pp.61～65）。

以上のとおり、本学は、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると評価する。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定 評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発
--

本学は、卒業要件又は修了要件に基づく成績評価及び単位認定に加えて、その他の指標による学生の学修成果の把握・評価に努めている。具体例を次のとおり記載する。

### 1) GPA 制度

本学は、学生が学修到達度を修得単位数以外の指標で把握するため、どの程度のレベルで単位を修得することができたのかを示す GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。GPA 制度は履修要項に記載して周知し、その結果は成績表に記載し開示している。GPA 制度は、学生が学修状況を把握した上で学修目標を設定できることや、学生の学修意欲を向上させることが期待できる (資料 1-4 pp. 30~31)。

### 2) アセスメントテスト

本学は、進路支援の指標として株式会社ベネッセ i-キャリアの「大学生基礎力調査 I」、及び「GPS Academic (思考力テスト)」の 2 つのアセスメントテストを実施している (資料 4-36【ウェブ】)。

新入生は、入学時に大学生基礎力調査 I を受験し、また 2 年生で GPS Academic (思考力テスト) を受験している。大学生基礎力調査 I は、「協調的問題解決力」を「経験」と「批判的思考力」の 2 つの側面から測定する。本基礎調査は学生が「今の自分」と「なりたい自分」との差や課題を認識し、行動計画を考えることを目的としている。また 2 年生で実施する GPS Academic (思考力テスト) は、「思考力」「姿勢・態度」「経験」を測定する。本テストは、在学中の能力の伸長を把握することを目的としている (資料 4-37)。

株式会社ベネッセ i-キャリアから調査・分析結果の報告を受け、その内容を共有・確認している。今後、教育改革や教育改善につなげることが期待される (資料 4-38、4-39)。

### 3) 学修成果の記録

本学は、学生の学修過程等を記録する e ポートフォリオシステム「mahara」を、2019 年度に試行的に導入した。現在、試行期間における成果や課題を確認しており、e ポートフォリオの活用方策について検討している (資料 4-40、4-41、4-42、4-43)。

社会福祉学科では、学生が自己の学習態度と成果を振り返るため、ウェブサイト上に置かれたツールである「セルフマネジメントシート」に入力された内容に基づいて、ゼミ担当教員が面談等をして確認することにより、学生の学修成果の把握に努めている (資料 4-44)。

こども教育学科では、幼稚園教諭教職課程履修者に限定されるが、『教職履修カルテ』を導入している (資料 4-45)。

#### 4) 各種アンケート調査

##### ア) 「学生に保証する基本的な資質・能力」の修得状況に関するアンケート

本学は、学生が2年間の学修・学生生活を通して、卒業認定・学位授与の方針に掲げている「学生に保証する基本的な資質・能力」を、どの程度身につけたと実感しているかを調査・把握するため、卒業時にアンケート調査を実施している。各学科は、アンケート調査の結果を踏まえ、学生の傾向や特徴を確認している。本調査の回答率は毎年度高水準で推移しているものの(2018年度:98.6%)、集計結果からは「学生に保証する基本的な資質・能力」の認知度が低いことが確認でき、まずは認知度を上げることが課題であると認識している(資料4-46、4-47、4-48)。

##### イ) 卒業生調査

本学は、卒業後1年目及び4年目の卒業生を対象に、進路・就職支援の改善・質向上及び教育効果の測定に資する情報を収集する卒業生アンケート調査を実施している。

本調査は「社会で求められている能力について、在学中にどの程度身についたか」等の質問を設定している(資料4-49、4-50)。

2020年度からは、本調査結果を教育効果の測定に活用することを趣旨とし、調査結果を各学科、キャリアセンター及び関係部署にも共有し、教育改革等に活用することを計画している(資料4-49)。

#### 5) 外部評価の活用

社会福祉学科では、必修科目である実習科目においては、学生からの提出物や実習巡回での様子から学修成果を把握・評価することに加え、外部の実習指導者に実習評価票を用いた学生ごとの評価を依頼し、より丁寧な学修成果の把握・評価を行っている。また実習報告会に実習施設の指導者を招き、実習の成果について直接コメントをいただく機会を設定している(資料4-51、4-52)。

こども教育 学科では、学生の実習記録や総括レポート、実習終了後調査による個人レベルの振り返りに加え、実習先の指導者に学生ごとの評価を依頼し、学修成果を適正に把握・評価することに努めている(資料4-53、4-54、4-55)。

以上のように、本学は、卒業認定・学位授与の方針に明示した学修成果について、卒業要件以外の様々な指標・方法で把握及び評価することに努めており、適切に取り組んでいると評価する。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上



### (1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用した点検・評価を行っている。教育課程・学習成果の適切性については、本学及び教学部において点検・評価を行っている（資料 4-56）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

また、2019 年度に「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針」を定め、教学マネジメント体制を再構築した。今後は、学長を議長とする全学教学政策会議が教育活動に関する全学的な方針・企画を策定し、教学会議がその方針・企画に基づく具体的な教育活動を実践する。また新たに設置した3つの方針検証委員会が実践結果を検証し、改善・向上に資する提言を学長に行う。そして、その提言をもとに全学教学政策会議が新たな方針・企画を策定し、教育活動の質の維持・向上を図ることにつなげていく<第2章参照>（資料 2-8）。

### (2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

上述の点検・評価活動を通じた改善・向上の具体例を次のとおり記載する。

社会福祉学科では、社会福祉を学ぶ上で重要な科目である実習系科目の授業内容の企画立案について、学生の実習結果等を踏まえて社会福祉学科会議において協議し決定している（資料 4-57）。

こども教育学科では、学科会議に加え水曜日に担当者会議を開催し、教育成果をいかに検証するかを含めた教育内容・方法の改善方策について議論し、その結果を、『2018 年度こども教育学科教育年報』にまとめた（資料 4-58）。

また、巡回訪問時の指導者からの指摘内容や実習評価票へのコメントを教員間で共有し、実習指導室の職員と連携して検討を行い、次年度の実習ハンドブックの改訂に反映させ、教育課程やその内容・方法の改善に活用している（資料 4-59）。

また、全学教学政策会議は、学士課程教育の改革、3つの方針に基づく教学改革等について、点検・評価を踏まえた総括を行っている（資料 4-60）。

以上のとおり、本学は、教育課程及びその内容、方法の適切性について、毎年度、自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を検討し、実施していると評価する。

## 2. 長所・特色

### (1) 学生の主体的な参加を促す授業科目の整備

各学科では、時代の流れや社会の要請に応じて、より魅力的な授業科目の開発を行っ

ている。特に近年は、学生が授業に主体的に参画し、様々な課題に対して調査・研究に基づいて提案を行うなど、アクティブラーニングやPBLの要素を取り入れた特徴的な授業科目が増加している。

例えば、社会福祉学科の演習科目では、教員による講義だけではなく、映像資料を活用したワークショップ、学生による報告、討論、見学、フィールドワーク、サービス・ラーニング、論文執筆など多様な学習スタイルを取り入れた教育を実施している（資料4-25【ウェブ】）。

## （2）様々な指標による学修成果の把握及び評価について

本学は、成績評価のほか、様々な指標を用いて学生の学修成果の把握及び評価に努めている。具体的には、アセスメントテスト、eポートフォリオの導入、卒業生調査、基本的な資質・能力に関するアンケート調査等の取組を含め、近年、積極的に学修成果の把握及び評価に取り組んでいる。

## 3. 問題点

各学科は、卒業認定・学位授与の方針に「学生に保証する基本的な資質・能力」を掲げ、教育課程編成・実施の方針に基づく教育課程を編成し実施している。しかし、卒業時に実施しているアンケート調査の結果では、卒業認定・学位授与の方針の認知度が低い状態にある。認知度を上げるためには、教育課程の達成目標である卒業認定・学位授与の方針に対する学生の理解を深める必要があり、方針の効果的な周知方法を開発することが課題である。

## 4. 全体のまとめ

本学各学科は、2019年度から新たな卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を定め、本学ウェブサイト及び履修要項に明示している。これら2つの方針の各項目は、学力の3要素と建学の精神に分類され、それぞれ整合している。また各学科の教育課程はこれら2つの方針の下に適切に編成されている。

各学科の教育課程は、それぞれの専門性を反映した専攻科目と、各学科に共通開講し幅広い教養を身につけることを目的とする共通科目により編成している。専攻科目、共通科目ともに開講時期（配当年次）を設定し、順次性及び体系性を整えている。また履修要項にカリキュラムマップを明記することで、順次性や体系性の周知・浸透を図っている。

各授業科目は、科目区分（必修、選択）ごとに開講曜日・時間を決め、学生が円滑な履修計画を立てられるように配慮している。単位の実質化を図るため、定期試験を別とした授業時間を半期15週（年間30週）確保している。シラバスに予・復習の指示等を記載し、授業時間外の学修時間の確保にも努めている。各学科は年間の履修登録の上限数を80単位に設定し、資格取得に係る諸課程科目等の履修にも配慮している。

本学で必要な基礎的技能を身につけるための少人数教育として、1年生に基礎演習や

保育実習指導Ⅰの演習科目を展開している。また付属校、高大連携関係を持つ高等学校との高大連携・接続においても、連携プログラムの策定や入学前教育の実施等、積極的に実施している。

学生の学修を活性化し効果的な教育を行うため、教育支援ツールの提供や教育補助員の配置等により授業運営を支援するとともに、各教員がアクティブラーニングやPBLを取り入れて、学生の主体的な授業参画を促している。

成績評価及び単位認定を適切に行うため、あらかじめ成績評価の方法及び基準を公表するとともに、各授業科目の評価方法はシラバスに明記している。シラバスには成績評価の方法の割合も明示している。

学修成果の測定に関して、近年、アセスメントテスト、eポートフォリオの導入、様々なアンケート調査等を実施し、試行的なものも含まれるが卒業要件以外の指標で学修成果の把握及び評価に積極的に取り組んでいる。

教育課程・学習成果について、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、課題を発見し改善に向けて努力している。

以上のことから、本学は、体系的な教育課程を編成し、学位授与を適切に行っているとともに、卒業認定・学位授与の方針に示した学修成果も適切に把握・評価していると評価する。

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

#### (1) 「入学者受入れの方針」の設定及び公表

本学では、短期大学部の教育理念・目的の下に「学科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」を策定し、3つの方針策定に関する基本的な考え方を示している（資料1-3【ウェブ】）。

この基本方針に基づき、大学(短期大学部を含む)としての「入学者受入れの方針」を次のとおり定めるとともに、学科ごとに「入学者受入れの方針」を定め、『入学試験要項』、『入試ガイド』及び本学ウェブサイトで公表している（資料1-3【ウェブ】、5-1、5-2）。

#### 龍谷大学 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

龍谷大学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、価値観が多様化する社会において、本学の建学の精神を体现するための意欲と各学部での教育に必要な適性を有した学生を、幅広く受け入れることを基本とします。

#### (2) 「入学者受入れの方針」における「求める学生像」及び「判定方法」の設定

各学科の「入学者受入れの方針」において、入学希望者に求める学生像を明らかにするとともに、その学科の教育に必要な適性を身につけるため、高等学校等で学習すべき教科と養うべき能力等を明示している（資料1-3【ウェブ】、5-1、5-2、基礎要件確認シート11）。

なお、各学科の入学者受入れの方針は、2019年度から卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を改定したことを踏まえ、現在、見直しを進めている。

新しい入学者受入れの方針は、次に案を示すとおり、建学の精神及び「学力の3要素」を踏まえた「4つの観点」に基づく見直しを行うことに加え、短期大学部としての入学者受入れの方針の下、実施する入学試験の入学者受入れの方針を定め、各入学試験で重視するポイント（試験科目等、評価する項目、判定方法）を明らかにし、各学科が入学試験別に入学者受入れの方針（求める学生像）を策定することを予定している（資料5-3）。

**【案】龍谷大学短期大学部  
入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）**

龍谷大学短期大学部は、建学の精神に基づき「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成することを「教育理念・目的」として掲げています。この教育理念・目的に基づき、次の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を掲げています。

龍谷大学短期大学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、価値観が多様化する社会において、本学の建学の精神を体現するための意欲と各学部での教育に必要な適性を有した学生を、幅広く受け入れることを基本とします。

各学科は、龍谷大学短期大学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）のもと、各学科それぞれの卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づき、各学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めるとともに、各入学試験を設定しています。

龍谷大学短期大学部の教育理念・目的および各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、龍谷大学の教育を受けるにふさわしい能力・適性などを備えた入学者を受け入れるために、学力の3要素「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を評価する入学試験を実施します。入学試験ごとに学力の3要素の中で重視する項目を設定して多様な入学試験を実施し、多面的・総合的かつ公正に選抜します。

**〇〇学科 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）**

〇〇学科では、・・・・・・・・・・の育成を目指します。そのため次のような人が入学することを求めています。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

<各入学試験における入学者受け入れ方針>

一般選抜 入学試験	<p>各学科での教育に必要とされる総合的な基礎学力を有した受験生を選抜することを目的としています。</p> <p>このような受験生を適正に選抜するために、本学独自の筆記試験において「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価します。</p>
指定校 推薦入学試験	<p>本学の建学の精神を理解しようとする意欲や、入学後の学修および学生生活に関する明確な志向を持ち、それにふさわしい能力を有した受験生を選抜することを目的としています。</p> <p>このような受験生を適正に選抜するために、提出書類および小論文において「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を、面接において「主体性・多様性・協働性」を中心として、総合的に</p>

	評価します。
.....	.....
.....	.....

<各入学試験において重視するポイント> ◎：特に重視する ○：重視する

入試区分	知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性 多様性 協働性	実施学部
一般選抜入学試験	◎	○	—	全学部
大学入学共通テスト利用入学試験	◎	○	—	全学部
公募推薦入学試験〔2教科型〕	◎	○	—	全学部
.....	○	◎	◎	○○学部
.....	○	◎	◎	○○学部

以上のとおり、本学は入学者受入れの方針を定め適切に公表している。

なお、各学科の入学者受入れの方針は、2019年度から卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を改定したことを踏まえ、現在、見直しを進めており、2020年度（2021年度入学試験）に制定・公表する予定である。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(1) 「入学者受入れの方針」に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の設定

1) 学生募集

本学は、大学(短期大学部を含む)としての「入学者受入れの方針」及び各学科の「入学者受入れの方針」に基づき、本学の建学の精神を体現するための意欲と教育に必要な適性を有した学生を受け入れるため、幅広く様々な学生募集活動を行っている。主な取組は、次のとおりである。

- ① 入学試験要項、大学案内誌・短期大学部パンフレットの頒布（資料 5-1、5-4）
- ② オープンキャンパスや入試直前対策講座等のイベント開催（資料 5-5【ウェブ】、5-6）

- ③ 高等学校、予備校等への訪問及び高等学校教員対象説明会の開催による情報提供（資料 5-7）
- ④ 高等学校等における大学別・分野別説明会への参加（資料 5-8）
- ⑤ 高校生等を対象とした模擬授業の実施（資料 5-9）
- ⑥ インターネット（デジタルメディア）を活用した情報発信（資料 5-10【ウェブ】、5-11【ウェブ】、5-12【ウェブ】）
- ⑦ 本学訪問者への個別相談
- ⑧ 高等学校等による大学見学会の受け入れ（資料 5-13）

このうち、入学試験に関する各種資料（入学試験要項、大学案内誌、本学パンフレット、入試問題集等）は、大学ウェブサイトから簡単に請求できるよう利用者の利便性を図っている。また、資料請求者には無料で郵送に応じる等、入学希望者の経済的な負担に配慮している（資料 5-14【ウェブ】）。

オープンキャンパスは、入学希望者（主に高校生）の夏期休暇期間である 8 月を中心に併設大学と合わせて年 6 回、深草・瀬田・大宮の 3 キャンパスで開催している。遠方から参加する入学希望者のために中核都市と本学を結ぶ無料送迎バスや、関係する他のキャンパスを見学できるようにキャンパス間の無料シャトルバスを運行するなど、参加者の利便性の向上を図っている（資料 5-15、5-16）。

またオープンキャンパスの運営には、学生スタッフで組織する「アドミッション・サポーター」が参画し、イベントの企画・実施や、学内ツアーガイドを担当するなど、学生主体での入試広報を実施している。アドミッション・サポーターの活動は、参加者から好評を得ており、入学の動機付けにもなっている。このような活動は、学生スタッフの能力向上や帰属意識の醸成にも良い影響を与えている（資料 5-17【ウェブ】）。

その他、関西圏以外での広報活動として、全国各地での合同進学相談会に参加し、本学及び併設大学の情報を積極的に発信している。なお、2019 年度の相談会参加件数は 128 件であった（資料 5-18【ウェブ】、5-19）。

## 2) 入学者選抜

本学では、「入学者受入れの方針」に基づき、建学の精神を体現するための意欲と教育に適性を有した学生を幅広く受け入れるため、多様な入学者選抜制度を設定している。具体的には、スタンダードな入試である一般入試に加え、高等学校等での成績を考慮する（調査書を合否判定に加味する）公募推薦入試、大学入試センター試験の結果を利用するセンター試験利用入試、課外活動における実績を活かすスポーツ活動選抜入試/文化・芸術・社会活動選抜入試、伝道を志す者への伝道者推薦入試、「日本留学試験」を活用した外国人留学生入試、帰国生徒特別入試、社会人推薦入試、及び高等学校との接続のための指定校推薦入試、付属校推薦入試（1 校）、教育連携校推薦入試（4 校）、関係校推薦入試（20 校）を設けている（資料 5-1、5-2、5-20、5-21、5-22、5-23）。

一般入試及び公募推薦入試は、受験生の利便性や経済的負担等を考慮し、全国各地に試験会場を設定し、複数日程で地方入学試験を実施している。地方試験会場の選定にあたっては、アクセスの良いターミナル駅周辺の会場にするなどの配慮を行っており、ま

た定期的に会場や日程の拡大を図っている（資料 5-1）。

## （２）入学者選抜における責任体制

本学の入学試験は、「入学試験規程」に則り厳格に実施している。また入学試験に関する重要事項を審議・決定する「入学試験委員会」を設置し、入学試験制度、試験科目及び配点、入学試験に関するスケジュールなどの入試全般に関する事項を審議・決定している。入学試験委員会は、その役割を踏まえ、学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長（短期大学部長含む）、学長室長、教学部長、入試部長、総務部長、財務部長及び入試部事務部長で構成し、大学執行部である部局長会構成員を中心とする責任ある体制を確立している（資料 5-24）。

## （３）公正な入学者選抜の実施

本学は、入学試験を公正に実施・運営するため、入学試験別に「入学試験規程」に基づく出題体制及び実施体制を整備している（資料 5-24）。

一般入学試験及び公募推薦入試の出題体制は、学長のもとに出題会議、各教科出題委員会及び各教科別の評価委員等を置き、入学試験問題を作成している。出題会議は、出題範囲、出題基準及び採点基準などを審議・決定し、各教科出題委員会は、出題会議の決定する出題方針に基づき担当教科の入学試験問題の出題及び採点を行っている。評価委員は、各教科の出題委員が作成した試験問題の構成、内容及び解答の点検や照合を行っている。このプロセスを経て出題の適切さ（適合性）を確保している。

一般入学試験及び公募推薦入試並びにこれまでの大学入試センター試験の実施体制は、学長を本部長とする入試本部を設置し、その下に役割別の実行班（実施班、総務班、連絡班、監督班、会場班、整備班、出題班、採点班、集計班、授受班、出張班、誘導班）を編制する入試実行グループを整備し、円滑かつ公正な入学試験を実施している。

指定校推薦入学試験等の短期大学部が主体となる入学試験は、入学試験委員会の審議・決定のもと、各学科の「入学者受入れの方針」を踏まえ、各学科が出題及び実施体制を整備し、入試部とともに入学試験を実施している。

入学試験の合否判定は、短期大学部教授会が行う。合否判定に関しては、受験者氏名を未記載とするなど、受験者を特定しない資料を用いて公正に審議・決定している。

なお、一般入試及び公募推薦入試では、受験生に対して合否結果とともに入試成績を個別に開示し、本学ウェブサイト合格最低点を公表することにより、受験生への説明責任を果たし、入学者選抜方法の透明化を図っている（資料 5-25【ウェブ】）。

## （４）障がいのある学生の受け入れ

障がいのある学生に対する受験上の配慮は、『入学試験要項（別冊）』に明示している。具体的には、障がいの内容（視覚、聴覚、肢体不自由、病弱、発達障がい、その他）に応じて、点字問題冊子・点字用解答用紙の準備、補聴器の持ち込み使用、試験室（トイレが近い等）や座席（前列指定等）の配慮、又は試験時間の延長等の措置を、受験生からの申請に基づき実施している（資料 5-26）。

なお、『入学試験要項（別冊）』は、本学ウェブサイトでも公表しており、障がいのあ



る受験生とその保護者が事前に確認した上で、本学を志願・受験できるよう情報開示をしている（資料 5-27【ウェブ】）。

以上のことから、本学は「入学者受入れの方針」に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると評価する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
-----------------------------------

(1) 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

入学定員は、教育研究上の諸要件や教育の質保証の観点から踏まえ、学生に対する適切な教育環境を確保することを前提に設定しており、学則第 5 条に定めている（資料 1-2）。

入学試験の合否判定は、各入学試験における試験結果をもとに、入学定員充足率（入学定員に対する入学者数の割合）及び収容定員充足率（収容定員に対する在籍学生数の割合）を適正に維持できるよう、短期大学部教授会において、慎重に合格者数を審議・決定している（基礎要件確認シート 12）。

学科における過去 5 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率は、次のとおりである（短期大学基礎データ表 2）。

	各学科の入学定員充足率 (最小値と最大値)	各学科の収容定員充足率 (最小値と最大値) ※1
2015 年度	0.92 ～ 1.03	1.00 ～ 1.07
2016 年度	1.04 ～ 1.13	1.03 ～ 1.04
2017 年度	1.02 ～ 1.04	1.04 ～ 1.14
2018 年度	1.04 ～ 1.07	1.04 ～ 1.08
2019 年度	0.99 ～ 1.06	1.03 ～ 1.04
5 年平均値	1.00 ～ 1.07	1.03 ～ 1.07

※1 基準日は 5 月 1 日。

直近 5 か年の入学定員充足率では、入学定員を下回っている学科が、2015 年度に 1 学科（社会福祉学科）、2019 年度に 1 学科（こども教育学科）あったが、すべて 0.90 倍以上の水準を維持している（短期大学基礎データ表 2）。

また、収容定員に関しても、各学科の 5 か年間平均値は、すべての学科が 1.00～1.10 倍以内の水準に収まっており、適正な範囲で管理できている（短期大学基礎データ表 2）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：学生募集及び入学者選抜並びに入学定員管理の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組み
--

#### (1) 学生募集及び入学者選抜並びに入学定員管理の定期的な点検・評価

本学は、毎年度、内部質保証システムの1つである組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用した点検・評価を行っている。学生募集及び入学者選抜並びに入学定員管理等については、本学並びに教学部及び入試部が点検・評価を行っている（資料5-28、5-29、5-30）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の教育・研究活動に活かしている（資料2-2、2-5、2-6、2-27）。

また入学試験委員会では、毎年度、入学試験の実施結果を総括し、成果や課題を踏まえ、次年度以降の入学試験のあり方に反映させている（資料5-31）。

#### (2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組

本基準における改善課題は、「入学者受入れの方針」の内容の見直し、判定方法の明示・文章表現の修正である。これに対して、全学的な入学者選抜のあり方の検討状況に応じて、入試委員会、各学科会議、教授会において「入学者受入れの方針」の内容の見直しを行い、その中で判定方法の明示や文章表現の修正も行うこととしている。

上述のとおり、本学は、毎年度、自己点検・評価の結果に基づき、適切に入学者の受入れが実施できるよう改善・向上を図っている。

以上のことから、本学は、学生の受け入れの適切性について、毎年度点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているとして評価する。

## 2. 長所・特色

### (1) 新しい入学者受入れの方針の策定

現在、各学科の入学者受入れの方針を見直し、新たな方針を策定することを検討している。新しい方針では、2019年度から改定した卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針と整合するよう、大学としての入学者受入れの方針のもと、各入学試験で重視するポイント（試験科目等、評価する項目、判定方法）を明らかにし、各学科が入学試験別に「入学者受入れの方針」（求める学生像）を策定する予定である。2020年

度からは、整合性のとれた新しい3つの方針を確立し公表できる<基準4参照>。

## (2) 学生募集活動への学生スタッフの参画

本学のオープンキャンパスは、本学学生スタッフ（アドミッション・サポーター）も参画し、主要なプログラムである大学説明会、キャンパスツアー、独自企画イベント、個別相談（交流）コーナーを運営している。年齢の近い学生スタッフが対応することで、入学希望者（高校生）の疑問や不安の解消に大いに貢献している。これらの取組は、学生スタッフの成長にも貢献し、大学をより深く知ることによる建学の精神に対する理解促進及び帰属意識の醸成、また、チームワークにおける能力やコミュニケーション力の向上につながっている（資料5-17【ウェブ】）。

なお、オープンキャンパスの来場者数は併設大学と合わせて、2013年度14,788名、2014年度17,274名、2015年度19,081名、2016年度18,072名、2017年度20,587名、2018年度22,708名と推移し増加傾向にあり、安定した来場者数を確保している（資料5-32）。

## (3) 障がいのある受験生に対する配慮

障がいのある受験生には、障がいの内容（視覚、聴覚、肢体不自由、病弱、発達障がい、その他）に応じて、点字問題冊子・点字用解答用紙の準備、補聴器の持ち込み使用、試験室（トイレが近い等）や座席（前列指定等）の配慮、又は試験時間の延長等、支障なく受験ができるよう支援措置を実施している。また、受験生の障がいに関する情報は、入学後の適切な学生支援につなげられるよう、個人情報管理に十分に留意しつつ、入学予定の学科に提供している<第7章参照>（資料5-27【ウェブ】）。

## 3. 問題点

なし。

## 4. 全体のまとめ

本学は、龍谷大学短期大学部の教育理念・目的の下に策定された「学科の「教育理念・目的」と3つの方針策定の基本方針」を踏まえて、「入学者受入れの方針」を定め、入学試験要項、入試ガイド、本学ウェブサイトにおいて公表している。ただし2019年度に卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を改定したことを踏まえ、現在、新たな入学者受入れの方針の見直しを進めている。2020年度からは、新しい入学者受入れの方針のもと学生募集活動を開始するとともに、統合した新たな3つの方針を確立し公表する。

入学者選抜は、一般入試、推薦入試（公募、指定校、関係校、学内推薦等）、社会人入試や外国人留学生入試等、幅広く多様な学生を受け入れるべく制度設計を行っている。

また、入試の実施・運営体制についても、学長を議長とする入学試験委員会を置き、出題会議、教科出題委員会、評価委員及び入試実行グループを整備する等、責任ある体

制を構築している。

本学及び入試部等は、毎年度、自己点検・評価を通じ、成果や課題を確認し、入学試験委員会等で検討を進め、次年度以降の入学試験のあり方に反映するなど、改善に努めている。

また、各学科の入学定員及び収容定員は、厳格かつ適正に管理できている。

## 第6章 教員・教員組織

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### （1）短期大学として求める教員像と教員組織の編成方針の設定と明示

本学は、建学の精神を具現化するため「龍谷大学短期大学の求める教員像と教員組織の編成方針」を定め、本学ウェブサイトに掲載・公表している（資料6-1【ウェブ】）。

##### 龍谷大学短期大学の求める教員像と教員組織の編成方針

建学の精神を具現化し、教育理念・目的を実現するために、本学の求める教員像と教員組織の編成方針を以下のとおり定める。

本学短期大学部は、「建学の精神を尊重するとともに、教育活動を始めとする業務に意欲的に取り組む意志を有する者」を求める教員像とする。

また、「龍谷大学短期大学の教育理念・目的」を実現するために、「学科の「教育理念・目的」と3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」）策定の基本方針」及び「学生支援の方針」（「修学支援の方針」「学生生活支援の方針」「キャリア支援の方針」）に基づき、「教育職員選考基準」と本学短期大学部の「教員人事規程」に則り、教員組織を編成する。

「求める教員像」は、本学の在籍教員に周知するとともに、教育職員の採用募集告知文に明記している（資料6-2）。

また、この編成方針は、短期大学部教授会においても共有している。

#### （2）各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割分担、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等）

本学は、各学科の教員組織の編成方針を策定していないものの、教員組織の編成方針の下、学科の理念・目的を実現するため、教員人事に関する規程及び教員人事計画を定め、必要な教員組織を編制している（資料6-3、6-4）。

学則第38条に基づき、教授、准教授、講師、助教、助手をもって構成する教授会を設置している（資料1-2）。

教授会は、学則第39条や「教授会規程」第2条に定める事項（教育職員の人事、研究

及び教授、学科課程の編成、履修の方法及び課程修了の認定、学生の入学、退学、休学、復学及び卒業に関する事項ほか）を審議・決定している（資料 6-5）。

また学部の代表者である学部長のほか、教務、研究、学生生活、キャリア（就職・進路支援を含む）の 4 部門それぞれに役職者である主任を置き、円滑な学部運営を図っている。各主任は、各部門の全学的な会議と併設大学の各学部とをつなぐ役割を担っている。

例えば、教務主任は、教学運営規程に基づく教学会議の構成員として、教育課程の全学的な編成及び運営に関する事項、学則等の教学に係る諸規則に関する事項等を審議又は協議することに参画している。教務主任は、教学会議の審議事項を教授会に提案又は報告し情報共有を図るとともに、案件によっては教授会における審議又は承認を経て、教学会議に報告する場合もある。このような仕組みは、研究、学生生活、キャリアの 4 部門においても同様である（資料 2-11）。

以上のことから、本学は、短期大学部の理念・目的に基づき、短期大学部として求める教員像と教員組織の編成方針を明示するとともに、教授会を十全に機能させ、規程等において所属教員の役割分担や連携のあり方及び教育研究に係る責任所在等を適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：短期大学全体及び学科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授または助教）の適正な配置
- ・短期大学士課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等を含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点 3：短期大学士課程における教養教育の運営体制

#### （1）短期大学全体及び学科ごとの専任教員数について

各学科の専任教員数（[] は、うち教授数を示す）は、2019 年 5 月 1 日現在、社会福祉学科 9 [ 5 ] 名、こども教育学科 14 [ 5 ] 名、龍谷ミュージアム 4 [ 1 ] 名の短期大学全体で 27 [ 11 ] 名であり、短期大学設置基準の必要専任教員数を十分満たす人数をもって構成している（短期大学基礎データ表 1、基礎要件確認シート 13）。

#### （2）適切な教員組織編制のための措置

##### 1）教員人事計画に基づく教員組織の編制

本学は、将来にわたる安定した教員組織の編制・維持を可能にするとともに、財政に

における安定性、健全性を確保するため、教員人件費の上限枠を定めている。

本学は、その範囲内で教員数及び教員採用を勘案した「教員人事計画」を策定している。また毎年度、今後10年間の教員人事計画を策定・更新し、定年等の退職者の補充人事を適切に進めることで、教員組織を編制・維持している（資料6-4）。

## 2) 教育上主要と認められる科目への専任教員の配置

教員の採用人事は、教授会において発議される。採用人事は、主に退職者の補充人事となることを踏まえ、教授会において、退職者の専門分野を含め学科のカリキュラム編成上に必要となる授業科目を審議・決定することから始めている。各学科は、特に必修科目などの教育上主要と認められる科目については、可能な限り専任教員を配置しており、専門教育における必修科目の専任教員の担当率は50%以上を維持している（短期大学基礎データ表4）。

なお、建学の精神を具現化する授業科目「仏教の思想」に関しては、その授業科目の重要性に鑑み、専任教員を1名配置している（資料6-6）。

## 3) 短期大学士課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等を含む）

本学は、国際性や男女比等に関する統一した方針の定めはなく、教員配置における国際性や男女比等の必要性は、各学科の判断に委ねている。カリキュラム編成上必要がある場合には、その必要性を尊重し教員採用を行っている（資料6-4）。

なお、組織の自己点検・評価において、毎年度、教員配置における国際性や男女比等の現状を確認している。

## 4) 教員の授業担当負担への適切な配慮

専任教員の授業担当時間は、「専任教員の担当授業時間数に関する基準」において教授・准教授は10時間（5コマ）、講師は8時間（4コマ）、助教は8時間（4コマ）未満と、教員の職位に応じて担当する授業時間数を定め、過度な負担とならないよう配慮している（資料6-7）。

また、「専任教員役職兼務者にかかる負担軽減措置要項」を定め、専任教員が学部長や教員部長等の役職兼務を命ぜられた場合には、その職務遂行に配慮し、担当授業時間を減じる負担軽減措置を講じている（資料6-7、6-8）。

## 5) バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

本学は、教員人事計画に基づく採用人事を行う際、年齢構成も考慮し、教員採用を実施している（短期大学基礎データ表5）。

以上のことから、本学は、教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると評価する。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

#### （1）専任教員の募集、採用、昇任に関する規程の整備及び審議手続

専任教員の募集、採用、昇任に関しては、「教育職員選考基準」を定め、同基準の下、教員人事に関する規程をそれぞれ定めている（資料6-3、6-9）。

専任教員は学科に所属することを原則とし、専任教員の募集、採用、昇任等の教員人事は、すべて教授会の発議のもとで進められる。審議手続は「教育職員選考基準に準拠しながら運用する補充人事フローチャート」に定められた手順に基づいている（資料6-10）。

昇任に関しては、教育職員選考基準第10条第2項に、各学部長が、毎年度、昇任候補者の推薦を全学の専任教員に求める旨を定め、『龍大月報』において推薦依頼を公示している。被推薦者の審査手続は、教員人事に関する規程に基づき教授会に審査委員会を設置し進めている（資料6-9、6-11）。

その他、学科に所属しない教員として仏教総合博物館「龍谷ミュージアム」に所属する教員の人事に関しては、大学執行部である部局長会において審議を進めることを定めている（資料6-12、6-13）。

#### （2）非常勤講師の採用

非常勤講師の採用については、「学校法人龍谷大学非常勤講師就業規則」に基づき、教育業績・研究業績を踏まえて選考を行い、教授会の議を経て、専務理事（学長）が採用を決定している（資料6-14）。

また、2018年度からは期間の定めのない労働契約への転換に対応した「学校法人龍谷大学非常勤講師（無期）就業規則」を定め、労働契約法などの法令の趣旨を尊重した運用を行っている（資料6-15）。

以上のことから、本学は、人事手続に関する規程を整備し、教員の募集、採用、昇任等を適切に実施していると評価する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用



## (1) F D 活動の組織的な実施

本学におけるファカルティ・ディベロップメント（F D）活動は、学修支援・教育開発センター規程に基づき、学修支援・教育開発センター（以下「学修支援センター」）が担っている。本学におけるF Dの定義は次のとおりである（資料 6-16、6-17【ウェブ】、基礎要件確認シート 14）。

### 龍谷大学におけるF Dの定義

龍谷大学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下「F D」という）を次のように定義する。

「各教学責任主体（※）が掲げる、建学の精神にもとづいた教育理念・目標を達成するための組織的・継続的な教育の質及び教育力の向上を目指したすべての取り組み」をF Dと定義する。

具体的には、

1. 各教学責任主体が主体的・組織的に行う教育改善活動
2. 教員集団・教員個々が日常的に行う授業方法や内容の改善のための活動
3. 学修支援・教育開発センターが全学的に行う教育改善活動及び各教学責任主体や教員個々人の教育改善活動の支援、学生の主体的学修を促す支援

などのことであり、これらの活動は、教員と職員が協働し、学生の協力を得て多面的かつ総合的に行うものである。

※ 学部・学科・研究科・課程・コース等の教学に責任を負う主体のことである。

学修支援センターでは、次のような取組を行っている（資料 6-17【ウェブ】、6-18）。

### 1) 学部F D協議会・大学院F D協議会の設置

学修支援センターは、同センターと本学及び併設大学の各学部、又は同センターと併設大学の各研究科間のF D活動の連携・協働を図るため、学部F D協議会及び大学院F D協議会を設置し、本学及び併設大学の各学部・研究科のF D活動を支援している（資料 6-16、資料 6-19）。

### 2) 自己応募研究プロジェクト及び指定研究プロジェクト

自己応募研究プロジェクトは、教育改革を推進する一環として、学内の教員個人又はグループによる授業・教材等の研究開発を奨励し、その経費を支援している。

指定研究プロジェクトは、より教育効果の高い教育を実践するための基盤づくりを推進することを目的に、学修支援センターが指定する教育開発研究のテーマに基づく研究活動に対し、その経費を支援している。

2019年度の実績は、自己応募型研究プロジェクトが6件（うち本学所属教員によるもの1件）、指定研究プロジェクトが3件で、それぞれの成果は公開授業や報告会等を通じて教員に共有している（資料 6-20【ウェブ】、6-21【ウェブ】）。

### 3) 学生による授業アンケート

「学生による学期半ばの授業アンケート」と「学生による学期末の授業アンケート」を、学期ごとにそれぞれ1回（年2回）実施している。

学期半ばの授業アンケートは、自由記述によるアンケート用紙を用いて任意で実施している。同アンケートは、授業担当者が受講生の授業に関する要望等を把握し、授業内容・方法等を改善することで学生の学習意欲を向上させることを目的としている（資料6-22【ウェブ】、6-23、6-24）。

学期末の授業アンケートは、次のとおり実施目的・方針を定め、すべての授業科目において実施している（資料6-25【ウェブ】、6-26、6-27）。

#### 実施方針・目的

- ① 学生が学期ごとの自身の授業に対する取り組みを振り返りながら記録することによって学修活動を伸長・改善するための学修支援の一環として実施する。
- ② 学生の回答結果を用いて、教員が個々の授業改善活動に活用し、学部等の組織が集計結果を組織的な教育改善活動に活用するための教育改善活動支援の一環として実施する。
- ③ 「学生による学期末の授業アンケート」は、成績評価などの学生個人に関わる評価や、授業評価などの教員個人に関わる評価のために実施・活用しない。

アンケートの設問項目は、「授業の欠席回数」「予習・復習等の授業外の学習時間」「シラバスに明示した到達目標に対する達成度評価」「授業に対する取り組みの振り返り」の4項目を共通質問とし、本学および併設大学の各学部・研究科別に個別質問（3問）、授業担当者からの個別質問（2問）を追加でき最大9項目で構成している。

学生にとっては自身の回答が振り返りを行うための学修データの蓄積となるほか、得られたアンケート結果は、教員個々の授業改善や各学科の教育改善に活用できるように設計している。また本学ウェブサイトにおいて集計結果を公表している（資料6-25【ウェブ】）。

なお、学期末の授業アンケートに関しては、2016年度からクラウド型の教育支援システム manaba course を活用して実施している（資料6-27）。

### 4) FDフォーラムの開催

FDフォーラムは、文教政策の動向等を踏まえ、大学教育やFD活動に関する社会性・話題性のあるテーマを設定し、毎年連続して開催している（年1回程度）。2019年度は「データサイエンス教育の展開—教育実践に向けて—」をテーマとして開催し、通算で第15回目を数える（資料6-28【ウェブ】、6-29）。

### 5) FDサロンの開催

FDサロンは、学内教職員のFD活動に関する啓発を図るため、学内外から講師を招聘して教育活動に関する話題提供、意見交換を行い、教職員間の交流を深める場として開催している（資料6-30【ウェブ】）。

ここ数年、併設大学を含む学生の自治組織「十学部合同学生会」が主体となり、学修

支援センターと連携して、授業環境の改善・向上を目的に、学生FDサロンを実施している。学生FDサロンでは、学生・教員・職員の三者がワークショップ形式で意見交換を行い、その内容を共有する活動を継続しており、三者が協働で教育の質向上に向けて取り組む良い機会となっている。

これまでの開催テーマは次のとおりである。

表 6-1 学生FDサロンのテーマ一覧

実施年度	開催テーマ	
2012年度	龍大生が考える龍大生像	～理想と現実～
2013年度	龍大生の考える、龍大ブランド	～龍大生の強みって？～
2014年度	真剣龍大しゃべり場	～さあ、講義の話をしよう～
2015年度	① 真剣龍大しゃべり場	～大学生(あなた)は勉強していますか？～
	② 真剣龍大しゃべり場	～授業中の私語、気になりませんか？～
2016年度	① 真剣龍大しゃべり場	あなたは何の為に授業を受けていますか？ ～何の為、誰の為の授業～
	② 真剣龍大しゃべり場	授業で気になることはありませんか？
2017年度	① 真剣龍大しゃべり場	あなたは何の為に授業を受けていますか？ ～何の為、誰の為の授業～
	② 真剣龍大しゃべり場	理想の授業をつくろう
2018年度	① 真剣龍大しゃべり場	龍大一受けたい授業 ～理想の授業の受け方を考えよう～
	② 真剣龍大しゃべり場	龍大一受けたい授業 ～学生が求める学びの到達点～

※ 2019年度は、学生FDサロンを開催していない。

## 6) 公開授業と講評会の開催

学修支援センターでは、ほかの教員が行っている授業を公開して参観し、自らの授業との比較を通して、授業の構成や手法等を考える機会を提供している。公開授業後には講評会を開催し、授業担当者と参観者(教員)が具体的な事例を通して意見交換を行っている(資料6-31【ウェブ】)。

## 7) FD報告会の開催

本学はFD委員会を設置し、独自のFD活動の取組状況や成果を全学に紹介するFD報告会を開催している(資料6-32、6-33【ウェブ】、6-34【ウェブ】)。

2019年度は、「アクティブラーニングの実践(社会福祉学科)」「紙コップ」という素材を通した「主体的・対話的・深い学び」とは(こども教育学科)を開催している(資料6-35、資料6-36)。

## 8) FD活動に関する成果物の発行について

学修支援センターは、毎年度のFD活動結果を『FD・教材等研究開発報告書』『FDレポート』『学修支援・教育開発センター通信』等の刊行物として発行するとともに、本

学ウェブサイトにも掲載し、学内外に発信している（資料 6-37【ウェブ】、6-38、6-39【ウェブ】）。

## （２）教員活動自己点検の実施とその組織的活用

各教員が実施する教員活動自己点検の点検結果は、毎年度、FD活動を推進する資料として活用している。ただし、本学では人事評価の資料としては活用しない（第２章参照）（資料 2-37）。

教員活動自己点検は、各項目の基本方針を入力する期首入力及び１年間の活動の点検結果を振り返る期末入力を Web 上で管理している。本システムは、各教員が自身の活動を点検するデータベースとなり、各自が改善に活用している（資料 6-40）。

本学及び併設大学の各学部・研究科は、その点検結果を組織的に活用することを目指し、それぞれ「教員活動自己点検の手引き」を作成している。本学及び併設大学の各学部・研究科は、当該手引きに基づきその点検結果を教員個人だけでなく、組織的活用に取り組んでいる（資料 6-41）。

さらに全学大学評価会議では、2018 年度以降、本学及び併設大学の各学部・研究科における組織的活用方策の計画及び実績に関する報告を求め、それぞれの取組を可視化し共有することに努めている（資料 6-42、6-43）

## （３）人権に関するFD活動について

本学は、建学の精神の具現化とともに人権を尊重できる意識、つまり人権意識の向上と人権啓発の醸成を目指すため、全学人権講演会や各学部教授会等において人権研修会（年１回以上）をFD活動として実施している。その内容は各組織の独自性に基づき、講演会・シンポジウム・ワークショップ形式等様々な形式で行っている（資料 6-44【ウェブ】、6-45【ウェブ】）。

以上のことから、本学は、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に継続して、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると評価する。

点検・評価項目⑤：併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

評価の視点１：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性

評価の視点２：併設大学における兼務の状況

学校法人龍谷大学は、学校教育法にもとづく教育目的の相違から本学と併設大学とを分離して教育課程を編成してはいるものの、全学的な立場からの研究教育交流を促進するために、本学と併設大学を一体とした人事交流を行っている。

具体的には、「専任教員の移籍・交流等に関する規程」を設けて、併設大学の 9 学部と

本学を人事交流の範囲として、教員の人事配置を行っている（資料 6-47、6-48）。

また、本学開設科目を併設大学の教員が担当することや、併設大学や併設大学大学院の専攻固有科目を、本学の教員が担当することもある（資料 6-49）。

さらに、建学の精神を具現化する科目として「仏教の思想」を必修科目として開講している。本科目の担当（可能）専任教員については、併設大学の各学部および本学との間で移籍・交流を積極的に推進することが部局長会で承認されており、実際にこの移籍・交流が行われている（資料 6-6）。

全学の多くの委員会や評議会等には本学からも委員が選出されており、併設大学各学部の教員との交流があるほか、研究活動や行事等でも頻繁に交流が行われている。

以上のことから、規程に基づき併設大学との人事交流や委員会等での交流が適切に行われていると評価する。

**点検・評価項目⑥：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### （1）教員・教員組織に関する点検・評価

本学では、短期大学部自己点検・評価委員会を設置し、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用した点検・評価を行っている（資料 6-50）。

また各教員は、教員活動自己点検において、教員自身がその活動に関して 4 領域から点検・評価を行っている（資料 2-31）

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の教育・研究活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

教員組織の適切性に関しては、2015 年度（対象年度：2014）の自己点検・評価において、教員活動自己点検における組織的な取組が弱く、実質化（活性化）に向けて活用方法を検討することを課題として指摘している（資料 6-51）。

#### （2）点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価の結果、指摘された課題は、次のように改善・向上に努めている。

2015 年度の教員活動自己点検の組織的活用の活性化方策は、教員活動自己点検に関する実施要項及び点検結果の活用に関するガイドラインに基づき、教員活動自己点検の「手引き」を策定し、また毎年度、「組織的活用方策の計画及び実績」を報告することと

した（資料 6-42、6-43、6-52）。

以上のことから、本学は、教員組織の適切性について、毎年度、点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている」と評価する。

## 2. 長所・特色

併設大学を含む学生の自治組織である十学部合同学生会が主体となり、学修支援センターと連携して学生FDサロンを開催している。学生FDサロンは、学生が授業環境の改善・向上を目的にFD活動に参画するもので、学生による教育改善の要望でもある。

学生FDサロンは、テーマに基づき学生・教員・職員がワークショップ形式で参画し、取り組むべき課題について情報共有する、様々な立場の多様な意見を取り入れる本学のユニークな取組の1つである（資料 6-30【ウェブ】、表 6-1）。

## 3. 問題点

なし。

## 4. 全体のまとめ

本学では、短期大学部の理念・目的に基づき、龍谷大学短期大学部の求める教員像及び教員組織の編成方針を明示し、本方針に基づく教員組織を編制している。教育組織である各学科は、各学科の理念・目的を実現するため、教員人事に関する規程及び教員人事計画を定め、必要かつ十分な教員数を確保し、学則等の規程に基づき教員の役割等を定め、各学科を適切に運営している。

また、必修科目等の教育上主要と認められる科目については専任教員を配置するよう努めている。男女比・国際性に関する統一した方針はないものの、教育研究活動を展開するため、概ね適切に教員組織を編制している。

教員の募集、採用、昇任は、教育職員選考基準及び教員人事規程に基づき行われ、募集・採用に関しては、毎年度、教員採用計画を確認の上、補充人事フローチャートに基づき審議・手続を進めている。

昇任に関しても、毎年度、学内から昇任候補者の推薦を求め、規程に基づく審査を実施している。

教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげるため、全学的にFDを推進する支援組織として学修支援センターを設置している。当該センターは、FD活動を実施・支援し、多面的な取組を実践している。各学科は、それぞれ独自のFD活動を展開するとともに、一部は学内に公表し、その内容を共有している。特に、学生が参画する学生FDサロンは、学生によるFD活動であり、学生・教員・職員の三者で課題を共有し考えるユニークな取組となっている。

教員組織の適切性については、組織の自己点検・評価において点検・評価を行っている

とともに、教員個人が自身の活動について点検・評価する教員活動自己点検を通して確認している。さらに本学は、教員活動自己点検の手引きに基づき、教員活動自己点検の結果を組織的に活用する取組も展開している。

## 第7章 学生支援

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学では、「修学支援」、「学生生活支援」、「キャリア支援」の3つの方針で構成する「学生支援の方針」を定め、『履修要項』及び『学生手帳』で学生及び教職員に開示するとともに、本学ウェブサイトで公表している（資料1-4 p.15、3-3【ウェブ】）。

#### 学生支援の方針

本学では、修学支援、学生生活支援、キャリア支援の3つの方針に基づき、すべての学生に対して支援を行う。

#### 修学支援の方針

本学における修学支援は、すべての学生に同質の教育を提供することを目指し、学生一人ひとりが学修を円滑に進め、継続していくことができるよう、次のような支援を中心に総合的な取り組みを行う。

- ・修学に関する相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。また、必要に応じて補習・補充教育を実施する。
- ・留年者及び休・退学者の状況把握と分析を行い、関係する各組織が連携して適切な対応策を講じる。
- ・障がいのある学生に対して実効性ある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現する。
- ・本学独自の奨学金制度を整備し、意欲ある学生に学ぶ機会を提供する。

#### 学生生活支援の方針

本学における学生生活支援は、学生の人権尊重を基本とし、学生一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安定した学生生活を送るために必要な基盤を整備するとともに、豊かな人間性を育み、自らが主体的に活動できるよう、「生活支援」「経済支援」「課外活動支援」を柱とした総合的な取り組みを行う。

「生活支援」は、保健管理、事件・事故発生防止、相談等の学生生活に係わる環境を整備する。

「経済支援」は、学生の家計急変や社会環境の変化等に応じた奨学金、貸付金等の経済的な支援を行う。

「課外活動支援」は、学生の人間的成長に寄与するため、学生が自主的に課外活動・社会活動に参加できるための環境を整備する。



### キャリア支援の方針

本学におけるキャリア支援は、学生の社会的・職業的自立に向けて必要となる知識、能力、態度を育むとともに、学生の職業観・勤労観を醸成し、主体的な進路選択、希望する進路の実現を目的として、「キャリア教育」と「進路・就職支援」を二本柱として、全学のおよび体系的に取り組む。

「キャリア教育」は、学部と各組織が連携し、正課教育および正課外教育を通して、社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力が身につくように取り組む。

「進路・就職支援」は、学生が自立し、主体的な進路選択・就職決定ができるよう、多様な支援プログラムを実施するとともに、face to face の面談を重視し、学生の個々の状況を踏まえたきめ細かな支援を行う。

以上のことから、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援の方針を定め、公表していると評価する。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の能力に応じた補習教育及び補充教育

評価の視点 3：学生の主体的な学習を促進するための支援

評価の視点 4：学修の継続に困難を抱える学生への対応

評価の視点 5：国際化推進における修学支援

評価の視点 6：留学生に対する修学支援

評価の視点 7：障がいのある学生への修学支援

評価の視点 8：奨学金等の経済的支援

評価の視点 9：新入生に対する学生生活おける注意喚起

評価の視点 10：学生の心身の健康に係るサポート

評価の視点 11：人権啓発に対する取り組み

評価の視点 12：ハラスメント防止に関する取り組み

評価の視点 13：学生の進路に関する支援

- ・キャリア支援の方針及び支援体制
- ・キャリア教育及び就職・進路支援
- ・多様な学生、多様なニーズに対する支援

評価の視点 14：その他、課外活動に対する支援

## (1) 学生支援体制の適切な整備

本学は、学生支援の方針（修学支援の方針・学生生活支援の方針・キャリア支援の方針）に基づく諸施策を実施するため、本学及び関係組織が連携・協力を図る支援体制を整備している。

主な関係組織として、短期大学部教務課、教学部、学修支援・教育開発センター、グローバル教育推進センター、障がい学生支援室、学生部、スポーツ・文化活動強化センター、保健管理センター、ボランティア・NPO 活動センター、キャリアセンター、インターンシップ支援オフィス、東京オフィス及び大阪オフィス等があり、それらの組織が連携・協力し、個々の学生が必要とする支援を実施している（資料 7-1【ウェブ】）。

## (2) 学生の能力に応じた補習教育及び補充教育

本学では、学生の補習教育・補充教育の一環として、2020 年度より前期終了時点で GPA が 1.0 以下の学生を対象に「特別講座」の履修を推奨している。この科目では、本学で学ぶための基礎知識を身につけることを目的とし、意欲的に学修に取り組むことができるよう支援を行う（資料 7-2）。

## (3) 学生の主体的な学習を促進するための支援

### 1) ライティングサポートセンターによる支援

本学は、学生が論理的に考える能力を養い、表現力を高めるとともに、読み書き能力を向上させ、さらに分析力を高めることを目的とし、学修支援・教育開発センターの下に「ライティングサポートセンター」を設置し、スチューデントコモンズにおいてライティング支援を行っている（資料 7-3、7-4【ウェブ】、7-5）。

同センターでは、主にレポートや卒業論文の作成に関する相談を受けている。相談者からの質問や相談に答えるのではなく、共に考え、対話を通じて、相談者に自ら解を導き出すための「気づき」を与えること、相談者自らが考える姿勢を身につけることを目指している。同センターには、ライティングに関する豊富な知識と経験を持つライティングスーパーバイザーを配置し、併設大学の大学院生を中心とするライティングチューターを育成し、相談対応を行っている（資料 7-6、7-7）。

その他、ライティング支援に関する教材の開発、出張講習等、様々な支援事業を展開している（資料 7-8、7-9、7-10）。

2018 年度の年間利用者数は併設大学と合わせて、延べ 1,318 名（深草 590 名、大宮 176 名、瀬田 552 名）で、アンケート調査の結果、相談対応への満足度は 10 段階評価で 8 以上の回答が 96% であり、高い評価を得ている（資料 7-9、7-10）。

### 2) オフィスアワーの実施

本学では、学修上の問題や悩みはもとより、進路相談、個々の学生生活の諸問題や悩みについて相談を受けるため、各教員は研究室にてオフィスアワーを実施している。オフィスアワーは履修要項や掲示板等に加え、一部は本学ウェブサイトにも掲載し、幅広く周知している（資料 7-11【ウェブ】、7-12）。

#### (4) 学修の継続に困難を抱える学生への対応

##### 1) 修得単位数の少ない学生に対する対応

毎年度、修得単位数の少ない学生を対象に、教員による面談を実施している。本面談において、学生の学修状況及び生活状況の把握に努め、今後の学修に向けての助言・指導を行っている（資料 7-13）。

##### 2) 休学・退学希望者に対する対応

本学では、学生から休学又は退学の申出・相談があった場合、まず教員が面談を行い、その理由を確認している。面談後、休学又は退学の事由を解決できる可能性がある場合には、本学と当該支援部署とが連携し支援策を検討し実施している。具体的には、経済的な支援が必要な場合は奨学金を担当する学生部と、心の悩みを抱えている場合には「こころの相談室（保健管理センター）」と、それぞれ連携し対応している（資料 7-13、7-14【ウェブ】）。

##### 3) 学生部チューター制度

本学は、主に課外活動をする学生を対象に、「学生部チューター制度」を設けている。併設大学の大学院生が相談学生に個人指導を行い、学生の学修意欲の低下を防止し、学業と課外活動を両立させることを目指している。学生部チューター制度は、本学ウェブサイトにて公表している（資料 7-15【ウェブ】）。

#### (5) 国際化推進における修学支援

本学では、国際化を推進する運営組織としてグローバル教育推進センターを設置し、併設大学と合わせて 110 大学（33 か国）と学生交換協定を締結し、毎年度、交換留学生として多くの学生を海外に派遣している（資料 7-16【ウェブ】、7-17【ウェブ】、7-18）。

グローバル教育推進センターの事業の 1 つに「グローバル・キャリア・チャレンジプログラム」がある。本プログラムは、世界で活躍したいと考える学生を対象に、将来を見越して学びの意欲を喚起させ、主体的な学修態度、特に留学や語学学習等に積極的に取り組む姿勢を育むことを目指している。企業等の参加・協力も得て PBL (Project Based Learning) 形式の授業を実施し、併設大学もあわせ、初年度（2017 年度）は 120 名、2018 年度は 150 名が参加した（資料 7-19【ウェブ】）。

本プログラムの最終報告会では、各チームが学修の成果についてプレゼンテーションを行い、その中から優秀チームを 2 チーム（12 名）選出している。優秀チームには、特典として渡航費用の一部を補助し海外インターンシップ（本学独自）に参加する機会を与え、学生が海外で企業活動を体験し、さらにキャリアアップを図ることを支援している（資料 7-20【ウェブ】、7-21）。

また本プログラム受講者へのアンケートの結果で約 73%が満足した旨を回答している。今後、国際社会で活躍する社会人に成長するための実践的なプログラムである（資料 7-22）。

## (6) 留学生に対する修学支援

本学では、留学生が学修に専念するため、授業料の40%を給付する学費援助奨学金制度や成績優秀な留学生に対する外国人留学生特別奨学金制度を整備し、さらに留学生寮3棟（大宮荘、りゅうこく国際ハウス、龍谷会館）を用意し、留学生の経済的負担を軽減している。また日本人学生の学生生活アドバイザーが留学生寮に居住し、留学生の学生生活をサポートする体制を整備している（資料7-23【ウェブ】）。

## (7) 障がいのある学生への修学支援

### 1) 障がいのある学生への支援制度の周知

本学では、障がいのある学生への支援組織として障がい学生支援室を設置している。同支援室の支援制度は、本学ウェブサイトやパンフレット『共に学ぶ、友と過ごす』で、学生、教職員を含め幅広く学内外に公表している（資料7-24、7-25【ウェブ】、7-26）。

また、教職員に対しては、毎年度、障がい学生支援ガイドブックを作成・配布し、障がい学生支援推進委員会委員や短期大学部教授会を通じ、支援制度等を周知している。さらに非常勤教員に対しては、依頼文書を添えてガイドブックを配布し、支援制度の理解・協力を求めている（資料7-27）。

### 2) 障がいのある学生への支援制度

障がい学生支援室には、障がいのある学生からの相談対応及び保護者からの相談対応等のコーディネート業務を行う専門職員（支援コーディネータ）を配置している。支援コーディネータは、学生本人から障がいの状況や求める支援内容等を丁寧に聞き取り、学生又は保護者から提出された支援要望書をもとに、本人（場合によっては保護者等も含む）、短期大学部教務課の職員（必要に応じ教員も同席）及び障がい学生支援室の三者で話し合いを行い、本人の了承を得た上で支援を行っている。特に授業において配慮が必要な場合は、学部長から授業担当教員へ文書による依頼を行っている（資料7-28、7-29、7-30）。

その他、シラバス作成の依頼時に障がいのある学生への配慮を求めていること、学生によるノートテイク支援、障がい学生支援に関する研修会の開催や参加等、障がいの有無にかかわらず、学生が共に学びやすい環境を構築している（資料7-31、7-32）。

### 3) 障がいのある学生に対する入学試験における配慮及び入学前相談

本学は、障がいのある学生の受験上の配慮内容を記載した『入学試験要項（別冊）』を作成し、本学ウェブサイトで公表している（資料5-26【ウェブ】、5-27【ウェブ】）。

また合格者に対しては、合格通知書に同封する『入学ハンドブック』に入学前相談の案内を掲載し、申し出があった場合は、同支援室及び短期大学部教務課が入学前相談に応じ、入学後速やかに支援を実施できるよう連携している（資料7-33）。

### 4) 障がい学生支援室と学外機関との連携

障がい学生支援室は、障がいのある学生への支援の充実を図るため、学外の障がい者

支援の専門機関（京都市発達障害者支援センター、滋賀県精神医療センター等）と連携するとともに、就職支援につなげるため、就労移行支援事業所等との連携も積極的に進めている（資料 7-34）。

#### （8）奨学金等の経済的支援

本学では、学生支援の方針に基づき経済的理由により修学が困難な学生の支援、学業又は課外活動等で優秀な成績を収めた学生の支援を目的とした奨学金制度を整備している。具体的には、家計支援を目的とした「家計奨学金」や「家計急変奨学金」、また成績優秀学生を支援する「アカデミック・スカラシップ奨学金」、「優秀スポーツ選手奨学金」や「課外活動等奨学金」等の給付奨学金制度がある（資料 7-35【ウェブ】、7-36、7-37）。

また自然災害で被災した学生に対する支援策として「災害給付奨学金」を設け、特に東日本大震災により学費支弁が困難となった学生に対しては「東日本大震災に伴う特別援助奨学金」を整備している。2018年度は、家計奨学金の13名を含む22名に奨学金を給付した（資料 7-38、7-39、短期大学基礎データ表 7）。

その他、日常の生活費の一時的な不足等に対する学生の経済的支援として、短期貸付金制度を整備している。短期貸付金は、緊急を要する生活費に対して行う貸付（3万円以内）及び修学継続のための学費充当を目的とした貸付（年間授業料の25%が上限）がある（資料 7-40【ウェブ】、7-41）。

#### （9）新入生に対する学生生活における注意喚起

本学は、新入生に学生生活支援冊子『ATTENTION』を配布している。本冊子では、SNSの利用、悪質商法／架空請求／マネートラブル／クーリングオフの知識、薬物濫用、カルト、アルバイト、交通ルール、ハラスメント、喫煙、飲酒等に関するトラブル例を掲載し、学生生活を始めるに際し、注意喚起を行うとともに、万一トラブルに巻き込まれた場合の対処として「なんでも相談室（学生部）」<sup>3</sup>や「こころの相談室（保健管理センター）」<sup>4</sup>等の相談窓口を紹介している（資料 7-42）。

#### （10）学生の心身の健康に係るサポート

本学では、学生及び教職員の心身の健康に係る保持・増進を図るため保健管理センターを設置し、全キャンパスに「診療所」及びこころの相談室を設置している（資料 7-43【ウェブ】、7-44）。

診療所は内科及び精神科の診療を提供し、大学構成員の疾病・体調不良等に対する早期治療を行うとともに、インフルエンザや麻疹等の法定伝染病等に対する治療や予防啓発活動を行っている。また毎年度4月に学生定期健康診断を実施している（資料 7-45、

---

<sup>3</sup> 名称どおり、学生生活のあらゆる相談を受けつける「よろず相談窓口」である（予約不要）。主にカウンセラー（こころの相談室兼務）が中心に相談に対応する。相談内容によっては、適切な相談先の紹介を行う。

<sup>4</sup> 学生生活で直面する悩みについて、主に臨床心理士が相談対応をし、心理的サポートを行っている（予約制）。なお、同窓口は治療機関ではない。

7-46)。

こころの相談室は、臨床心理士の資格を持つカウンセラーを配置（7名）し、学生生活における様々な悩みを聞く学生相談を行っている。生命の危険に及ぶことが予見される学生に対しては、「保健管理センターこころの相談室危機対応フローチャート」に基づき、本学を含め各学部・研究科と連携し迅速かつ的確に対応できるよう体制を整備している。またカウンセラーの対応スキル向上のため、同室にはスーパーバイザーを配置し、適宜指導・助言も行っている（資料 7-14【ウェブ】、7-47、7-48）。

さらに学生部に、なんでも相談室を設置し、悩みを抱えている学生が気軽に相談できる窓口として運用している。同室では、カウンセラーが相談対応を行い、相談内容や心の健康状況によっては、こころの相談室につなぐとともに、場合によっては診療所の精神科の医師とも連携し、学生の心の健康に対応している（資料 7-49【ウェブ】、7-50、7-51、7-52）。

#### **(11) 人権啓発に対する取組**

本学では、「人権に関する基本方針」を定め、本学ウェブサイト等に掲載し、学生及び教職員を含め学内外に広く公表している（資料 7-53【ウェブ】）。

また 2017 年度には、性的指向や性自認などを理由とした差別や偏見を克服し、誰もが自分らしく安心して過ごすことができるキャンパスを実現するために、本学構成員一人ひとりがとるべき指針として「性のあり方の多様性に関する基本指針」を策定し、公表している（資料 7-54【ウェブ】）。

本方針に基づく取組として、性別にかかわらず利用できる「だれでもトイレ」の設置、証明書等の性別記載の見直し、そしてジェンダー・セクシュアリティ相談を開設し、性的指向等の悩みの相談に応じている（資料 7-55【ウェブ】、7-56【ウェブ】）。

#### **(12) ハラスメント防止に関する取組**

本学は、ハラスメント問題に対応するため、「ハラスメント防止等に関する規程」を定め、ハラスメント問題委員会を設置し、委員会の下にハラスメントの相談窓口となるハラスメント相談員を配置している。ハラスメントの相談窓口については、本学ウェブサイトに掲載するとともに、毎年度、ハラスメント相談員の氏名・連絡先を記載したリーフレットを作成し、学生及び教職員に配布・周知している。また学生手帳にもハラスメント防止を呼びかける文章を掲載するとともに、新入生オリエンテーションにおいても啓発活動を行っている（資料 7-57、7-58【ウェブ】、7-59、7-60）。

#### **(13) 学生の進路に関する支援**

##### **1) キャリア支援の方針及び支援体制**

本学は、「キャリア教育」と「進路・就職支援」の2つを柱としたキャリア支援の方針を定め、進路支援事業に取り組んでいる。キャリア支援の方針は、本学ウェブサイト、履修要項及び学生手帳に掲載し、学生及び教職員を含め学内外に公表している（資料 1-4、1-6、3-3【ウェブ】、4-25【ウェブ】）。

本学は、キャリア支援に関する事項を審議・決定するため、大学執行部である部局長

会構成員をメンバーとする「全学キャリア会議」を設置し、その下に具体的施策を審議する「キャリア主任会議」を置き、支援事業を立案・実施している（資料 7-61）。

またキャリア支援事業を専門に担当する「キャリアセンター」を設置している。キャリアセンターには専任事務職員に加え、専門職のキャリアカウンセラーを配置し、より効果的な相談対応ができる体制を整えている。また東京オフィス及び大阪オフィスとも連携し、首都圏や大阪圏での学生の就職活動に対する支援活動を実施している（資料 7-62【ウェブ】、7-63【ウェブ】、7-64【ウェブ】）。

## 2) キャリア教育

本学のキャリア教育は、正課教育及び正課外教育を通じて、社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力が身につくように取り組むことと定めている。正課教育では、「キャリアデザイン論」を開講している（資料 4-15）。

正課外教育では、就業意識の形成等を目的として、学年や学科の特徴に応じたキャリアガイダンスを実施している。

## 3) 進路・就職支援

進路・就職支援では、きめ細やかな支援体制をモットーに、入学時にアセスメントテスト「大学生基礎力レポート I」を実施するとともに、入学生全員に『マイキャリアノート』を配付し 1 年生から進路・就職について意識を高めるよう努めている。また 1 年生の 10 月には『就職活動ハンドブック』を配付し、学部別にキャリアガイダンスを実施している（2019 年度第 2 回・参加率 80%）。その他、業界・企業研究、筆記試験対策、書類作成対策及び面接対策等を実施するなど、個々の学生に応じた支援を行っている。

「face to face」の面談を重視しており、2018 年度は 100 名の学生（対象者数の 44.4%）と個別面談・模擬面接を行った（資料 7-65【ウェブ】、7-66、7-67、7-68、7-69、7-70）。

業界研究会では併設大学とあわせて主要 400 社（株式会社大学通信）を中心に優良企業 143 社（前年比 40 社増）を招聘し、学生と企業との直接的なマッチング機会の拡充に取り組んでいる。合同企業説明会では併設大学とあわせて、主要 400 社を中心に 700 社以上を招聘し、深草キャンパスでは参加者が 4,695 名（前年比約 382 名増）と前年度を上回る参加人数となった（資料 7-71、7-72）。

本学学生の弱点でもある筆記試験対策を強化するため、筆記試験・模擬試験の受験を推進している。しかし、受験率は低調であり、今後、模擬試験対策の強化が必要である（資料 7-73）。

このような取組の結果、本学の 2018 年度の就職・進路決定率は 99.5%、また卒業生の就職活動アンケートでは 94.4%が「内定先に満足している」との回答を得ることができた（資料 7-74、7-75）。

## 4) 多様な学生、多様なニーズに対する支援

外国人留学生、障がいのある学生、U・I ターン就職希望者等、多様な学生に対して、関係部署や就職協定締結府県との連携を強化しつつ、情報共有を図りながら、学生の状

況に応じた様々な支援プログラムを推進している。

外国人留学生に対しては、グローバル教育推進センターと連携し「留学生対象学年別キャリアガイダンス」を開催し、卒業後の多様な進路について説明するとともに、日本での就職活動について留学生の特徴を踏まえた情報を提供している。また「留学生就職活動支援プロジェクト」も実施している（資料 7-76、7-77、7-78）。

障がいのある学生に対しては、障がい学生支援室と連携し「障がいのある学生のための就職（キャリア）支援セミナー」の開催や、京都府主催の「寄り添い支援型学生インターンシップ事業」等、学外の就労移行支援事業所等とも連携し対応している（資料 7-34、7-79、7-80）。

U・I ターン就職を希望する学生に対しては、17 府県と就職支援協定を締結し、それぞれの自治体と連携し学生にタイムリーな情報を提供するとともに、学内で地元企業による企業説明会を開催するなど、多面的な支援体制の整備・充実を図っている（資料 7-81）。

#### **(14) その他、課外活動に対する支援**

##### **1) スポーツ・文化活動強化センターの取組**

本学では、「スポーツ・文化活動強化センター」を設置し、スポーツ及び文化活動の戦略的強化を図るとともに、課外活動を通じた学生の人間の成長を支援している（資料 7-82）。

スポーツ・文化活動強化センターは、毎年度、活動方針を定め、重点・強化サークルの指定、優秀スポーツ選手奨学金の運用やライフスキルプログラムの実施等、方針に基づき課外活動に取り組む学生の支援を行っている（資料 7-83、7-84）。

##### **2) ボランティア・NPO 活動センターの取組**

本学では、ボランティア・NPO 活動センターを設置し、学生のボランティア活動も積極的に支援している。具体的には、被災地における復興支援活動や地元・地域でのボランティア活動等に参加している（資料 7-85【ウェブ】）＜第 9 章参照＞。

また、仏教 SDGs を推進しており、ボランティア・NPO 活動センターの様々な取組は、まさに建学の精神に基づく社会貢献活動であるといえる＜第 1 章参照＞。

##### **3) 学生ベンチャー育成事業**

本学では、学生ベンチャー育成事業としてビジネスプランコンテスト「プレゼン龍（ドラゴン）」を開催している（資料 7-86【ウェブ】）。

2019 年度は、「プレゼン龍×SDGs」とテーマを掲げ、貧困や飢餓、健康、福祉、エネルギー、自然等の世界中の解決すべき社会課題について、身近なところから世界につながる社会課題の解決のアイデアやビジネスプランを募集している。学生ベンチャー育成事業を通して、本学における仏教 SDGs への理解や促進を進めている（資料 7-87）。

その他、プレゼン龍（ドラゴン）に参加を目指す学生や、起業を目指す学生を対象に「龍起業塾」を開講し、アントレプレナーシップ（起業家精神）を持つ学生を支援・育成している（資料 7-88【ウェブ】）。



以上のことから、本学における学生支援は、学生支援の方針に基づき、適正な支援体制を整備し、適切かつ効果的な支援に取り組んでいると評価する。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### （1）適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用し点検・評価を行っている。学生支援の適切性については、本学、教学部、学修支援・教育開発センター、障がい学生支援室、学生部、スポーツ・文化活動強化センター、保健管理センター、キャリアセンター及びインターンシップ支援オフィスにおいて点検・評価を行っている（資料 7-89、7-90、7-91）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）

また、学生支援に係る各組織は、それぞれの事業実施等を審議・決定する会議（運営委員会等）を設置しており、毎年度、事業総括を行い、顕在化した問題点や課題の解決を含む事業計画の策定・実施に努めている。その他必要に応じ、学長の下に特別委員会を設置し、特定事項の検討を行い改善につなげている（資料 7-92）。

### （2）点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 1）学修支援

学修支援においては、学修支援・教育開発センターが、毎年度末、学修支援・教育開発センター会議に当該年度の事業総括を提案し審議している。学修支援・教育開発センターは、この事業総括を踏まえ、次年度の基本方針を策定し各事業の実施に取り組んでいる。またライティングサポートセンターも、毎年度、利用者アンケート及び当該年度の事業実績に基づく事業総括を実施し、次年度の利用者増及び支援内容の向上等につなげている（資料 6-26、7-9）。

#### 2）学生生活支援

学生生活支援においては、学生部が、長期計画の下で今後の効果的な奨学金のあり方を検討するため、2017 年度に奨学委員会で給付奨学金を中心とした奨学金制度（当時）の総括をまとめ学長に報告している。その後、学長の下に「奨学金のあり方検討委員会」を設置し、今後の給付奨学金制度のあり方（予算規模や配分の重点等）を議論し、2019

年 12 月に答申された。2020 年度から、検討結果に基づく新たな奨学金制度を確立する予定である（資料 7-93）。

### 3) キャリア支援

キャリア支援においては、キャリアセンターが、毎年度、全学キャリア会議に事業総括を提案し、次年度の事業計画の策定・実施につなげている。また 2018 年度に、全学キャリア会議の下に「キャリア教育成果検証ワーキンググループ」を設置し、正課におけるキャリア教育の現状把握を行い、正課及び正課外のキャリア教育の成果及び課題を検討し答申にまとめた。2019 年度は、本答申に基づく改善案の実施について、キャリア主任会議で検討を開始している（資料 7-94、7-95）。

以上のことから、学生支援に係る各組織は、毎年度、学生支援に係る点検・評価及び事業総括等を実施し、その結果に基づき適切に改善・向上に向けた取組を実施していると評価する。

## 2. 長所・特色

### (1) 「なんでも相談室」の設置と「こころの相談室」の連携

学生が気軽に相談できる窓口として、学生部内になんでも相談室を設置している。

なんでも相談室では、カウンセラーが相談対応を行い、相談内容や学生の心の健康状況によっては、すぐにこころの相談室（保健管理センター）につなぐとともに、場合によっては診療所の精神科の医師とも連携するなど、学生の心身の健康に係るサポートを円滑かつ迅速に対応している。

### (2) 人権啓発に対する取組

本学は、人権啓発の一環として、性のあり方の多様性に関する活動を推進している。また本取組が学外からも評価されている。

日本初の職場における LGBT 等のセクシュアル・マイノリティへの取組の評価指標「PRIDE 指標」の表彰制度（work with Pride 主催）にエントリーし、2018 年度は「PRIDE 指標ゴールド」、2019 年度は「PRIDE 指標シルバー」の表彰を受けることができた（資料 7-96、7-97）。

### (3) キャリアセンターの取組

本学のキャリア支援は、初年次から始まり、アセスメントテスト「大学生基礎力レポート I」の実施、『マイキャリアノート』や『就職活動ハンドブック』の配付、学科別キャリアガイダンスの開催、業界・企業研究、筆記試験対策、書類作成対策及び面接対策等を実施している。

特に一人ひとりに向き合う face to face の面談を重視し、就職・進路決定まで個々の学生に応じたきめ細やかな支援を行っている。また外国人留学生、障がいのある学生、U・I ターン就職希望者等に対して、学内外の関係機関・部署とも連携を強化し様々な支

援プログラムを推進している。

### 3. 問題点

なし。

### 4. 全体のまとめ

本学では、学生支援の方針を定め、学生支援に必要な体制を整備し、修学支援、学生  
成活支援及びキャリア支援を適切に行っている。

学修支援・教育開発センターによるライティングサポートセンターの運営、またグロ  
ーバル教育推進センターによるグローバル・キャリア・チャレンジプログラム等、学生  
の主体的な学修活動を積極的に支援する仕組みを整備するとともに、各学科は修得単位  
数の少ない学生や休学・退学希望者に修学が継続できるよう教職員が相談対応するなど  
丁寧な対応を行っている。また多彩な奨学金制度による経済的支援の実施や、留学生や  
障がいのある学生に対しても個々の状況にあった必要な支援を行うなど、学生の修学支  
援に取り組んでいる。

学生部になんでも相談室を置き、悩みを持つ学生に対する相談に応じ、心の健康状況  
によっては保健管理センターのこころの相談室につなぐなど、円滑に組織を連携させ、  
学生の心身の健康サポートを実施している。さらにハラスメント防止等の人権啓発を積  
極的に推進している。またボランティア・NPO 活動センターの取組や学生ベンチャーの  
育成支援等、学生のボランティアや社会貢献活動への参加を積極的に支援するなど、学  
生生活支援に取り組んでいる。

キャリアセンターでは、正課及び正課外で構成するキャリア教育並びに学生が自立し  
主体的な進路選択・就職決定ができることを目指した進路・就職支援を柱に、模擬面接・  
個別面談、業界研究会、合同企業説明会、筆記試験対策、書類作成対策及び面接対策並  
びにグローバル教育推進センターと連携した留学生対象キャリアガイダンスや障がい  
学生支援室と連携した障がいのある学生のための就職セミナー等、多種多彩なプログラ  
ムを実施し、学生一人ひとりにあったキャリア支援に取り組んでいる。

本学の学生支援は、本学及び各組織が、単独及び連携しながら効果的に実施している。

以上のことから、本学の学生支援は、毎年度、自己点検・評価を行ない、点検・評価  
結果に基づき改善・向上に適切に取り組んでいると評価する。

## 第8章 教育研究等環境

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、教育研究等の環境及び条件整備に関する基本方針として「教育研究等に係る施設設備に関する整備方針」を定めている（資料8-1【ウェブ】）。

本方針は、各キャンパスの教学展開や立地条件等の特性を活かしたキャンパス計画の策定、学修をサポートする空間の創出、短期大学の使命である教育・研究・社会貢献活動の進展に対応できる施設整備の構築、さらに、バリアフリー等に配慮したすべての利用者にやさしい環境を整備することを明記している。また、大学の理念・目的、短期大学部を含む各学部等の目的等を踏まえた教育研究等環境の整備を目指している。

なお、本方針は、本学ウェブサイトで公表している（資料8-1【ウェブ】）。

#### 教育研究等に係る施設設備に関する整備方針

本学の教育研究等に係る施設設備の環境について、以下のとおり計画的に整備する。

##### 1. キャンパスコンセプトに基づいた計画的整備

各キャンパスの教学展開や立地条件等の特性を活かしつつ、大学全体として相互に連携するキャンパスを計画的に整備する。

##### 2. 知的創造型のコミュニティ空間を創出

学生と教職員のコミュニケーションを促進し、学習をサポートする空間を創出する。

##### 3. 機能性の確保

教育・研究・社会貢献活動の多様化やユビキタス環境の進展に対応できる施設を整備する。

##### 4. キャンパスアメニティの実現

学生のライフスタイルを考慮した憩いの空間を創出する。バリアフリー、ユニバーサルデザイン、緑化等に配慮し、すべての利用者にやさしい環境を整備する。

##### 5. 地域との共生

地域コミュニティの中心となるキャンパスを実現する。

##### 6. 危機への対応

災害等に対応できうる危機対応型のキャンパスを整備する。

## 7. 安全性の確保

安全・防災のため、計画的に耐震補強工事等を実施し耐久性のある施設を順次整備するとともに、防犯や衛生を考慮した環境を整備する。

## 8. 省エネルギーの実現

地球環境に配慮し、省エネルギーや省コストを実現する合理的な施設設備を整備する。

## 9. キャンパス・ファシリティマネジメント体制の整備

長期財政計画の下、土地取得や建物の償却期間等を考慮した総合的なファシリティマネジメント体制を構築し、中長期的な経営戦略として教育研究等環境を計画的に整備する。

以上のことから、本学は、教育研究等の環境及び条件整備に関する基本方針を定め、適切に明示していると評価する。

**点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。**

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

評価の視点3：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

評価の視点4：学生の主体的な学修を促進するための環境整備

### （1）施設、設備等の整備及び管理

#### 1）計画に基づく適切な施設、設備等の維持及び管理

本学は、併設大学を含み、3つのキャンパスのうち深草（京都市伏見区）に社会福祉学科、こども教育学科を設置している。校地、施設・設備において短期大学設置基準等の法令要件を満たしている（短期大学基礎データ表1）。

施設・設備等の所管部署として、財務部管理課を置き、「学校法人龍谷大学固定資産及び物品管理規程」に基づき、校地、施設・設備の適切な維持・管理を行っている（資料8-2）。

財務部管理課は、整備方針に基づく優先順位を付した既設施設改修工事・設備更新計画の下、毎年度、予算編成時に関係組織及び関係業者とも協議をし、次年度の改修工事・設備更新計画を策定している。本学は、併設大学とともに同計画を着実に実行することにより、施設・設備を適切に維持・管理している（資料8-3）。

#### 2）バリアフリーへの対応や利用者の利便性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリー対応については、2018年度に続き2019年度にもユニバーサルデザインの調査を実施し、調査結果をもとに優先度合いの高いものから、順次改修工事を進めて

いる。例えば、各建物入り口の段差解消、手摺りの設置、点字ブロックの増設、出入口ドアの自動化、だれでもトイレ（多目的トイレ）の増設等がある（資料 8-4【ウェブ】、8-5）。

また、近畿地区私立大学連盟加盟校・2018年度施設管理関係業務研修会において、幹事校である本学が施設整備に際し共通の設計標準を用いる「ユニバーサルデザイン設計標準作成事業」を提案し、2019年度に5大学（関西大学、立命館大学、甲南大学、京都産業大学及び龍谷大学）において共通の設計標準を策定した（資料 8-6）。

### 3) 安全・衛生確保のための取組

本学は、消防法及び「龍谷大学防火・防災管理規程」に基づき、毎年、前期は学内消火設備の使用訓練を、後期には授業中における大地震発生を想定した全学的規模の避難訓練を実施している（資料 8-7）。

2019年度後期に実施した全学的な避難訓練では、併設大学とあわせて学生及び教職員約9,500名が参加した。訓練では、被災状況の確認、避難経路の確保、教室等からの学生の避難誘導及び安否確認を実施した。安否確認では、スマートフォンを利用してキャンパス内に滞在すると予想される学生及び教職員のおよそ60%（5,649名）の安否を確認することができた（資料 8-8）。

深草キャンパスには、大規模な災害発生により断水時の飲料水供給のため、耐震性を持った自立型の水供給設備（井戸プラント）を設置している。万一の際に、本学構成員だけでなく地域住民の利用も想定している。さらに、食料及び飲料水並びに防災機器備品を備蓄し、約8,000名の3食3日分を確保している（資料 8-9、8-10）。

学生及び教職員の安全確保の観点から、キャンパス内の駐輪場や危険と判断する場所に防犯カメラを設置している。また命を守るための施策として、キャンパス内に自動体外式除細動器（AED）を設置している。キャンパス内のどこからでも1分以内にアクセスでき、3分以内にAEDによる除細動が開始できるよう全62台を配置している（資料 8-11、8-12【ウェブ】）。

### 4) 省エネルギーの推進

本学は、「エコキャンパス実現に向けた基本方針」を定め、省エネルギー推進に取り組んでいる。具体的には、2019年度エネルギー使用量実績を、建物1㎡あたりの原油換算値（原単位）及びCO<sup>2</sup>排出量（原単位）において、2015年度比で4%以上削減する目標を掲げ、BEMS（ベムス）（Building Energy Management System）を活用したエネルギー使用量の削減、省エネ関連工事の実施による省エネ効率の改善、エコイベントの実施等に取り組んでいる（資料 8-13【ウェブ】、8-14、8-15）。

また深草キャンパスにおいて、2019年3月に、特定非営利活動法人 KES 環境機構が実施する環境規格「京都環境マネジメントシステム KES ステップ1」の更新審査を受け、その登録を維持している（資料 8-16【ウェブ】、8-17【ウェブ】）。

## (2) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学は、総合情報化を促進する専門組織として「情報メディアセンター」を設置して

いる。

同センターは、第5次長期計画（2010～2019年度）における「情報化推進の基本方針」を定め、その方針に基づき、その後半期（2015～2019年度）における「情報化戦略構想」「情報化推進計画」及び「情報化事業投資スキーム」を策定し、年次計画に基づく情報通信技術（ICT）機器・備品等の整備を進めている（資料 8-18、8-19、8-20、8-21、8-22）。

2018年度は、無線 LAN の利用可能エリアの拡張及び高密度利用時における安定化を目的にアクセスポイントを大幅に増設し、教育・研究活動における ICT 利用環境を整備した。また教学システム、ウェブサイトサービスシステム、キャリアシステム等のハードウェア環境を統合・集約した総合仮想環境のリソースの増強を図った。

2019年度は、事務系ファイルサーバ及び事務系クライアント PC のリプレイス並びに ICT-BCP（ICT 部門の事業継続計画）・DR（災害復旧）対策に伴うデータバックアップ環境の構築を行っている。その他、年次計画に基づき、毎年度、普通教室に設置している老朽化したマルチメディア機器の更新を実施し、プロジェクターの取り替えやブルーレイプレーヤーの新設及び HDMI 入力の増設等、教育活動基盤の充実に向けたネットワーク環境及び ICT 機器、備品等の整備を実施している（資料 8-23）。

教員の研究活動においては、研究室用 PC の貸与、各種アプリケーションやデータベースの利用補助、情報機器の貸出や操作補助等、研究活動における情報化支援を行っている（資料 8-24）。

さらに「eduroam」、「Adobe Creative Cloud」、「Microsoft Office365」、「UPKI 証明書発行サービス」等、ハード・ソフトの両面で研究活動に有効利用できる各種サービスの提供を行っている（資料 1-7 pp. 40～56、8-25、8-26、8-27、8-28）。

### （3）教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

本学は、情報倫理を浸透させるため、学生及び教員に対し、情報倫理の最新知識を学習する自学自習用コンテンツ「INFOSS 情報倫理」を提供している。

また学生は入学時のオリエンテーション期間に情報リテラシー支援プログラムを受講し、情報倫理に関する理解度を確認するテストを受けている。確認テストの結果、理解度レベルが低い場合には補講を実施するなど、情報倫理を確実に修得できるよう取り組んでいる（資料 8-29、8-30、8-31）。

### （4）学生の主体的な学修を促進するための環境整備

本学は、ラーニングコモンズを設置している。ラーニングコモンズは、学生の多様な学びを支援する場として、スチューデントコモンズ、グローバルコモンズ及びナレッジコモンズの3つの機能別コモンズを構成し、各コモンズにスタッフを配置するとともに、それぞれの特徴を活かした学修支援を展開している（資料 8-32【ウェブ】、8-33【ウェブ】）。

スチューデントコモンズは、オープンスペースにおける学生の主体的な学修活動を「見える化」する場であり、学修活動を見せることにより、周辺にいる学生を主体的な学修に引き込む学修空間である。個人学習やグループ学習のためのコラボレーションエ

リア、技術サポートやライティング支援等を受けることができるクリエイティブエリア等を展開している。また学生にノート型PC等の情報機器の貸出も行っている（資料 8-34【ウェブ】、8-35【ウェブ】）。

グローバルコモンズは、学生が語学力・異文化理解を学び実践するスペースで、様々な国の留学生等と学生が集う活気に満ちた学修空間である。日本人学生と留学生が自由に交流できるグローバルラウンジや、個人のレベル・ニーズに応じた様々な語学学習ができるランゲージスタディエリア、マルチリンガルスタジオ、スピーキングブース等の自律型言語学習支援施設を備えている。また留学に関する資料、TOEFL®、TOEIC®、IELTS™等の各種語学試験や語学学習に関する教材も数多く備えている（資料 8-36【ウェブ】）。

ナレッジコモンズは、学生が図書館の有する学術情報や機能を活用し、主体的かつ協調的な学びを実践する場で、「調べ、考え、書き、作る」を実践する学修空間である。机やホワイトボードを自由に動かし、利用しやすい学修環境をデザインできるナレッジスクエアとグループで議論できるグループワークルームを設置している（資料 8-37【ウェブ】）。

これら3つの機能別コモンズを有機的に連携させ、ラーニングコモンズとして一体的に学生の主体的な学修を支援するため、ラーニングコモンズ運営協議会を設置し、運営に関する事項を協議し、調整及び情報共有等を図っている（資料 8-38）。

以上のことから、本学は、整備方針に則り、必要な施設・設備等を計画的に整備し、適切に維持・管理を行うとともに、バリアフリー対応や安心・安全対策の実施及び充実したICT環境等、教育研究活動及び学修活動に適したキャンパスを整備していると評価する。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。  
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

#### (1) 図書資料の整備と図書利用環境の整備

##### 1) 図書館の理念と目標

本学は、図書館の基本方針として「図書館の理念と目標」を定め、図書館ウェブサイトで公表している。図書館は、本学の学修、教育・研究及び社会貢献の各活動を支援する上で必要不可欠な学術情報基盤を整備し、「知の広場」として機能することを使命としており、その使命を果たすために9項目にわたる目標を掲げている。図書館では、理念と目標に基づき、毎年度、事業計画書を策定している（資料 8-39【ウェブ】、8-40）。



## 2) 図書資料の収集・整備

本学は、図書館の理念と目標に基づき図書を整備している。具体的には、図書を研究用図書と学習用図書に大別し収集・整備している。学習用図書は「図書館図書収書計画」に基づき、シラバスに記載された参考文献等の学習用図書、入門書等の基本図書、購入要望がある図書等、学生の教養と人格形成に必要な図書を広く収集・整備している。また各図書館は、各キャンパス設置の学部（短期大学部を含む）に関連する分野の蔵書をバランスよく所蔵している（資料 8-41）。

また、大学に併設された本学の利点を活かし、本学の学生は深草図書館を主として、必要があれば大宮図書館、瀬田図書館を利用することができる。

図書館は、2019年3月末現在、深草図書館 1,037,008 冊、大宮図書館 749,076 冊、瀬田図書館 460,455 冊、全体で 2,246,539 冊の図書を所蔵している。電子系資料は、図書委員会の下に電子系資料選定委員会を設置し、学生の学修環境の整備と研究者の横断的・先進的な研究支援に寄与できるよう効果的・効率的な選定に努めている。またデータベースは、共通学習用、共通研究用、個別研究用に分類して、利用状況と費用対効果による見直し基準を設けて選定するとともに、一部のデータベースでは契約しているタイトル以外の資料も入手できるよう論文単位で購入する Pay-Per-View 方式を導入するなど、利用者のニーズにあわせた整備を行っている。電子ジャーナル、データベースの種類は 101 種、電子ジャーナルのタイトル数は 10,499 種を契約している。逐次刊行物は、冊子体と電子媒体の両方存在する場合は電子媒体のみへの変更を進めており、所蔵数は 3 館合計で 16,413 種を所蔵している（資料 8-42、8-43、8-44、短期大学基礎データ表 1）。

## 3) 国立情報学研究所との提携及び図書館とのネットワークの整備

図書館は、国立情報学研究所が提供する CiNii Articles をはじめとした学術コンテンツを利用者に提供している。また、図書館間相互貸借（ILL）では、2018年度文献複写受付は 1,463 件、文献複写依頼は 1,907 件、図書貸借貸出件数は 433 件、図書貸借借受付件数 303 件となっている（資料 8-42）。

2018年度には「図書館とデジタルアーカイブ」をテーマに第 79 回私立大学図書館協会総会・研究大会を併設大学の大宮キャンパスで開催し、国内外の図書館関係者や研究者との交流を行い、大学図書館界の発展にも努めている（資料 8-45）。

## 4) 学術情報の発信及びアクセスに関する対応

本学は、図書館ウェブサイトからの学術情報発信に加えて、龍谷大学学術機関リポジトリを構築し、「学術機関リポジトリ運用要項」に基づいて本学構成員の研究成果を蓄積し、積極的に公開している。本学リポジトリのコンテンツ数は、2019年3月時点で併設大学とあわせて 7,433 件、閲覧件数は、2017年度 116,733 件、2018年度 117,994 件、ダウンロード件数は、2017年度 149,534 件、2018年度 387,145 件である。また各種データベースや電子ジャーナルは、一部を除き、学外からのアクセスも可能としており、利用者サービスの充実を図っている。さらに本学が所蔵する貴重資料を電子化した貴重資料画像データベース「龍谷蔵」を構築し、2019年11月現在、3,117 タイトル、6,460 冊、

画像件数は 283,441 件を公開している。閲覧件数は、2017 年度 129,903 件、2018 年度 151,462 件であり、年間を通じて多くの閲覧利用がある（資料 8-46、8-47、8-48、8-49【ウェブ】、8-50）。

#### 5) 学生に配慮した図書利用環境の整備

図書館入館者数は、併設大学とあわせて 2018 年度は、全館で延べ 885,403 人の利用があった（資料 8-51）。

各図書館の閲覧座席数は、深草図書館が 1,713 席、大宮図書館が 342 席、瀬田図書館が 873 席であり、併設大学を含めた在籍者数に対する割合は、深草図書館 14.3%、大宮図書館 15.4%、瀬田図書館 13.2%と、すべての図書館でほぼ同じ割合の座席数を配置している。

2018 年度の開館日数は、深草図書館 310 日、大宮図書館 294 日、瀬田図書館 292 日であった。各図書館の授業実施期間の開館時間は、平日が 9:00～22:00（瀬田図書館 21:00 まで）、土・日は 10:00～17:00 であり、最終授業終了後の学生の学修に配慮している（資料 8-42）。

情報検索インフラとしては、各図書館に蔵書検索システムや各種データベース等が利用できる検索端末（深草図書館 51 台、大宮図書館 21 台、瀬田図書館 44 台）及びレポート課題等が作成できるオープン端末（深草図書館 20 台、大宮図書館 12 台、瀬田図書館 17 台）を設置している。また学生が図書館の有する学術情報や機能を活用し、主体的かつ協調的な学びを实践する拠点としてナレッジコモンズを設置し、教員による出張オフィスアワー、データベース講習会、文章力アップセミナーやビブリオバトル等を開催している（資料 8-42、8-52）。

#### (2) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館には職員 20 名を配置し、そのうち 14 名が図書館司書資格を有しており、総合大学図書館としての資料収集・整理、レファレンスサービスを提供できるよう専門的な知識を有する職員を重点的に配置している。図書館司書資格を有しない職員に対しては、資格修得の諸費用を補助するなど、専門知識を有する図書館職員の継続的養成を図っている（資料 8-53）。

資料整理業務及び閲覧カウンター業務は担当職員の 75%以上が図書館司書資格を有する外部業者に委託している。専門的知識によって、様々な利用者ニーズに対応している。

以上のことから、本学の図書館は、理念及び目標を定め、図書館、学術情報サービスを提供するため十分な体制を整備しており、適切に機能していると評価する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

(1) 研究に対する基本的な考え方

本学は、第5次長期計画における研究に対する基本的な考え方として「研究にかかる基本方針」を定めている。また、この「研究にかかる基本方針」の趣旨に則り、「研究支援の方針」「研究活動に関する指針」を定め、それぞれ本学ウェブサイト公表している(資料8-54【ウェブ】、8-55【ウェブ】)。

研究にかかる基本方針

総合大学としての多様性と学際性を生かし、伝統と地域を基盤にした特色ある研究や国際水準の強みのある研究に取り組み、国際的な学術文化の向上と科学技術の振興、地域社会の発展に寄与する。

研究支援の方針

総合大学としての多様性と学際性を生かし、伝統と地域を基盤にした特色ある研究や国際水準の強みのある研究などに取り組み、国際的な学術文化の向上と科学技術の振興、地域社会の発展に寄与するために、次のような支援を中心に総合的な取り組みを行う。

- 強みのある研究と特色のある研究の推進 本学の強みや特色のある研究分野について、学内に研究拠点を設け、次世代の研究者の養成や研究環境の整備等を推進・支援する。
- 研究者への支援充実 本学研究者が研究をより一層推進できる体制を確保するとともに、個人研究や共同研究など各分野における基盤的研究の強化を図るために、各付置研究所等の研究活動を推進・支援する。
- 外部資金獲得支援体制の充実 外部資金の獲得を研究者個人の努力だけに任せるのではなく、組織的に支援する。
- 社会への発信力強化 研究成果や研究活動内容の広報活動を活発に行い、本学の研究に対する社会的評価を向上させる。

龍谷大学研究活動に関する指針

龍谷大学は、建学の精神の具現化を通して、心豊かな人間を育成するとともに、学術文化の振興や豊かな社会づくり、世界の平和と発展に貢献することを使命としている。

については、下記のとおり本学の研究者の研究活動に関する指針を定めることにより、本学の研究活動を適正かつ円滑に遂行し、社会からの信頼を確保・維持する。

記

(定義)

- 1 研究者とは、本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

(責務)

- 2 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を確保するとともに新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するように努める。

(法令等の遵守)

- 3 研究者は、関係する法令、本学の諸規程、学会等の指針を遵守して、研究活動を行い、研究費の適正な執行に努める。

(公正性)

- 4 研究者は、研究の遂行及び成果の発表や特許出願等においては、捏造、改ざん、盗用等、研究者としての倫理に反する行為は行わない。

(個人情報保護)

- 5 研究者は、研究活動に関わって収集した個人情報を含む資料等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。

(研究環境の維持)

- 6 研究者は、人権の尊重と相互信頼に努め、快適に研究活動できる環境を維持するよう努める。

(研究対象等への配慮)

- 7 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物等に対しては、建学の精神を踏まえ真摯な態度でこれを扱う。

(安全への配慮)

- 8 研究者は、研究活動を行う上で、事故等が発生しないよう安全の配慮に努める。

(利益相反)

- 9 研究者は、本学における研究者としての責務と、個人的な利益、あるいは本学以外の組織に対する責務との衝突・相反に十分に留意し、利益相反による弊害が生じないように努める。

## (2) 研究費の適切な支給

教員に対する研究費の支給に関しては、次の制度を整備し、各教員の研究を適切に支援している。

	名称	概要
1	個人研究費 個人研修費	専任教員に対し、個人研究費として年間 410 千円（特別任用教員は 246 千円）を支給する。実験実習講師・助手等には個人研修費（205 千円・210 千円）を支給する（資料 8-56、8-57）。
2	出版助成金	出版困難な学術図書刊行を希望する者に対して、その出版に必要な経費の一部を助成する制度で、助成率は直接出版経費の 40%を限度（上限金額は単著 150 万円、共著 80 万円）とする（資料 8-58、8-59、8-60）。

3	原稿掲載料助成	研究成果等を専門雑誌等に投稿掲載する場合の掲載料を助成する制度で、1年間につき1人総額10万円を上限とする（資料8-61、8-62）。
4	国際会議等出席者への旅費補助	専任教員が国際会議等へ出席するための旅費の一部を補助する制度で、補助額は10万円を上限とする（資料8-63、8-64）。
5	国際学会開催補助	国際学会の開催費の一部を補助する制度で、補助額は50万円を上限とする（資料8-65、8-66）。
6	全国学会開催補助	本学で全国学会大会を開催する場合の開催経費の一部を補助する制度で、日本学会協力学術研究団体であることを条件に、補助額は16万円を上限とし、収支差額又は16万円のいずれか低い金額とする（資料8-67、8-68）。
7	研究所における共同研究費	研究所において特色に応じた共同研究等を展開し、その研究に対して研究費を支給する（資料3-10【ウェブ】）。
8	重点強化型研究推進事業	本学の強みを活かした特色ある研究を基軸とし、先端的・学際的・独創的活動を通じて地域社会の発展に寄与する研究、全国的あるいは国際的な社会の発展に寄与する研究を選定し、その研究の基盤となる経費の一部を一定期間支援する（資料8-69、8-70）。

### （3）外部資金獲得に向けた支援制度

本学は、科学研究費（以下「科研費」）の申請・獲得を目指す教員に対する「科研費申請サポート制度」を実施している。具体的には次の制度等を実施している（資料8-71、8-72）。

	名称	概要
1	アドバイザー委員会制度	科研費の審査委員経験者や複数回獲得経験者で構成するアドバイザー委員会が科研費申請予定者に対して、研究計画調書作成に係るアドバイスをを行う。
2	研究計画調書（採択分）閲覧制度	科研費申請予定者が直近5年間に採択された研究計画調書を閲覧することができる。
3	科研費再申請支援制度	科研費再申請の予定者に対して、その準備等を支援するため研究費を支給する（資料8-73）。
4	国際的研究業績向上支援制度	若手研究者の科研費獲得に向けた国際的な研究業績の向上に資する取組を支援する（資料8-74）。

本サポート制度は、学内ポータルサイト（学内のみ）に掲載し、教員に向けて周知・研究啓発を行っている。

また、重点強化型研究推進事業による研究プロジェクト（学内資金指定プロジェクト）を、併設大学の附置研究所である人間・科学・宗教研究センターの下に設置している。本事業は、本学の強みを活かした特色ある研究を成長させるため、外部資金を受けた実績のある研究又は大学が政策的に掲げるテーマに合致した研究を推進するものであり、

後者は将来的に外部資金の獲得につなげることも想定している。

実際に本事業を推進することにより、併設大学については、文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業や私立大学研究ブランディング事業への採択につながった事例も複数ある（資料 8-75、8-76【ウェブ】、8-77【ウェブ】、8-78【ウェブ】）。

#### **（４）研究室の整備、研究時間の確保**

##### **１）研究室の整備**

本学は、教員 1 名につき研究室 1 室を配当し研究環境を整えている（資料 8-79）。

##### **２）研究員制度**

本学は、教員の研究時間を確保する方策として「研究員制度」を導入している。国外研究員又は国内研究員は、1 年又は 6 か月、短期国外研究員又は、短期国内研究員は、1 か月以上 3 か月以内の期間、教育等の義務が免除され研究に専念することができる。本学では、2019 年度に国外研究員 1 名を選出している。また、留学（国外、国内ともに）に係る旅費及び教育研究費を支給している（資料 8-80、8-81、8-82、8-83）。

その他、特別研究員や交換研究員を整備している。研究員には、併設大学とともに本学における研究を推進させることを目的とし、全学から研究員を募る全学枠も整備している。

##### **３）研究所専任研究員及びプロジェクト研究員**

研究員制度のほか、附置研究所には、その研究活動を推進することを目的として「専任研究員」制度を設けている。専任研究員は、当該研究所に一時的に移籍し、原則として、学部・研究科における専任教員の役割・義務が免除され、一定期間研究に専念することができる（資料 8-84）。

その他、人間・科学・宗教総合研究センターや世界仏教文化研究センターの下に設置する研究プロジェクトにおいても、「プロジェクト研究専任研究員」制度を設け、研究所専任研究員と同じように、当該プロジェクトの研究に一定期間専念できるようにしている（資料 8-85）。

##### **４）ティーチング・アシスタント（T A）、リサーチ・アシスタント（R A）**

本学は、「教育補助員・T A・チューター制度の運用ガイドライン」及び「研究系アシスタントスタッフ規程」を定め、教員がティーチング・アシスタント等又はリサーチ・アシスタントを雇用できる環境を整備し、適切に教育研究活動を支援している（資料 4-30、8-86）。

以上のことから、本学は、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価する。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

(1) 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備

本学は、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する基本方針」の下、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」及び3つの運用細則を整備し、研究倫理の遵守、研究活動の不正防止に取り組んでいる（資料 8-87、8-88、8-89、8-80、8-91）。

研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する基本方針

龍谷大学及び龍谷大学短期大学部は、研究者が「龍谷大学研究活動に関する基本方針」を遵守して公正な研究活動を推進できるよう、研究支援の一環として、研究不正防止のための体制整備を適正に行う。

このために必要な諸規則を定め、責任の所在を明らかにした上で、不正防止計画を策定し、研究倫理教育をはじめとする不正防止対策を適切に実施する。また、内部監査の結果や研究を取り巻く社会情勢等を踏まえ、定期的に見直し、その充実を図っていく。

万一、研究活動に係る不正行為があった場合には、関連諸規則に則り厳正に対処する。

2018年度には、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく履行状況調査を受け、「所要の対策が着実に実施されている」旨の所見を得ている（資料 8-92）。

(2) 研究倫理の遵守に向けた啓発活動

本学は、研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程に基づき「研究不正行為防止委員会」を設置し、研究者倫理の向上や研究活動上の不正行為防止に関する方策に取り組んでいる。

冊子『公正な研究活動の推進に向けて』を作成・配付することや、新規着任教員に対する研修及び科研費に関する説明会において研究活動に係る不正行為防止を説明するなど啓発活動を行っている（資料 8-93、8-94、8-95、8-96）。

また運用細則に基づき、すべての教員に対し、研究活動の不正を行わないことを主旨とする誓約書の提出、研究倫理教育として CITI JAPAN ON スクリーンの受講・修了を求めている（資料 8-89、8-90）。

(3) 研究倫理に関する審査委員会の整備

本学は、研究倫理に関する審査をするため、研究課題別に、「人を対象とする研究に関する倫理委員会」、「動物実験委員会」、「遺伝子組換え実験安全委員会」を設置し、当該研究課題における研究倫理に関する審査を適切に行っている（資料 8-97、8-98、8-99）。

動物実験委員会及び遺伝子組換え実験安全委員会は、動物実験や遺伝子組換え生物等使用実験に直接の識見を有する者のみならず、学長が仏教学を専門とする教員1名を委員に任命し、建学の精神に基づいた観点からも審査・審議を行っている。

以上のことから、本学は、研究倫理の遵守及び研究活動の不正防止に関して適切に取り組んでいると評価する。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### （1）適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用し点検・評価を行っている。教育研究等環境の適切性については、財務部管理課、情報メディアセンター、学修支援・教育開発センター、図書館、研究部において点検・評価を行っている（資料 8-100、8-101、8-102）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

#### （2）点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価の結果、指摘された課題は、次のように改善・向上に努めている。

図書館では、図書費の増大が課題となり、図書委員会において「図書費の将来計画（実行プラン）」を策定し、図書費の削減、圧縮を趣旨とした「2019年度以降の図書費のあり方について」を取りまとめた。2018年度の自己点検・評価では、図書委員会に対し、計画どおりの履行を求めることを指摘し、翌2019年度の自己点検・評価において、指摘を踏まえた予算編成が行われていることを確認することができた（資料 8-101、8-103、8-104）。

学修支援・教育開発センターで、ラーニングコモンズの利用目的・利用頻度等の状況、利用者の意見や要望等を調査するアンケートを実施するとともに、各機能別コモンズそれぞれにおいても利用者アンケートやその他データ等に基づく事業総括を実施している。本総括を踏まえ顕在化した問題点は、ラーニングコモンズ運営協議会で報告・共有し、次年度の事業計画・事業施策の立案につなげている（資料 8-105、8-106、8-107、8-108）。



研究部では、2018年度の文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく履行状況調査の結果等を踏まえ、新たに「研究費等の不正使用防止計画及び研究活動における不正行為防止計画」を策定し、同計画に則った取組を進めている（資料 8-87、8-109、8-110、8-111）。

以上のことから、本学は、教育研究環境等の適切性について定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を実施していると評価する。

## 2. 長所・特色

### （1）学生の主体的な学習を促進する環境整備

本学は、3つの機能別コモンズで構成するラーニングコモンズを各キャンパスに設置し、学生自らが目的にあったコモンズを選択し学修に専念できる環境を整備している。

各コモンズには、スタッフを配置し、学生の主体的な学修を支援している。特にチューデントコモンズにはライティングサポートセンターを設置し、ライティングスキルを向上させ、論理的思考と表現力を高める支援を実施している。アンケート結果では、利用者から概ね高評価を得ており、各コモンズは学生の主体的な学修を促進することに寄与していると評価する<第7章参照>。

### （2）研究活動を促進させるための環境整備

本学は、本学の強みを活かした特色ある研究を成長させるため、毎年度、複数の研究プロジェクト（学内資金指定プロジェクト）を重点強化型研究推進事業として実施している。同プロジェクトの中には、併設大学において文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業や私立大学研究ブランディング事業の採択につながった研究もあり、強みのある研究活動を促進させるだけでなく、外部資金獲得においても良い影響を与えている。

科研費の獲得に向けた支援も積極的に行っており、アドバイザー委員会制度、科研費再申請支援制度、国際的研究業績向上支援制度等を整備した結果、申請件数は増加傾向にある。その他、研究員制度における全学枠の設定、プロジェクト研究員等、多くの教員が一定期間研究に専念できる仕組みを構築している。

本学は、様々な支援策を整備することにより研究活動を促進・充実させている。

### （3）キャンパス内における安全対策

本学は、毎年、前期に学内消火設備の使用訓練を、後期に全学的な避難訓練を実施している。特に全学的な避難訓練は、大規模災害が起こることを想定し、多くの学生及び教職員が参加し、安全かつ迅速な避難誘導、避難後の安否確認を実践している。2019年度後期に実施した併設大学と合わせた全学的規模の避難訓練では約 9,500 名が参加し、60%以上の安否を確認することができた。

また自立型の水供給設備（井戸プラント）の設置や食料及び飲料水の備蓄等非常時に備えた対策も充実している。その他、日常のキャンパス内での安全・安心の確保のため

に、防犯カメラ及び自動体外式除細動器（AED）を設置している。

この取組は、学生及び教職員の防災意識を高めるとともに、安全かつ安心して学修活動及び教育研究活動に専念できる環境の整備につながっている。

### 3. 問題点

なし。

### 4. 全体のまとめ

本学は、教育研究等に係る施設設備に関する整備方針を定め、年次計画に基づく施設・設備の整備を進めている。またバリアフリー対応や防火・防災・防犯等、利用者の快適性や安心・安全なキャンパス整備にも十分に配慮している。さらに教育研究活動の基盤となるネットワーク及び ICT 環境に関しても、方針・年次計画を定め、学内無線 LAN のアクセスポイントの増設やマルチメディア機器の更新等を適切に進めている。

各キャンパスに設置したラーニングコモンズでは、学生の学修目的にあった支援を実施するため、3つの機能別コモンズを展開し、学生の主体的な学修を支援している。

図書館は、図書・学術雑誌、電子ジャーナル等の学術情報を十分に整備し、開館日数・開館時間にも配慮している。また図書館司書資格を持つ職員・スタッフを多数配置し、専門的な知識に基づき、利用者が容易かつ有効に利用できるよう資料整理、利用者のニーズに即したレファレンスサービスを提供している。

研究に関して、様々な研究費や研究員制度を整えるとともに、重点強化型研究推進事業による学内研究資金指定プロジェクトを推進するなど、研究活動を支援・促進させる環境を整えている。また外部資金の獲得に向けても積極的に取り組み、様々な支援策を実施した結果、科研費の申請件数は増加傾向にある。このように、研究活動を支援する環境や条件は適切に整備し研究活動を促進させている。

教育研究等環境の適切性について、各組織が定期的に点検・評価を行うとともに、専門家の意見や利用者の声を聴くなど、多面的な点検・評価も取り入れ、適切に点検・評価を実施し改善に努めている。

以上のことから、本学の教育研究等の環境整備は、毎年度、自己点検・評価を行い、点検・評価結果に基づく改善・向上に適切に取り組んでいると評価する。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

全学として、次のとおり「社会連携・社会貢献方針」を定め、本学ウェブサイトに表示している（資料9-1【ウェブ】）。

#### 社会連携・社会貢献方針

本学は、学内外の諸機関と積極的に連携し、真に持続可能な社会の実現を目指す価値創造を通じ、地域社会の発展のために貢献するプラットフォームとなる。既存の慣習にとらわれることなく、社会変革を担う人間を育む。

また、短期大学部としての社会連携・社会貢献に関する方針を策定している（資料9-2）。

#### 龍谷大学短期大学部における社会との連携・協力に関する方針

- 産業界や自治体等との連携をはかりながら、地域社会の抱える課題解決に取り組む。
- 地域社会との連携を強化しながら、体験型教育等の機会をとおり、「共に生きる地域づくり」に貢献する。
- 実習教育や海外研修、GSP（ギャップ・セメスター・プログラム）等実践的な教育の機会をとおり、地域社会・国際社会で活躍しうる人材を輩出する。
- Ryukoku Extension Center（以下「REC」）が推進する生涯学習の機会等をとおり、短期大学部における教育・研究の成果を広く社会に還元する。

以上のことから、本学は、短期大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた社会との連携・協力に関する方針を適切に設定し明示していると評価する。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、各学科において社会連携・社会貢献に積極的に取り組んでいる。

また、1991年に社会連携・社会貢献を担う拠点としてRECを設置し、現在では、京都市・大阪市・東大阪市の3つの拠点を中心に産官学連携事業・地域連携事業・生涯学習事業を展開し、社会連携・社会貢献を果たしている。

その他、ボランティア・NPO活動センター、矯正・保護総合センター等が、社会連携・社会貢献事業を展開している。

## (1) 各学科の取組

各学科は社会連携・社会貢献に関する事業を積極的に展開することで、その教育研究成果を社会に還元している。特徴的な取組事例について、次のとおり記載する。

### 1) 社会福祉学科の取組

ア) 2002年度より、知的障がい者と学生の協同の学びの場をつくる「オープンカレッジふれあい大学課程」を開講している(資料9-3、9-4【ウェブ】)。

この取組は、2006年度に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」として採択され、その後、14年間継続して授業の一環として展開している(資料9-5【ウェブ】)。

イ) 砂川小学校(京都市伏見区)、砂川学区社会福祉協議会、砂川学区自治連合会、本学が主催の下、砂川学区の子どもから高齢者までの多世代と本学の学生と一緒に、より良い地域づくりを考える取組を考える、「多世代交流会」を開催している(資料9-4【ウェブ】、9-6)。

ウ) 東高瀬川(京都市伏見区)の環境保護と伝統行事の活性化を目的とした、まちづくり活動を実施している(資料9-7)。

この取組は、実習科目「地域実習(まちづくり)」の一環として2005年から毎年継続している。公益財団法人大学コンソーシアム京都主催の「学まちコラボ事業(大学地域連携創造支援事業)」として2005年度から毎年採択され、活動支援金を獲得して展開している。2017年度の同支援事業報告会において、本取組は、学部生・大学院生を含む30団体の中で、優秀賞を獲得することができた(資料9-8【ウェブ】)。

この取組を通して、河川の不法投棄が改善し、当該自治会においても交流がさかんになり、防災マップを企画・作成するところまで発展した。学生からは、企画・運営による達成感の取得だけでなく、成長できたとの意見があり、自治会役員からも学生との活動を通じて地域を見直すことができ、地域に誇りが持てるようになったとの声をいただいた(資料9-9)。

エ) 砂川学区の災害時要支援者救援のため、社会福祉学科のゼミ活動において、防災マップの作成を行っている。日ごろから防災意識を持つことに加え、災害弱者にも意識を向け、ともに避難することの意識付けを行い、地域の防災対策に寄与することを目的としている。(資料9-10、9-11)。

オ) 社会で働きながら資格取得を目指す卒業生などを対象に、社会福祉士受験支援講座の実施をしている(資料9-12)。

## 2) こども教育学科の取組

### ア) 実習教育に関わる教育プロジェクト

本学科の保育者養成教育の特色の1つ「やりっぱなしにしない実習教育」に基づき、教員自らがその教育内容を「教育年報」としてまとめた(資料4-58)。

実習教育において各教員が担当した授業内容を顕在化させ、複数回にわたり討論の俎上に載せたことは、次年度の教育の見直しや刷新につながり、教育年報自体がエビデンスとなった<sup>5</sup>(資料9-13)。

2018年度のテーマは、「生まれる、育つ、生きる<いのち>」というテーマを掲げ、2回の映画鑑賞会には、他学部学生や地域の方にも参加を呼びかけた。また、秋には、地域のこどもたちと保護者を対象に、「おいでよ!!ちびっこまつり 2018 ロンロンといっしょ」を実施した。実習授業の展開として、地域社会の方々に参加を促し、保育士養成課程の一部成果を地域に還元していくことを通じて、学生の学びにつながる取組として完結する(資料9-14)。

### イ) 2019年度実習教育に関わる教育プロジェクト

2019年度は、「うまれる・育つ・生きる<いのち>—「健やかに育つ<いのち>」をテーマに取り組んだ。その成果は、2018年度より『本学こども教育学科教育年報』として電子データと冊子として蓄積している。2019年度においても2回の映画鑑賞会は、他学部学生や地域の方に呼びかけ、全参加者対象に、昨年同様鑑賞事前アンケート・事後アンケートを実施して、分析結果を報告した(資料9-15)。

### ウ) 「りゅうたんであ・そ・ぼ♪」の取組

「保育原理Ⅱ」において、2016年から毎年継続して行っている。大学の近隣にある子育て支援センターを利用する保護者と子どもたち(5組~8組)が、学内施設「こども教育多目的室(絵本とおもちゃのお部屋)」を会場に、学生が「遊び」を企画・運営する取組である。いわば、「子育て支援の先生になる」を目的とした取組であり、実習終了後の開催となるため、学生は主体的・積極的に活動している。同行する子育て支援センター職員や保護者からは、毎月実施して欲しいとの要望があるが、保育士と幼稚園教諭の2つの実習を学ぶ学生にとって、時間的制約から現状では年に一度の開催となっている。この取組は、保護者と子どもたちにとって、いつもと異なる空間と学生に触れあうことができ、学生側も、自分たちで考えた企画を実現することで達成感を得ている。このように地域の要望に応え、継続することで地域の子育て環境に貢献している(資料9-16【ウェブ】)。

## (2) RECの取組

RECは、各学問分野の発展を基礎に、本学に対する社会的要請に応えるため、教育・研究機能の公開の拠点として、地域連携・産学連携・生涯学習の3つの事業を推進している(資料9-17【ウェブ】、9-18)。

短期大学部における社会との連携・協力に関する方針に基づき、生涯学習に関する取

---

<sup>5</sup> 2019年度大学基準協会主催の「スタディプログラム」の一例として教育内容がエビデンスになるとの報告を行った(2019年8月27日)。

組について次のとおり記載する。

### 1) REC コミュニティカレッジ

1992年度から市民向けの生涯学習講座「REC コミュニティカレッジ」を開講している。REC コミュニティカレッジでは、本学の特色でもある仏教・こころ、文化・歴史、文学をはじめ、外国語や資格取得等の様々な分野のコースを開講している。2018年度は8コース385講座を開講し、延べ9,208名が受講した(2019年度は、8コース、365講座を開講)(資料9-19【ウェブ】、9-20【ウェブ】、9-21)。

また、知的障がいのある人たちの生涯学習として、学習意欲の高い、軽度の知的障がい者を対象に「知的障がいの市民のための福祉と教養講座(ともいき大学)」を開講している。本取組は、文部科学省の平成30年度「障害者の生涯学習支援活動」被表彰対象者として選定された(資料9-22、9-23【ウェブ】、9-24)。

### 2) 龍谷講座

深草キャンパスでは、市民を対象とした無料公開講座「龍谷講座」を開講している。本講座は、本学の研究成果を地域社会に還元する先駆けとして、1977年以降、継続して開講している。本学教員が講師を務め、その時代にあったテーマを設定している(資料9-25【ウェブ】)。

## (3) ボランティア・NPO 活動センターの取組

本学は、2001年にボランティア・NPO活動センターを設置した。同センターは、主に学生がボランティア活動を通じて相互に学び合うサービスラーニング(社会参加型教育)を実践し、本学の教育研究の新たな発展に貢献すること及び国内外の高等教育機関、各種のNPO・NGO、浄土真宗本願寺派、地方公共団体等との交流を深め、学内外における様々なボランティア活動の振興を図ることを目的としている。

同センターのボランティア活動(社会貢献)について、次のとおり記載する(資料7-85【ウェブ】)。

### 1) 被災地復興支援活動

同センターは、宮城県石巻市雄勝町における東日本大震災復興支援活動を、地震発生直後(2011年6月)からこれまで(2019年)途切れることなく、延べ700人の学生・教職員参加し継続している。また被災地だけでなく京都でもできる復興支援の取組として、募金活動、被災地の物産品の学内販売等を実施してきた。

現在まで数多くの学生が東日本大震災復興支援活動に取り組んでおり、体験報告会では、学生自らが貴重な体験と成長の実感を報告している。また、同センターは、近年多発した豪雨災害等の復興支援活動も実施し、社会貢献活動を通じた教育研究活動として今後も継続していく(資料9-26【ウェブ】)。

### 2) 海外体験学習プログラム

海外体験学習プログラムは、海外において地域貢献、福祉、環境等のボランティア活

動を行い、学生が地域の抱える問題に触れ、異文化間の相互理解と共生を学ぶプログラムである。

2018年度は、中国、インドネシア、台湾及びスリランカで実施し、2019年度は、8月に「インド洋大津波からの復興体験（タイ王国）」を実施、2020年3月に「全米一住みたいまちポートランドの持続的なまちづくり～自立を支える取り組み、農福連携、NPO運営を学ぶ～（アメリカ合衆国）」、「台湾の自然・文化体験エコツアー～森林、原住民、食から学ぶ～（台湾）」、「インドで学ぶ SDGs～インド農村の持続可能な取り組み～（インド共和国）」の3つのプログラムの実施を予定している（資料 9-27【ウェブ】、9-28【ウェブ】、9-29【ウェブ】、9-30）。

### 3) 地域でのボランティア活動

地域でのボランティア活動についても、紙媒体やIT媒体を活用し情報発信を行い、かつ学生の積極的な参加を促している（資料 9-31【ウェブ】、9-32【ウェブ】）。

### (4) 龍谷ミュージアムの取組

龍谷ミュージアムは、仏教総合博物館として、仏教文化を中心とした学術資料の収集、整理、保存、調査、研究及び展示公開等の博物館活動を継続的に行うとともに、本学における教育・研究の成果を広く社会に公開することを目的とし、2011年に京都市下京区に開設した。

龍谷ミュージアムは大学博物館の枠を超え、まちに開かれた博物館として、近隣住民が組織する植柳まちづくりプロジェクトへの参画、ミュージアム内でのコンサートの開催等、地域との連携・交流を深める等の活動を行っている（資料 1-15【ウェブ】、9-33、9-34、9-35【ウェブ】、9-36）。

以上のとおり、本学は、社会連携・社会貢献方針に基づき、各学科及び各組織が学外機関と連携し、教育研究活動の推進、多様な学びの機会の提供又は地域交流・国際交流等を実施し、適切かつ積極的に教育研究成果を社会に還元していると評価する。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### (1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用し点検・評価を行っている。社会連携・社会貢献の適切性については、本学、REC、ボランティア・NPO活動センター、龍谷ミュージアムにおいて点検・評価を行っている（資

料 9-37、9-38、9-39)。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

また社会連携に係る各組織は、それぞれの事業実施等を審議・決定する会議（運営委員会等）において、事業計画の策定・実施を行っている。

## （２）点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価の結果、抽出された課題について、次のとおり改善・向上に努めている。

ボランティア・NPO 活動センターは、新しい海外体験学習プログラム（実習先）の開発を目指して、プログラム企画・提案の応募対象を学内全教員に広げる改善を図った。その結果、2019 年度は新しい海外体験学習プログラム（アメリカ合衆国）を開設することができた（資料 9-29【ウェブ】、9-40）。

以上のことから、社会連携に係る各組織は、毎年度、社会連携・社会貢献に関する点検・評価及び事業総括等を実施し、その結果に基づき適切に改善・向上に向けた取組を実施していると評価する。

## 2. 長所・特色

### 1) 各学科の取組について

社会福祉学科では、「オープンカレッジふれあい大学課程」等の取組を、こども教育学科では「実習教育に関わる教育プロジェクト」等の取組を通じ、その専門性を活かしながら、地域と連携し、教育研究活動において実践した成果を社会に還元している。

### 2) ボランティア・NPO 活動センター

本学は、2001 年にボランティア・NPO 活動センターを設置し、これまで学生のボランティア活動を積極的に支援している。特に東日本大震災では、地震発災直後（2011 年）から途切れることなく復興支援活動を継続し、これまで多くの学生が支援活動に取り組んできた。参加学生による体験報告会では、学生はかけがえのない経験をし、支援活動を通じて自らの成長を実感していることが報告されている。東日本大震災復興支援活動を代表する様々な復興支援活動は、まさに建学の精神に根ざした教育研究活動であると自負している。2020 年に開設 20 年を迎える同センターの活動は、国内にとどまらず、国外における社会貢献活動にも取組を広げている。同センターの取組は、今後もボランティア活動を通じて相互に学び合うサービスマーケティング（社会参加型教育）を実践し、学生の成長を促すとともに、積極的な社会貢献活動に寄与すると期待できる。



### 3. 問題点

なし。

### 4. 全体のまとめ

本学の地域連携・社会貢献活動は、建学の精神に基づいている。1970年代には龍谷講座を開設し、1990年代には先進的なREC コミュニティカレッジ等を創設するなど、積極的かつ継続的に実践してきた。

各学科における教育研究活動においても実習教育と地域との関わり、保育者養成を目的とした教育内容の省察の積み重ねを通して、適宜見直しや刷新をするなど、その専門性を活かした取組の多くは、地域社会との連携や貢献を果たしてきた。

REC は、地域連携、産学連携、生涯学習の3つの事業を柱とし、コミュニティカレッジ及び龍谷講座等を推進している。

ボランティア・NPO 活動センターは、震災直後から継続的に実施している東日本大震災復興支援活動をはじめとした復興支援活動や、地元・地域でのボランティア活動、さらには、様々な社会問題に触れる国外でのボランティア活動等の社会参加型教育を実践し、学生の成長を支援するとともに社会貢献にも寄与する活動を展開している。

## 第 10 章 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### 1. 現状説明

点検・評価項目①：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、1975年から5期45年にわたって1期6年～10年スパンの長期計画を策定し、それに基づく大学改革・大学運営に取り組んできた。2019年度現在、2010～2019年度を対象とした第5次長期計画に基づく大学改革を推進するとともに、次期将来計画である「構想 400（2020～2039）」のグランドデザインを2020年1月に公表し、アクションプランの策定を進めている（資料 1-19【ウェブ】、1-24【ウェブ】、1-27【ウェブ】）。

本法人は、寄附行為及び大学審議決定機関に関する規程（以下「審議決定規程」）に基づき、毎年度、「学校法人」及び「大学」「高等学校・中学校」の運営体制について」を運営方針として確認している（資料 10-1-1）。

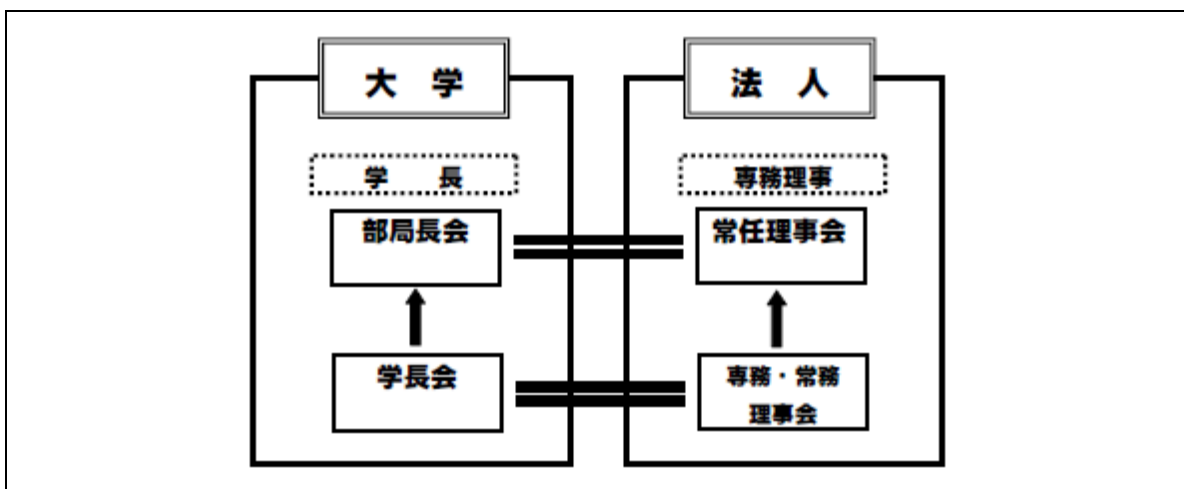


図 10-1-1 大学及び学校法人 運営図（資料 10-1-1）

本運営方針では、図 10-1-1 に示すとおり、法人と大学とを一体的に運営する関係性を明示している。つまり、部局長会（審議決定規程第 12 条）は常任理事会（寄附行為第 16 条の 2）と、学長会（審議決定規程第 18 条）は専務・常務理事会（寄附行為第 16 条の 3）と構成員が同じであり、一体で大学及び学校法人の運営を行っている（資料 1-1、2-10）。

さらに、運営方針では、大学の運営体制も明示し、部局長会が大学執行部であると位置付けている。部局長会の構成員である学長（専務理事）、副学長（常務理事）、事務局長（常務理事）、総務局長（常務理事）、学部長（短期大学部長を含む、理事）及び学長

室長（理事）は、それぞれが業務を分担し、大学執行部また学校法人の担当理事として、大学及び学校法人の業務を立案・執行する責任を担っている。それぞれの分担は、毎年度、第1回部局長会において審議・決定している（資料10-1-2）。

本運営方針は、短期大学部教授会を含む各学部教授会や事務組織の指揮系統を通じて学内構成員に周知するとともに、学内広報サイト「Brand Center（ブランドセンター）」（イントラネット）にも掲載し情報共有を図っている（資料10-1-3）。

以上のことから、本学は、大学運営に関する方針を明示していると評価する。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

**評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備**

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応
- ・ 併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性

**評価の視点2：適切な危機管理対策の実施**

**(1) 適切な大学運営のための組織の整備**

**1) 学長の選任方法と権限の明示**

学長は、学則第37条第2項において「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められ、その資格は「学長選挙規程」第1条に「学長は、浄土真宗の信者であって、前文に掲げる目的を実現する意志をもち、それを遂行し得る者でなければならない」と定めている（資料1-2、10-1-4）。

学長の選任は、学長選挙規程により、併設大学を含む教育職員及び事務職員がそれぞれ1票を有する選挙によって選出する。なお、同規程の前文に龍谷大学学長が龍谷大学短期大学部学長を兼務することを明記している。また学長選挙は、学長選挙終了後、選挙管理委員会の下で総括が行われ、その結果を学長に報告し、選挙運営及び選挙結果の公正性を確認している。また学長の解任請求に必要な事項を定めた「学長解任請求規程」も制定している（資料10-1-4、10-1-5、1-10-6）。

## 2) 役職者の選任方法と権限の明示

副学長の選任は、「副学長規程」により、学長が本学の専任教育職員の中から候補者を部局長会（大学執行部）に内示し、その後、学長は候補者を理事長に推薦し、理事長が任命する。また職務については、大学の管理運営及び教学に関して、学長を助け、命を受けて校務をつかさどること及び学長が事故・病気等により、長期にわたって執務できない事態になったとき、学長の職務を代理すること等を定めている（資料 10-1-7）。

短期大学部長は、学則、「短期大学部教授会規程」等に基づき、教授会における選挙で選ばれる。短期大学部長は、教授会を招集し議長として運営する責務を有している（資料 1-2、10-1-8）。

なお、学長、副学長及び短期大学部長は、寄附行為に基づく理事であり、短期大学部のみならず学校法人の運営についても権限と責任を有している。

## 3) 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

本学は、審議決定機関として「評議会」「部局長会」「学長会」を置き、それぞれの審議事項を定めることにより、意思決定及びそれに基づく執行体制を明示している（資料 2-10、10-1-1）。

評議会は、本学及び併設大学の最高意思決定機関であり、学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長（短期大学部長を含む）及び法人事務室長並びに短期大学部教授会からの選出評議員 1 名（短期大学部以外の各学部は各 2 名）及び事務職員からの選出評議員 10 名で構成している（資料 2-10 第 3 条及び第 4 条）。

部局長会は、上述のとおり大学執行部であり、日常業務執行に関する事項を審議・決定するとともに、学則変更や予算・決算等の評議会の審議事項の提案を担っている（資料 2-10、10-1-1）。

学長会は、学長、副学長、事務局長及び総務局長をもって構成し、部局長会から委任された事項を審議・決定している（資料 2-10、10-1-1、10-1-9）。

なお、上述のとおり、部局長会は常任理事会として、学長会は専務・常務理事会として、学校法人の審議決定機関としての役割も兼ねている（根拠資料 10-1-1）。

## 4) 教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会は、学則第 39 条及び短期大学部教授会規程第 2 条において、教育職員の人事に関する事項、研究及び教授に関する事項、学科課程の編成、履修の方法及び試験に関する事項、短期大学部内諸規程の制定改廃に関する事項、その他短期大学部の運営における重要な事項を定めている。また学則第 39 条では、教授会における審議決定事項からは、全学的に決定を要する事項を除くことを定め、教授会の意思決定の範囲を明確にしている（資料 1-2、10-1-8）。

評議会は全学的事項の意思決定機関であり、短期大学部教授会は評議会構成員である評議員各 1 名を選出する権限を有している。短期大学部教授会は、全学的な意思決定にも参画する役割と責任を担っている。評議会における審議事項は、選出評議員を通じて教授会に報告される。重要案件に関しては継続審議とし、選出評議員が短期大学部教授会の意見聴取を行うなど、評議会と教授会との間で往復審議を行い、教授会の意見も尊

重できるよう、学内の合意形成に十分な留意を行っている（資料 2-10）。

#### 5) 教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

本学は、学校法人と教学組織（短期大学部及び併設大学）を一体的に運営する体制を整備して、意思決定及び業務遂行を行っている。

大学執行部である部局長会は、寄附行為第 16 条の 2 で定める常任理事会として、学長会は、同第 16 条の 3 で定める専務・常務理事会として運営している。したがって部局長会（常任理事会）及び学長会（専務・常務理事会）では、大学（短期大学部を含む）案件及び法人案件を一体的に審議し、大学案件に関しては、最終的に評議会で議決し、法人案件に関しては、理事会で議決している（資料 10-1-1）。

理事会は、寄附行為第 8 条に基づき、浄土真宗本願寺派総長を理事長とし、総長の推薦する理事、学長、事務局長、副学長、総務局長、学部長（短期大学部長を含む）及び龍谷大学付属平安高等学校長ほかによって構成する（資料 1-1、10-1-10【ウェブ】）。

総長をはじめ総長の推薦する理事は非常勤であり、その他の半数は学長、副学長等の学内理事（常勤）である。この理事会の構成は、本学の設立母体である浄土真宗本願寺派と本学との間で築かれた信頼関係に基づくものである。学校法人は、原則として、教学組織（短期大学部及び併設大学）における意思決定を尊重した運営を行っている。また寄附行為第 13 条に、理事長、副理事長及び専務理事は、この法人のすべての業務についてこの法人を代表すると定め、学長（専務理事）にも代表権を認めており、教学組織のトップである学長（専務理事）が、設立母体と本学との信頼関係の下、理事長の意向を適宜確認し、法人運営と大学運営とを一体的に行っている（資料 1-1）。

#### 6) 学生、教職員からの意見への対応

評議会では、審議に際し、重要案件等については、学部教授会（短期大学部を含む）との往復審議を行い、教員から意見を聞くこととしている。また、併せて事務職員に対しても、管理職（課長）からの説明・意見聴取や、事務職員選出の評議員による意見聴取等、学内構成員の意見を丁寧に聞く審議プロセスを経るよう努めている。

また学生の意見を大学運営に取り入れるため、毎年度、学生の代表と大学執行部（部局長会構成員）で構成する「全学協議会」を開催し、学生の意見や要望を聞き、対応等の協議を行っている（資料 10-1-11）。

2019 年度は、次期長期計画「構想 400」の策定に際し、大学の将来について意見やアイデアを聞く、学生及び全教職員を対象としたワークショップを開催した。学生を対象としたワークショップで聴取した意見等は、課題を分類し、担当部署を決め対応策の検討を開始している（資料 10-1-12、10-1-13、10-1-14）。

### (2) 適切な危機管理対策の実施

本学は、「危機管理規程」を定め、予期せぬ危機事象に対し迅速な対応をとるための危機管理体制を整備している（資料 10-1-15）。

同規程では、危機対策本部を設置し、危機事象に対応すること及び緊急時には通常の意味決定機関の審議等の諸規則に定められた手続きを省略できること等を定め、危機対

策本部の下、危機事象に対し迅速に対策を講じることができるようにしている。

その他、「龍谷大学海外危機管理マニュアル」、「防火・防災管理規程」、「学校法人龍谷大学個人情報保護に関する規程」、及び「情報セキュリティに関する規程」等、危機管理に関する必要な規程を整備している（資料 8-7、10-1-16、10-1-17、10-1-18）。

#### 7) 併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性

本学は、併設大学と合同での教授会は行っていない。短期大学固有の事項については、短期大学部教授会にて審議を行っている（資料 10-1-8）。

以上のことから、本学は、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を規程において明示し、適切な大学運営を行っているとして評価する。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

#### 評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

本学は、財政基本計画の基本的な考え方である「教学創造こそ財政」の認識に基づき、学生や社会から評価される教学内容を創造し、安定的な学生確保や多様な外部資金の獲得をはかることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的发展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた財政運営を目指している。

本学の予算は、長期計画の事業遂行と、その実施を裏付ける長期財政計画に基づいて編成している。2020年度の予算編成では、2020年度が次期長期計画である構想400の初年度となることから、次期長期計画に基づく事業を着実に推進するための財源を確保できる健全性・安定性の高い財政基盤を確立することを目指している。

予算編成の基本方針は、毎年度、評議会において審議・決定している。財務部経理課は、基本方針に基づき各部局及び各部署からの予算要求を取りまとめ、各部局及び各部署の代表（部長・事務部長）で構成する予決算会の議を経て予算（案）を策定し、評議会・理事会に上程し審議・決定している。また初めて実施する新規・大型事業に関しては、予算（案）とは別に審議を行うなど、全体予算だけでなく、それぞれの事業の必要性等を検討の上、個別に事業実施の可否及び予算化の是非を審議・決定している。予算編成は限られた財源を効果的に配分できるよう工夫を行っている（資料 10-1-19）。

各部局及び各部署は、予算執行ルールを定めた予算執行説明書に従い、予算執行処理を適切に行っている。執行内容に関しては、毎年度、公認会計士による定期監査及び決算監査を受け、適正に処理がなされていることを確認している（資料 10-1-20）。

限られた財源を有効かつ効果的に配分するため、2000年度から継続して「事業評価システム」（2016年度に再構築）を運用している。事業評価システムは、事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を目的としたもので、各事業の成果及び妥

当性を評価し、翌年度以降の予算編成に反映している<第 10-2 章参照> (資料 10-1-21)。

以上のことから、本学は、予算編成及び予算執行を適切に行っていると評価する。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

**評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置**

- ・ 事務職員の採用に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教育職員と事務職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善

**1) 事務職員の採用に関する諸規程の整備とその適切な運用**

事務職員の採用は、「事務職員採用手続要領」に基づき「採用試験委員会」を設置し、専任事務職員採用に係る選考採用実施体制を構築し実施している。具体的には、採用試験委員会の下に管理職及び中堅職員で組織する採用チームを設け、募集プロジェクトと選考プロジェクトを組織し、人物重視の募集・選考活動を行っている。また、採用活動終了後に、募集・選考の両プロジェクト合同で意見交換会を開催し、課題点や改善点等を翌年度に申し送るなど、改善・向上に努めている（資料 10-1-22、10-1-23、10-1-24）。

事務職員の配置・人事異動は、毎年度、退職者数及び新規採用者数並びに欠員状況等を踏まえ、各部署の配置人数を決定し、限られた人数を効果的に活用できるよう努めている。また人事異動は、基本方針に基づき、所属長と課員による面談、人事課長と所属長によるヒアリングを踏まえ、事務職員一人ひとりの能力を最大限発揮できるよう、配属経歴や部署の年齢構成等を総合的に検討した上で行っている（資料 10-1-25）。

**2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備**

本学は、業務内容の多様化、専門化に対応するため専任事務職員のほかに、専門業務に従事する（専門職務）職員を配置している。具体的には、短期大学部教務課では、実習関係渉外業務を担当する職員を配置し、その他グローバル教育推進センター事務部に留学生指導業務を担当する職員、保健管理センター事務部にカウンセラー、障がい学生支援室にコーディネータ等、業務の専門性に応じ専門職員を配置している（資料 10-1-26、10-1-27、10-1-28）。

また専任事務職員であっても、知識・専門能力を業務に発揮するため、一定の条件を満たした場合、特定分野の部署に一定期間配置する特定職務型スタッフ・コースを整備している（資料 10-1-29）。

事務職員は定期的な人事異動により様々な部署における勤務が原則であるが、特定職務型スタッフに認定された場合、人事異動の対象外とされ特定部署に一定期間勤務することができる。特定部署の勤務を一定期間保証することにより、経験及び専門能力を活かした業務遂行は、組織として質の高い業務を目指している。現在、特定職務型スタッフは、主に図書館事務部に配置されている。

### 3) 教学運営その他の大学運営における教育職員と事務職員の連携関係（教職協働）

本学の事務組織は、「事務組織規程」に示すとおり、各事務組織のトップには、数多くの教員を部長（又はセンター長）に任命し、配置している。また、教員による部長（又はセンター長）の下に事務部長（又は次長）を配置し、教職協働で大学運営を行う体制を整備している（資料 7-2【ウェブ】、10-1-30、10-1-31）。

大学運営に係る主要な会議（評議会、部局長会、学長会）や教学運営に係る主要な会議（全学教学政策会議、教学会議）も教員と事務職員で構成しており、教職協働による運営体制を構築している（資料 2-10、2-11）。

このような教職協働の連携体制は、それぞれ異なった視座から大学運営の当該案件をとらえることができ、本学が長年培ってきた良好な組織運営といえる。

### 4) 昇格等、人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善

本学は、事務職員に資格制度を導入し、資格別に処遇が決まっている。事務職員の資格は、「事務員及び医務員人事規程（以下「人事規程」）」第5条、「事務員及び医務員の資格等に関する細則」第2条及び第5条（別表1）において、その種類、基礎資格及び資格要件を定めている（資料 10-1-32、10-1-33）。

昇格人事は、人事規程第7条に基づき、原則として年1回実施される。昇格人事は、人事規程第8条に基づく候補者推薦委員会が、各候補者の業務評価を資格要件と照合し、厳正に昇格候補者の選任を審議している。また候補者推薦委員会は、対象資格別に委員構成を変更し、一部の委員に偏らないように配慮している（資料 10-1-34）。

資格制度を公正に運用するため、人事規程第7条の2に基づき、昇格審査の結果に不服がある場合には、不服を申し立てることができる制度を設けている（資料 10-1-35）。

以上のことから、本学は、大学運営に必要な事務組織を設置し、その事務組織は適切に機能していると評価する。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

本学は、大学設置基準の一部改正に伴うスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」）



の義務化を踏まえ、大学執行部である部局長会構成員を対象とした研修を実施している。部局長会構成員が、経営者（理事）としての観点に立脚して、その使命・役割を適切に遂行できるよう、大学運営に必要な知識・技能を身につけ、能力・資質を向上させるため「大学執行部情報共有セミナー」を年数回実施している。同セミナーは、設定するテーマに応じて、部局長会構成員以外の教職員等にも開放して実施し、部長（又はセンター長）を兼務する教員には、積極的な参加を促している（資料 10-1-1、10-1-36、10-1-37、基礎要件確認シート 16）。

教員を対象とした研修は、まず内部質保証システムの 1 つの制度である教員活動自己点検を毎年度実施している。各教員は自らの 1 年間の活動（4 領域）を点検・評価し、その維持・改善・向上に努めている（第 2 章・第 6 章 参照）。

また毎年度、初めて着任する教育職員を対象に、本学の教育・研究、FD 活動及び教員自己点検活動等について理解を深めることを趣旨とした新任者就任時研修会を開催している（資料 10-1-38【ウェブ】）。

事務職員を対象とした研修は、職員に求められる知識や技能を修得するため、研修要項に基づき「組織目標達成型研修」と「自己啓発型研修」に大別し実施している。組織目標達成型研修は、資格別研修、選抜研修、部署別研修に分類される。また管理職位者研修も年数回実施している（資料 10-1-39、10-1-40、10-1-41）。

資格別研修では、資格に応じて必要とする知識、実務能力の獲得及び能力の向上を目指し、資格別に研修メニューを用意している。特に就任 1～3 年目の職員に対しては、「龍谷大学職員入門研修」を実施し、本学に関する基本的な知識の修得を目指している。

選抜研修では、事務職員の中から受講者を選抜し、私立大学連盟等が主催する研修会、他大学の職員と連携し実施するプロジェクト企画立案研修（WISDOM 研修）、国外の高等教育機関を訪問調査する海外高等教育研修等を実施している。

なお、研修制度は、有期雇用の事務職員も対象としている（資料 10-1-42）。

また、意欲及び資質・能力の向上を図るため、専任事務職員を対象に評価制度を導入している。同制度は、上司との面談を行い、業務目標の進捗管理及び達成を目指すものである。各事務職員は、同制度による面談等によって長所や短所を自覚し、今後の資質・能力向上につなげている（資料 10-1-43、10-1-44、10-1-45、10-1-46）。

なお、評価制度は、個々の事務職員の資質・能力を向上させる人材育成制度であり、資格制度には連動させていない。

以上のことから、本学は、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を適切に実施していると評価する。

**点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセス及びその適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

### （1）適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

本学は、毎年度、組織の自己点検・評価を実施し、大学基準（大学基準協会）を準用し点検・評価を行っている。大学運営の適切性については、学長室、総務課、人事課及び内部監査室において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている（資料 10-1-47、10-1-48、10-1-49、10-1-50）。

各組織の自己点検・評価結果は、大学評価委員会及び全学大学評価会議で確認する。大学評価委員会委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめる。全学大学評価会議は、大学評価委員会から上程された評価結果（案）を審議し確定させる。評価結果は、各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に活かしている（資料 2-2、2-5、2-6、2-27）。

### （2）監査プロセスの適切性

監査については、三様監査を整備し、監事、監査法人及び内部監査室が、それぞれ定期的又は必要に応じ監査を実施している。

監事は、寄附行為第5条及び第9条において、定員3名、任期3年で、理事長が評議員会の同意を得て選任すると定めている。監事の職務は、同第13条の3において、業務監査や財産状況の監査等を定めているが、私立学校法の一部改正（2019年5月公布）を踏まえ、2019年12月に寄附行為の下に「学校法人龍谷大学監事規程」を制定した。2020年度以降、監事による監査は同規程に基づき実施される（資料 10-1-51、10-1-52）。

監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき実施されるもので、毎年度、監査計画書に基づき適正に実施されている（資料 10-1-53）。

内部監査室による監査は、「予算統制等に関する規程」第7章（第31条～第41条）、「内部監査実施細則」及び「臨時監査の対象及び手順に関する要項」に基づき、毎年度、定期監査（業務監査）及び臨時監査を実施している。定期監査の結果は、1年間の結果をまとめ学長に報告し、臨時監査の結果は、その都度、学長に報告している（資料 10-1-19、10-1-54【ウェブ】、10-1-55）。

監事、監査法人及び内部監査室は、定期的に監査状況等を共有する法人監事会を開催し、三様監査の連携強化を図っている。

### （3）点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性に関する改善取組を次のとおり記載する。

内部監査室による定期監査で指摘された課題は、毎年度、当該部署の責任において、改善計画書を策定し、改善・向上に取り組み、その結果を学長に報告している（資料 10-1-56）

学長選挙の実施年度は、学長選挙終了後、選挙管理委員会の下で総括が行われ、その

結果を学長に報告し、選挙運営及び選挙結果の公正性を確認している。また総括の結果による課題等は、次の学長選挙までに改善を図っている。例えば、2010年度に初めて試行的に実施された学長候補者に対する質問制度については、2014年度の学長選挙での再試行を踏まえ制度内容を総括し、2016年度に学長選挙規程を一部改正し、2016年度の学長選挙から正式な制度として運用を開始している（資料 10-1-5）。

以上のことから、本学は、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っていると評価する。

## 2. 長所・特色

### (1) 法人と短期大学部との一体的な運営

本学の大学運営方針は、学校法人と教学組織（本学及び併設大学）とを一体的に運営することを明示している。大学の審議決定機関である部局長会及び学長会は、学校法人においては常任理事会及び専務・常務理事会であり、それぞれ同じ構成員が運営を担っている。

また理事会は、原則として大学の意思決定を尊重する運営を行っている。法人と本学及び併設大学とが一体的に大学運営を行ってきたことは、長年にわたる信頼関係の維持に基づいた「良き慣行」の証である。その一体的な大学運営を維持・継続するため1975年に開始の長期計画の策定と完遂、当該事業の遂行を裏付ける長期財政計画の編成と執行、この2つの計画に基づいた大学運営こそが、本学の長所であり特徴である。

### (2) 大学執行部情報共有セミナーの開催

大学執行部情報共有セミナーは、学長、副学長、事務局長、総務局長及び各学部長（短期大学部長を含む）等の大学執行部が大学運営に必要な能力・資質を向上させるための理事者研修であり、教員、事務職員に関係なく大学運営に携わる者全員を対象としたスタッフ・ディベロップメントである。まだ同セミナーには、大学執行部以外にも、大学運営にかかる業務を所管する各事務組織の部長・センター長（教員）及び事務部長も参加している。

ただ、昨今の急激な社会情勢の変化にともなって、同セミナーの回数が増加すると想定される。今後の本学発展のための大学運営に資する機会にするため、より有効な情報獲得と意見交換の機会にしたい。

### (3) 学内構成員からの意見を踏まえた大学運営

本学は、最高意思決定機関である評議会の審議・意思決定においても、学内構成員の意見を聴取して審議することを重視している。このことは、大学の主体である学生の意見を尊重するという態度にもあらわれている。

上述した、毎年度の全学協議会を開催して、学生から出された意見や要望を大学運営に反映させている。加えて、次期長期計画である構想400の策定においても、将来構想に対する意見やアイデアを聞く機会として、学生及び全教職員を対象とした全学ワーク

ショップを開催し、その一部は実施に向けて進展している。

このように本学は、大学運営に関わる意思決定プロセスにおいて、決して大学執行部の意思だけで事業の遂行や実施をするのではなく、学内構成員との対話を通じて傾聴を重視した審議・決定を尊重した大学運営を行っている。

様々な立場の構成員の意見を聞いて、大学運営の方向性を見据えて事業遂行していく姿勢は、営々と継承してきたものである。今後、社会状況の急激な変化に直面しても、建学の精神に基づいた大学運営によって本学の発展を目指すものである。

### 3. 問題点

なし。

### 4. 全体のまとめ

本学は、1975年から長期計画に基づく大学運営を行っており、2020年1月には次期将来計画である構想400のグランドデザインを公表し、現在、アクションプランの策定を進めているところである。

また運営方針において、学校法人と教学組織（短期大学部及び併設大学）を一体的に運営するという独自の方法を明示して、部局長会（大学執行部、短期大学部長を含む）が、法人運営及び大学運営において、そのリーダーシップを発揮する運営体制を整備している。

寄附行為及び大学審議決定機関に関する規程には、学長、副学長、学部長（短期大学部長を含む）の責任と役割を定め、大学の審議決定機関は、評議会、部局長会及び学長会並びに教授会を置き、また学校法人の常任理事会は部局長会と、専務・常務理事会は学長会と位置付け、それぞれの審議事項を定めることにより、意思決定及びそれに基づく執行体制を明示している。

また適切な予算編成・予算執行の下で健全な財政基盤を確立し大学運営を行っている（第10-2章参照）。

大学の最高意思決定機関である評議会の審議では、重要案件等は継続審議を原則とし、教授会や事務組織を通じた意見聴取を行っている。加えて、大学運営に対して、大学構成員である学生の意見を聞く機会を設け、その都度、当該課題に対する主担当部署がその対応にあたることとなっている。本学は、学内構成員との対話及び傾聴を重視した意思決定プロセスを採用している。

本学は、事務組織規程に基づき大学運営に必要な事務組織を設置し、各事務組織の責任者（部長・センター長）に教員を任命するなど、教員と事務職員の連携による運営体制を構築している。また業務の多様化・専門化に対応するため、専門性を必要とする部署には、専門職務職員を配置している。加えて、大学運営に必要な知識・技能の修得や資質向上を図るため理事者研修である大学執行部情報共有セミナーを年数回実施するとともに、各教員は教員活動自己点検を通じた資質向上・改善に取り組み、事務職員に対しても研修制度及び評価制度を実施している。

本学は、事務職員を適正に配置し事務組織を適切に機能させるとともに、大学運営を適切かつ効果的に行うため、理事並びに教員及び事務職員の意欲、能力及び資質の向上を図っている。

本学では、学内あらゆる部門の質的向上を目指して、組織の自己点検・評価を毎年度実施している。全学大学評価会議において諒とした評価結果は、各組織にフィードバックされ改善・向上につなげている。また、三様監査を整備し、監査による改善活動も実施しており、大学運営においては適切な改善・向上サイクルを確立している。

以上のことから、本学は、運営方針を定め、大学運営及び法人運営体制を適切に整備し、かつ教員及び事務職員の能力・資質向上に取り組み、健全な財政基盤の下で運営体制を機能させていると評価する。

## 第10章 大学運営・財務

### (2) 財務

#### 1. 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：財務関係比率に関する指標又は目標の設定

#### (1) 財政基本計画及び長期財政計画の設定

本学は、長期的・安定的な財政基盤を確立するため、2002年1月に「財政基本計画」を策定し、財政的な裏付けの下で第4次長期計画（2000～2009年度）を完遂し、さらに第5次長期計画（2010～2019年度）を推進した。

本計画の概要は次のとおりである（資料10-2-1）。

#### ア) 財政の基本的な考え方

- 1) 財政は、教学を中心とした大学の運営方針に従属し、教学展開に必要な資源調達を使命とするものであるが、同時に大学運営の制約条件でもあることに留意する。
- 2) 高等教育機関をめぐるさまざまな動向の中で、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を計ることが、長期財政を確立する上での大きな課題であり、「教学創造こそ財政」の認識に立つ。
- 3) 第5次長期計画に基づき、資金を教学創造という質的發展に重点投資し、「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」のある財政を構築する。

#### イ) 財政の具体的施策

考え方	目標	具体的施策
主体性	教学組織を中心とした各事業主体の自律性を促進し、的確な教学支援財政を確立する。	①教学主体予算の充実と評価 ②事業評価システムの継続実施 ③事業目的別予算科目の充実
安定性	厳しい大学環境の中にあって、安定的な財源の確保と、安全な財政運営を目指す。	①学生定員の確保 ②学外資金の獲得 ③教員・事務職員定員枠（人件費枠）の設定 ④借入金の方角性
健全性	指標数値に照らした長期的財政の健全性を計るとともに、金融リスクの増大に対処するためのリスクマネジメント体制を強化する。	①財政検証システムの構築 ②資金運用の体制維持 ③経常的経費の総額抑制 ④長期財政計画の策定

社会性	大学財政の社会的責任を自覚し、教学アカウンタビリティに対応した財政を展開するとともに、学生や社会等から理解が得られるかたちでの情報開示に努める。	①学費制度の方向性 ③ 財政公開の充実
-----	--	------------------------

図 10-2-1 財政の具体的施策（資料 10-2-1）

本学は、財政基本計画の基本的な考え方である「教学創造こそ財政」の認識の下、学生や社会から評価される教学内容を創造し、安定的な学生確保や多様な外部資金の獲得をはかることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的發展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」、「安定性」、「健全性」、「社会性」の高い財政運営を目指している。

また、教育研究を安定して遂行するための財政基盤を確立・維持するためには、単年度の財政運営だけではなく長期的な財政見通しを含む財政計画の策定が重要であり、長期計画に基づく事業推進を財政的に裏付けるとともに、健全な財政基盤を維持するため、毎年度、向こう 10 年間にわたる「長期財政計画」を策定している。長期財政計画は、予算編成又は決算時に最新の数値に更新し、財政執行状況を注視するとともに、財政状況の見通しを確認している（資料 1-29）。

## （2）財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は、長期財政計画の付随資料として、財務比率表を設けている。財務比率表は、「事業活動支出比率」、「人件費依存率」、「教育研究経費比率」、「総負債比率」、「借入金償還比率」、「基本金組入後事業活動収支超過比率」、「自己資産増加率」の 7 項目で構成され、それぞれの比率に財務の健全性を確保することを目的とした財政ガイドポスト（警告／中止）を設定している（資料 10-2-2）。

予算編成時又は決算時には各財務比率を算出し、財政ガイドポストに基づき財政状況を検証している。2018 年度決算における財政状況の検証結果は、下表のとおりで、すべて財政ガイドポストの警告値を下回る（教育研究経費比率・自己資産増加率は上回る）結果となり、安定性・健全性を維持できていると評価している（資料 10-2-2）。

項目	ガイドポスト		2018 決算
	警告	中止	
(1) 事業活動支出比率 (事業活動支出/事業活動収入)	93 以上	100 以上	90.0
(2) 人件費依存率 (人件費/学生納付金)	68 以上	71 以上	63.8
(3) 教育研究経費比率 (教育研究経費/事業活動収入)	30 以下	25 以下	33.0
(4) 総負債比率 (総負債<前受金を除く>/総資産)	20 以上	25 以上	7.6
(5) 借入金償還比率 (借入金元利償還額/事業活動収入)	10 以上	20 以上	1.4

(6) 基本金組入後事業活動収支超過比率 (当該年度支出超過額/基本金組入額) ※10年の平均値とする	60以上	80以上	53.0
(7) 自己資産増加率 (当年度純資産-前年度純資産)/前年度純資産)	1.0以下	0.0以下	2.0

図 10-2-2 2018 年度決算における各種財務比率の検証（長期財政計画から抜粋）

その他、本学の財政の健全性を客観的かつ多角的に検証するため、収支構造が本学と同様である全国の私立大学（医歯系法人を除く）の平均値を算出し、本学と比較することによって、本学の財務状況が健全性を判断している（資料 10-2-3）。

本学の 2018 年度の決算値と全国私立大学の 2017 年度の全国平均を比較した結果、本学は、ストック面では、「純資産構成比率（（純資産（基本金＋繰越収支差額）/（負債＋純資産））」、「内部留保資産比率（（現金預金＋特定資産＋有価証券－総負債）/総資産）」、「退職給与引当特定資産保有率（退職給与引当特定資産/退職給与引当金）」、「負債比率（総負債/（基本金＋当年度収支差額）」等の指標において、また、フロー面では、事業活動収支差額比率の指標において、全国平均より良い数値となっている。他方、収入構造では、学生生徒等納付金比率は全国平均よりも高く、寄付金比率・補助金比率が全国平均より低い状況にあり、学生生徒等納付金以外の収入の割合を高めることが課題である（資料 10-2-3）。

以上のとおり、本学は、財政の基本的な考え方となる財政基本計画を定め、本計画のもとで長期計画の事業推進を裏付ける長期財政計画を策定し、毎年度、予算編成時又は決算時に更新している。また、長期財政計画の更新時には、その財政状況を確認するため、財務比率別にそれぞれの財政ガイドポストに基づく検証を行い、かつ全国私立大学の財務比率の平均値と比較するなど、適切に財政状況の健全性を判断している。

これらのことから、本学は教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると評価する。

さらに、第 5 次長期計画の次の長期計画「構想 400」を見据えて、「財政基本計画（財務比率及び財政ガイドポストを含む）」の改訂にも着手している。

**点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。**

<p>評価の視点 1：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）</p> <p>評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み</p> <p>評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用</p>
--



(1) 短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤

上述の財政の基本的な考え方に示すとおり、財政は教学展開の重要要素であると同時に、大学運営の側面からは、制約条件でもある。そのため、法人全体の財政状況を確認するだけでなく、短期大学部及び併設大学の各学部単位（研究科を含む）における収支状況を確認することにより、それぞれの財政的な自律性を促進している（資料 10-2-4）。

決算時に作成する学部別収支状況表では、決算額を学生数、教員数又は校舎面積若しくは授業担当コマ数等の比率による按分・調整によって、学部単位（短期大学部、研究科を含む）の決算額を算出し、財務比率別にそれぞれの財政ガイドポストと比較し検証している。2018年度の学部別収支状況表における短期大学部の財政状況は下表のとおりである。

人件費依存率は警告数値を超過しており、教育研究比率も警告数値を下回っている。これは、少人数教育をはじめとしたきめ細やかな指導体制を重視していることが要因であるため、問題はないと判断している。

また、短期大学部全体の収支状況についても、全体の収支状況を表した事業活動支出比率が 90.5%と良好であることから、問題ないと判断している（資料 10-2-4）。

項目	ガイドポスト		2018年度の数値
	警告	中止	
(1) 事業活動支出比率 (事業活動支出/事業活動収入)	93%以上	100%以上	90.5%
(2) 人件費依存率 [教員] (人件費/学生納付金)	49.7% (51.7%までは許容)		<u>55.5%</u>
(3) 教育研究比率 (教育研究経費/事業活動収入)	30%以下	25%以下	<u>26.6%</u>
	上限比率：35.4%		

図 10-2-3 2018年度決算における「学部別収支状況表」の各種財務比率の検証

2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

本学は、限られた財源を有効かつ効果的に配分するため、2000年度から継続して「事業評価システム」（2016年度に再構築）を運用している。事業評価システムは、事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を目的としたもので、各事業の成果及び妥当性を評価し、その結果を翌年度以降の予算編成に反映している（資料 10-1-21）。

具体的な手法は、事業実施部局又は部署による事業の「目的」、「手段」、「予算執行状況」、「成果」等を踏まえた自己評価に加え、事業の成果を客観視できるように設定した「効果測定指標」に基づいて、事業成果及び効果を「質」と「量」から測定する。また事業活動の度合いも「ニーズ」、「効率性」、「有効性」、「費用対効果」等の視点から評価を行い、当該事業の「継続」、「改善」、「廃止」、「終了」を判断する。

この事業評価システムを導入することで、次のような効果が期待できる。

- ア) 「質」と「量」の両面における成果を重視した事業運営。
- イ) 費用対効果の観点から事業手法を検証し、事業の効率化を高める。
- ウ) 各事業の効果、実施状況や予算額の妥当性、過年度の実績等から予算編成の適切性を検証し、次年度以降の予算編成に反映させる。
- エ) 限られた財源の有効かつ効果的な予算配分を目的とした、客観的な評価に基づく事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）の実現。

事業評価システムの評価対象は、2016年度以降、併設大学を含み各年度148～189件で、そのうち「改善」、「廃止」と指摘された事業は各年度26～53件である。改善及び廃止と指摘された事業は、担当部局又は部署に改善計画書の策定が義務づけられ、廃止と指摘された事業の継続実施を希望する場合には、部局長会（大学執行部）における審議・承認を必要としている。

また、2018年度には、事業評価システム自体の検証を行い、適切性や課題・対策等を確認し、当該制度を継続し実施することとしている（資料10-2-5）。

### （3）外部資金の獲得

本学ウェブサイトで公表している財務情報である併設大学及び短期大学部を統合した決算に基づき、次のとおり記載する。

本学は、外部資金の獲得方策として、私立大学等経常費補助金をはじめとする各種補助事業への申請及び個人・法人に対する寄付金の募集を行っている。2018年度決算における補助金・寄付金収入額は合計して27億4,155万円（事業活動収支計算書上の収入全体における比率9.5%）となっている（資料10-2-6【ウェブ】）。

### （4）資産運用

本学は、「龍谷大学資金運用要項」を定め、安全性を第一義とし、流動性・収益性にも配慮しながら預金及び債券の運用を行っている。毎年度の資産運用は、要項に基づき、運用資金の限度額、運用対象となる債券等の種類、取引先証券会社等を示した「資金運用方針」を策定し、部局長会（大学執行部）において安全性を確認した上で実施している（資料10-2-7、10-2-8）。

2018年度決算における受取利息・配当金収入は、5億3,207万円（事業活動収支計算書上の収入全体における比率1.8%）となっている（資料10-2-6【ウェブ】）。

また資産の運用状況に関しては、市場動向や本学運用資産のバランス、債券運用（格付基準抵触確認を含む）等の項目について、四半期毎に外部機関によるモニタリング評価を受けるなど、運用の適正性を確認している。

以上のことから、本学は、将来にわたって教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているものと評価する。

ただし、学生生徒等納付金比率が全国平均より高く、寄付金比率・補助金比率が全国平均より低いことから、学生生徒等納付金以外の収入の割合を高めるなど、多様な収入源の確保に努めることが課題である（資料10-2-3）。

## 2. 長所・特色

本学は、2002年に財政の基本的な考え方を定めた財政基本計画を策定した。その下で長期財政計画を毎年度策定・更新することにより、将来にわたって教育研究活動を支えるために必要かつ十分な財政基盤を確立し、約20年にわたる第4次・第5次長期計画の事業推進を支えてきた。

また、本学の数値と全国私立大学（医歯系法人を除く）の平均値との比較・検証、学部別収支状況表の作成、事業評価システムの導入及び定期的な資産運用に係るモニタリングの実施等、様々な取組をもって財政状況の健全性を判断している。

## 3. 問題点

学生生徒等納付金依存率が全国平均より高く、寄付金比率・補助金比率が全国平均より低いことから、学生生徒等納付金以外の収入の割合を高めるなど、多様な収入源の確保に努めることが課題である。

## 4. 全体のまとめ

本学は、2002年に財政の基本的な考え方を定めた財政基本計画を策定した。「教学創造こそ財政」という基本的な考え方の下、毎年度、向こう10年間の長期財政計画を策定・更新し、安定した財政基盤に基づく長期計画の事業を推進している。

また本学は、財政の健全性を確保するため、予算編成又は決算時に各財務比率を算出し、財政ガイドポストによる財政状況の検証を行っている。加えて、学部別収支状況表を作成することで、法人全体の財政状況を確認するだけでなく、学部単位（研究科を含む）における収支状況を確認し、短期大学部及び併設大学の各学部・研究科の財政的な自律性を促進している。

予算編成においては、事業評価システムの導入により、限られた財源を有効かつ効果的に配分することを目指しつつ、各事業の成果及び妥当性を評価し、その結果を翌年度以降の予算編成に反映している。また2018年度には、事業評価システム自体を検証し、その適切性及び課題・対策等を確認している。

寄付金や外部資金の獲得、資産運用による収益増にも積極的に取り組み、学生生徒等納付金以外の収入増を図っているが、いまだ学生生徒等納付金比率が高く、寄付金比率・補助金比率が全国平均より低いことから、学生生徒等納付金以外の多様な収入源を確保することが課題である。

以上のことから、本学は、財政基本計画の下で長期財政計画を適切に策定し、教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財政基盤を確立しているものと評価する。

さらに、2020年度から始まる次期長期計画である構想400を見据えて、これまでの財政のあり方を踏襲しつつ、財政基本計画（財政ガイドポストの改定も含む）の改訂にも着手している。

## オプション項目

### 1. 現状説明

点検・評価項目①：短期大学が組織的に行っているユニークな取り組みの実施状況とその有効性、またさらなる発展に向けた今後の展望

評価の視点1：短期大学の「教育理念・目的」に基づいた各学科の専門的・実践的能力の修得

#### (1) 短期大学の「教育理念・目的」に基づいた各学科の専門的・実践的能力の修得

「浄土真宗の精神」を建学の精神とする本学は、短期大学の「教育理念・目的」として、「建学の精神に基づき『真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする』ことのできる人間を育成する」と掲げている。本学各学科の「教育理念・目的」は、次のとおりである。(資料 1-2)

##### 社会福祉学科の教育理念と目的

福祉全般にわたる基礎的教養を修得するとともに、専門及び隣接領域の知識や実践的能力を身につけた人材を養成することを目的とする。

##### こども教育学科の教育理念と目的

保育・幼児教育に関する専門的・実践的能力を身につけた人材を養成することを目的とする。

本学は、講義や演習とあわせて社会福祉施設や保育所・幼稚園等における実習等、実社会における実践的・体験的学びを重視している。

本学が組織的に行っているユニークな取組は、「実習事前指導の体系的な実施」、2002年開始の知的障がい者と学習支援を通して協働する「オープンカレッジふれあい大学課程」、2011年こども教育学科設置にあわせて整備した「こども教育多目的室における取り組み」等があげられる。なお、「オープンカレッジふれあい大学課程」は、2006年度文部科学省特色GPに採択され、以後継続して実施している(資料 9-3、9-4【ウェブ】)。

近年、各学科でプロジェクトテーマを設けて、学生の専門的・実践的能力の修得に有効な取組を実施している。社会福祉学科では、初年次実習教育の導入テーマに「いのちを学ぶアイリーンプロジェクト」、こども教育学科では、2018年度のプロジェクトテーマとして「うまれる・育つ・生きる<いのち>」、2019年度は「健やかに育つ・生きる<いのち>」をテーマに展開してきた(資料 4-58、9-15)。

本項目では、「実習事前指導の体系的な実施」のなかで、特にこども教育学科の実習指導教育をとりあげる。なお、この取組は、2019年度大学基準協会による「大学・短期大学スタディプログラム」において、日常の教育活動が、評価におけるエビデンスとして有効活用できる事例として報告した(資料 9-13)。

実習指導教育は、こども教育学科の数ある教育活動の一部であるが、学生に与える影響は大きいといえる。本学科の教育目標は、教員の専門は異なっても質の高い保育者養成（保育士・幼稚園教諭）を行うことであり、この目標は学科の各教員に共有され、実習教育の重要性（2年間で5回の実習（50日間））を示している。

さらに、実習指導教育には、各教員の専門の限界を超えたより高い次元の仕組み作りを求めている。具体的には、保育・幼児教育、音楽、図画工作、体育、小児栄養、社会福祉等の異なる専門領域14～15名の教員が、事前指導、巡回指導、事後指導の一貫性を保つため、実習教育の基盤となるチームを構成して活動している。加えて、本学科では「やりっぱなしにしない」実習教育を提唱して、実習の事後指導（実習経験の省察）も重視している。

実習指導教育の授業は全教員が毎週参画している。大講義室において担当クラス別に学生を着席させ、各教員は当該クラスの出席管理と成績評価、グループワーク支援等を担当する。

また、実習指導教育は、教員だけでなく職員のサポートを得て教職協働の取組となっている。例えば、実習に関する連絡や実習サポート講座（例えば、事務的な名札でなく、学生手作りの名札づくり）やこども教育多目的室を使って、授業と連動した個別支援等の協力を仰いでいる。

保育実習（保育所・施設）指導は社会福祉系教員が、教育実習指導は幼児教育系教員が主導して指導内容の均一化を図っている。

このように、全教員が学生に対する指導内容をすべて熟知した上で、巡回指導にあたり、学生にとって面識のない教員が巡回指導を担当することはない。毎週の授業では、各教員は専門性を活かした役割分担を担っているため、学生の報告に対して各専門性に基づくコメントを行うことができる。

### 1) 検証その1

教員は授業時間を共有した結果、さまざまな教授法を相互に参観するので、各教員にとっては気づきと学びの機会となるため、情報交換がそのままFD研究の場に発展することとなる。相互の教授法への興味・関心を誘発し、授業運営の悩み等を共有する場にもなっている。結果として、教員の相互理解とリスペクトを通して信頼関係の維持・向上につながっている。

### 2) 検証その2

学科FD研修として、学生と同様のメニューと実習時間を設定して、全教員が小児栄養実習を体験した。学生がどこでつまづいたか、あるいはどこに苦慮したのかを追体験することは、学生の心情を理解する上でも有効である。

### 3) 検証その3

ゲスト講師の講演と映画上映会の前後には、学生の意識調査アンケートを実施して、その分析から教育活動に対する学生の理解や受け止め方を把握している。

#### 4) 検証その4

毎年度『こども教育学科年報』を発行して、全教員が実習教育における各自の専門性に即したテーマを設定して執筆を担当している。

#### 5) 改善・向上その1

改善に向けた事項として、実践例として後述する「仏教讃歌の歌詞解説と合唱」がある。この取組にはアンケート結果から一部学生の抵抗感を確認したため、2019年度はその払拭に留意しながら実践している。

#### 6) 改善・向上その2

実習教育への取組がFD研修会の質的な変化を創出することになった。上述のとおり、実習指導教育の授業には全教員が参画することから、ほかの教員の授業法への興味・関心が誘発される。その結果が教育年報の執筆、担当授業の省察、実施した各種アンケートの分析・総括が成果として蓄積される。

## 2. 長所・特色

### (1) 実習指導教育とエビデンス

こども教育学科の全教育課程の中で実習指導教育の取組は、本学科の「教育理念・目的」を実質化する手法として有効性をもつと判断できる。実習指導教育は、本学科の教育の理念と目的を超えた各教員の専門性を活かした授業展開によって、より質の高い保育者養成となっている。

さらに、全教員が毎週授業に参画している状況は、学生にとっても毎週の授業で面識のある教員から、巡回指導を受けるため不安の解消になると判断する。とりわけ、実習において不安と緊張を抱えながら現場に直面している学生からすれば、毎週顔を合わせている教員が巡回指導を担当することは、実習中の不安を少しでも解消でき安堵して実習に取り組むことができよう。

また、具体的実践例として後述する「仏教讃歌の歌詞解説と合唱」は、本学の建学の精神の具現化だけでなく、本学の「教育理念・目的」の実質化につながる。学生アンケートのなかには「やはり、歌い続けると覚えられて、楽しいと思った」「仏教園で働くことになった場合、絶対意味を伝えられるようにしたいと感じる」と肯定的に受け止めている学生がみられた。

### (2) 具体的な実践例

一つの実践例は次のとおりである。

建学の精神を実習指導教育に具現化するため、授業の冒頭に「仏教讃歌の歌詞解説と合唱」を実践している。浄土真宗の教えに生きた親鸞聖人の姿に学ぶという情操を日頃から培う教育活動として、全受講生と教員が使用頻度の高い仏教讃歌を歌っている。仏教讃歌の歌詞は僧籍を有する教員が簡単に内容を説明し、音楽担当教員の伴奏と歌唱指導により毎回授業冒頭の10分～15分を当てている。

本学では仏教系保育園・幼稚園に就職する学生が、毎年一定割合を占めるため、学生にとっても好評で 80%以上の学生が「よかった」「どちらかといえばよかった」と回答している。反対に「リズムが難しくて歌にくい」「何度聞いても歌詞はすごく怖いと感じる」との率直な声もあったので、2019年度は学生の抵抗感に留意しながら実践している。

### 3. 問題点

なし。

### 4. 全体のまとめ

教育活動の成果、とりわけ本学が重視する「学生の専門性と実践的能力」を測るエビデンスは、数値に頼らない手法においても可能である。評価の指標には、多様性が認められるが、本学の建学の精神、教育理念・目的、こども教育学科の教育理念・目的を全学生・教職員が共有し実質化する手法は、適切かつ有効であると認める。

特に、こども教育学科において重要視している実習指導教育では、専門性を異にする教員が、その専門性を活かした実習指導を展開する。毎回の授業で顔を合わせるだけでなく、月1回程度の「実習担当者会議」における情報共有も各々の専門性を異なる視座から省察する意味で有効に機能している。

こども教育学科では、実践的能力の修得（実習教育の重要性）を学生に伝えるとともに、実習事前指導・巡回指導・事後指導の一貫性を保つため、実習指導教育は全教員がチームとなって授業に参画する方法を採用した。

このことは、既述したとおり学生にとって適切であるだけでなく、教員にとっても有効である。授業への参画は、他の教員の教授法や指導方法をみることで、担当授業の省察が行われている。加えて、学生によるアンケート調査の分析・検証を共有することで、客観的で冷静な判断も可能となる。

その結果、FD研修会には質的变化がみられ、教員の意欲的考察に発展する機会になっている。各教員の専門的視座からの授業の省察は、教育だけでなく研究領域の発展にも効果をあげている（資料 11-1）。

一例を挙げれば、2019年7～10月にかけて、教育学、心理学、栄養学、社会福祉学を専門とする7名の教員が「子どもの多様性にセンシティブな保育者養成教育に関する国内外の探索的研究」と題する科研費申請を行った（資料 11-2）。

日常の教育活動を通して、より質の高い保育者養成教育の展開を研究面から模索する目的である。なお、過去に本学における科研費申請件数の少なさが指摘されたことを受け、毎年8月下旬には学部独自の科研費申請説明会を開催し、申請件数の量的な増加を組織的に促進してきた経緯がある。以上に加え、日常の教育活動を媒介とした共同研究の企画・立案は個々の研究関心のすり合わせ、科研費申請のための具体的ノウハウの共有につながるなど、研究の質的な向上や進展の可能性を含んでいる（資料 11-1）。

毎年度発行している『こども教育学科教育年報』を通して実習指導教育や授業内容を

振り返ることで、学生気質の変化や学科の課題を早急に見出すことが可能であろう。近年の大学教育をとりまく状況が、刻々と変貌するなかにあって、教育年報の蓄積と共有化は、課題への早急な対応につながると推察される。

以上のことから、こども教育学科の「実習事前指導の体系的な実施」の取組は、学生の実践的能力を引き出す効果を有するだけでなく、全教員による授業参画は、授業の省察に留まらず、FD研修会に質的变化をもたらすなど有効性を発揮している。したがって、本学科のこの取組は現段階で適切性、有効性を認めることができ、将来的な発展につながると評価している。



### 自己点検・評価のまとめ・今後の展望

龍谷大学は2019年に創立380周年を迎えたが、本学は、その中でも龍谷大学文学部に次いで長い歴史と伝統を持っている。70有余年の長きにわたり多数の優秀な人材を社会に送り出し、短期大学として社会的に大きな役割を果たしてきたといえる。

この間の自己点検・評価活動において、本学を構成する教職員が、常態化した業務から視野を転じて教育・研究・社会活動を見直す契機となったことは、大きな意義があった。

「現在、短期大学は、多くの課題を抱えつつ、非常に厳しい局面にある。かつて二十世紀終盤には、効率的で凝縮されたカリキュラムを展開していた短期大学に、多くの志願者があった。しかしながら人々の生活が一定水準に達した頃から、短期大学より4年制大学を志願する者が増加した。わずか十数年のうちに、社会における教育や大学に対する価値観の変化がみられる。そのような一般的傾向ではある」と前回の点検・評価報告書に記しているが、以降この数年のうちに、状況の厳しさが加速しているといえる。

しかしながら、短期大学を志願する者も一定程度みられるため、本学がそのような志願者に応えていくことは、引き続き、本学が社会的役割使命を果たしていくこととなる。

大学基準協会への認証評価受審を契機に発足した短期大学部自己点検・評価委員会であったが、その点検・評価活動は、もはや毎年の営為となって根付き、現在、そのことから生まれる成果をより実質的かつ有意義なものとしてきている。また、自己点検・評価活動を通して、本学教職員のFD活動等への認識が深化し、その実践を蓄積することでFD・SD活動についても充実してきている。

また今後は、学生の確保だけでなく、入学した学生が有している多様な能力を引き出し、その能力に自信を持たせることが求められる。18歳人口の減少、大学全入時代を経て大学卒業生の割合がますます増加していく社会にあって、自信を持った学生を送り出すことが、本学教職員に託された使命である。

その達成目標を見据えて、自己点検・評価活動を自主・自律的に行うことが常態化し、恒常的に検証・改善をしていくべきであると認識を新たにしている。